

平成21年度実績評価書要旨

平成21年度実績評価書要旨

評価実施時期:平成21年8月

担当部局名: 医政局指導課

<p>施策名</p>	<p>日常生活圏の中で良質かつ適切な医療が効率的に提供できる体制を整備すること</p>	<p>政策体系上の位置付け</p> <p>基本目標 I 安心・信頼してかかれる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること</p> <p>施策目標 1 地域において必要な医療を提供できる体制を整備すること</p> <p>(I-1-1)</p>
<p>施策の概要</p>	<p>国民の医療に対する安心と信頼の確保を目指し、医療計画制度の中で医療機能の分化・連携を推進すること等を通じて、地域全体で、発症から急性期、回復期を経て在宅等生活の場に復帰するまで切れ目のない医療の提供を実現することにより、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を図る。</p>	
<p>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p>	<p>【評価結果の概要】</p> <p>【現状分析（施策の必要性）】 人口の急速な高齢化が進む中で、疾病構造が変化し、生活習慣病が増加している。このような状況下で、生活の質の向上を実現するため、特に、がん、脳卒中、急性心筋梗塞及び糖尿病の四疾病に対応した医療連携体制を早急に構築する必要がある。また、地域医療については、産科・小児科、へき地等における医師不足等多数の問題が指摘されており、救急医療、災害時における医療、へき地の医療、周産期医療及び小児医療（小児救急医療を含む。）の五事業に対応した医療連携体制の早急な構築を図る必要がある。 さらに、病院を良質かつ適正な医療を行う場にふさわしいものとするため、病院が医療法及び関連法令により規定された人員及び構造設備を有し、かつ、適正な管理を行っているか否かについて立入検査を実施する必要がある。</p> <p>【有効性の観点】 各種国庫補助等により、救命救急センターやへき地医療拠点病院等が整備されるなど、医療提供体制の整備が進み、これに伴い心肺停止者の一ヶ月後の生存率・社会復帰率の上昇や周産期死亡率の低下などが見られるところであり、施策目標の達成に向けた有効な取組が進められているものと評価できる。今後、各都道府県の定める医療計画を通じた医療機能の分化・連携がさらに推進されることにより、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制が確保されるものと考えられる。</p> <p>【効率性の観点】 医療計画制度に基づき、都道府県が四疾病五事業に係る医療連携体制の構築を進めることにより、地域の实情に応じて医療機能の分化・連携を推進することとしているが、国が各種国庫補助等により当該地域の实情に応じた都道府県の取組を支援することから、効率的に医療連携体制の構築が進み、施策目標の達成が図られるものと考えられる。</p> <p>【総合的な評価】 都道府県が医療計画において四疾病五事業に係る医療連携体制を定め、国が各種国庫補助等により医療計画に基づく都道府県の取組を支援することにより、地域の实情に応じた医療連携体制の構築が進んでいるものと考えられる。また、各種国庫補助等により、救命救急センターやへき地医療拠点病院等の数が増加しているところであり、これに伴い心肺停止者の一ヶ月後の生存率・社会復帰率が上昇し、周産期死亡率が低下していること等を踏まえると、地域の医療提供体制の整備が着実に進んでいるものと考えられる。さらに、毎年の立入検査結果の活用等により医療法に基づく立入検査の徹底も図られているところであり、日常生活圏の中で良質かつ適切な医療が効率的に提供できる体制の整備が図られているものと評価できる。 しかし、平成20年10月に東京都において妊婦死亡事案が発生したほか、妊産婦や小児などの救急患者が救急医療機関や周産期医療機関に円滑に受け入れられない事案が発生しているところであり、引き続き、救急医療体制の充実・強化、周産期医療体制の充実・強化、医療機関の連携強化等に取り組んでいく必要がある。</p> <p>【評価結果の分類】</p> <p>i 施策目標の終了・廃止を検討（該当する場合に○）</p> <p>ii 施策目標を継続（該当する場合に次のいずれか1つに○） （イ）施策全体として予算規模の縮小等の見直しを検討 （ロ）見直しを行わず引き続き実施 （ハ）<input checked="" type="checkbox"/> 施策全体として予算の新規要求、拡充要求等の見直しを検討</p> <p>iii 機構・定員要求を検討（該当する場合に○） （理由） 各種国庫補助等により、平成19年度までの各種指標は改善が見られるところであり、地域の医療提供体制</p>	

の整備が着実に進んでいるものと評価できる。しかし、平成20年10月に東京都において妊婦死亡事案が発生したほか、妊産婦や小児などの救急患者が救急医療機関や周産期医療機関に円滑に受け入れられない事案が発生しているところであり、引き続き、救急医療体制の充実・強化、周産期医療体制の充実・強化、医療機関の連携強化等に取り組んでいく必要がある。

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期)					
	H16	H17	H18	H19	H20
1 各都道府県の医療計画において定められた四疾病五事業に係る医療連携体制の構築率 (%) (前年度以上/毎年度)	—	—	—	—	97.8 【—】
2 心肺停止者の一ヶ月後の生存率・社会復帰率 (%) (上段：生存率、下段：社会復帰率) (前年度以上/毎年度)	—	7.2 【—】	8.4 【116.7%】	10.2 【121.4%】	集計中
	—	3.3 【—】	4.1 【124.2%】	6.1 【148.8%】	集計中
3 周産期死亡率 (%) (前年度以下/毎年度)	5.0 【—】	4.8 【96.0%】	4.7 【97.9%】	4.5 【95.7%】	集計中
4 無医地区の数 (箇所) (前年度以下/毎年度)	786 【—】	—	—	—	— (5年に一度の調査。次回調査は21年度)
5 病院への立入検査における指摘に対する遵守率 (%) (前年度以上/毎年度)	96.7 【—】	97.0 【100.3%】	97.2 【100.2%】	96.4 【99.2%】	集計中

(調査名・資料出所、備考)

- ・指標1については、医政局指導課調べによる。四疾病五事業に係る医療連携体制を定める医療計画は平成20年度から施行されており、平成19年度以前の数値はない。
- ・指標2については、「心肺機能停止傷病者の救命率等の状況」(総務省消防庁)による。平成20年度の数値を現在集計中であり、平成21年度中に公表予定である。
- ・指標3については、「人口動態調査」(大臣官房統計情報部)による(出産1000対)。平成20年度の数値を現在集計中であり、平成21年9月に公表予定である。
- ・指標4については、「無医地区等調査」(医政局指導課)による。5年ごとの調査であり、次回調査は平成21年度である。なお、無医地区数について、平成6年は997地区、平成11年は914地区であった。
- ・指標5については、毎年度終了後に各都道府県等が厚生労働省に報告し、厚生労働省において、各都道府県等からの報告内容に不備がないか確認してから公表している。平成20年度の数値を現在集計中であり、平成21年度中に公表予定である。

	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
関係する施政方針演説等内閣の重要政策	経済財政改革の基本方針2008	平成20年6月27日	「ドクターヘリを含む救急医療体制の一層の整備を行う。」 「今後は、在宅医療等地域で支える医療の推進、医療者と患者・家族の協働の推進など、国民皆で支える医療を目指して、改革を進める。」
	社会保障国民会議最終報告	平成20年11月4日	「「選択と集中」の考え方に基づいて、病床機能の効率化・高度化、地域における医療機能のネットワーク化、医療・介護を通じた専門職種間の機能・役割分担の見直しと協働体制の構築、人的資源の計画的養成・確保など、効率化すべきものは思い切って効率化し、他方で資源を集中投入すべきものには思い切った投入を行うことが必要であり、そのために必要な人的・物的資源の計画的整備を行うことが必要である。」
	第171回国会 麻生内閣総理大臣施策方針演説	平成21年1月28日	「救急医療も、消防と医療の連携などにより、患者を確実に受け入れられるようにします。」

	経済危機対策	平成21年4月10日	「医療機関間の連携強化、地域における医師の確保により地域医療の強化を図る。」
--	--------	------------	--

平成21年度実績評価書要旨

評価実施時期:平成21年8月

担当部局名: 医政局医事課、看護課

施策名	今後の医療需要に見合った医療従事者の確保を図ること (I-2-1)	政策体系上の位置付け
		基本目標 I 安心・信頼してかかれる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること 施策目標 2 必要な医療従事者を確保するとともに、資質の向上を図ること
施策の概要	国民の医療に対する安心・信頼の確保を目指し、質の高い医療サービスが適切に受けられる体制を構築するため、短時間正規雇用の導入の促進事業を行うとともに、女性医師、看護師等の離職防止、復職支援等を行うこと、医療従事者の確保を行う。	
施策に関する 評価結果の 概要と達成 すべき目標等	【評価結果の概要】 【現状分析（施策の必要性）】 医療の現場を見ると、高齢化の進展、医療の高度化、医療を巡る紛争の増加、女性医師の増加などを背景に、医療需要が増大するとともに、産科・小児科などの診療科やへき地等で医師不足問題が深刻となっており、地域で必要な医師の確保に効果的な施策を講じ、国民の医療に対する安心・安全を確保することが喫緊の課題である。 そこで、大学医学部の入学定員を増やすとともに、短時間正規雇用制度等を導入する病院への支援、女性医師バンクの充実など女性医師・看護師等の離職防止・復職支援を図る施策、医師不足地域への医師派遣に関する支援のほか、勤務環境が過酷な救急・産科を担う医師等の処遇を改善するための手当に対する財政支援を平成21年度予算において計上している。 また、「安心と希望の医療確保ビジョン」（平成20年6月18日取りまとめ）に盛り込まれた各種施策を具体化するために開催された「安心と希望の医療ビジョン具体化に関する検討会」の中間とりまとめ（平成21年9月）を踏まえ、平成21年度及び22年度の2カ年で医師の将来推計に係る研究（公募）を実施しているところである。	
	【有効性の観点】 医療従事者の確保を図るために、離職防止の観点から、医師の過酷勤務の解消を進めるとともに、離職した医療従事者の再就業を促す施策が実施され、医療従事者の確保が推進されていることから、施策目標の達成に向けて有効性が高いものと評価できる。 【効率性の観点】 医療従事者の確保を図るため、必要な養成機関を経て養成するよりも、すでに免許を有しているが就業していない医師、看護師の復職及び再就業の支援を行うことは、施策目標の達成に関して効率的な取り組みであると評価できる。 【総合的な評価】 平成20年度の指標の達成状況は集計中であるが、医師・看護師等の勤務環境を改善し、医師・看護師等の復職・再就業の支援を行うことは、施策目標の達成に関して評価できる施策と考えられ、就業医師数等は毎年確実に増加している。また、例えば、産婦人科医については、産婦人科学会への新入会医師数は、増加傾向に転換（18年度329名、19年度335名、20年度402名）しつつあり、政策の効果が一部に出てきていると評価できる。 また、医師不足地域に医師を派遣する病院等に対する財政支援を行っており、都道府県が中心となって行う医師派遣人数が増加している（18年度385名、19年度546名）。 しかし、依然として産婦人科・小児科などの診療科を中心に多くの地域で医師不足問題が深刻であり、地域で必要な医療が適正に提供できるよう、地域の医療従事者を確保するための施策を着実に実施する必要があると考えられる。 なお、救急・産科といった勤務環境が過酷な診療科においては、処遇を改善するための新たな手当を平成21年度予算において計上している。現在の実施見込数は、産科医等に支給される分娩手当に対する財政支援である産科医等確保支援事業は38都道府県、休日・夜間において勤務する救急医に対して支給される救急勤務医手当に対する財政支援である救急勤務医支援事業は36都道府県である。	
【評価結果の分類】 ----- i 施策目標の終了・廃止を検討（該当する場合に○） ii 施策目標を継続（該当する場合に次のいずれか1つに○） (イ) 施策全体として予算規模の縮小等の見直しを検討		

(ロ) 見直しを行わず引き続き実施

(ハ) 施策全体として予算の新規要求、拡充要求等の見直しを検討

iii 機構・定員要求を検討（該当する場合に○）

(理由)

女性医師バンクセンターでの再就職支援については着実に実施されている一方、中央ナースセンターの再就職支援などについては一層の強化が必要である。

今後は、医師、看護師等の不足した状況に対応するため、さらなる医師確保や女性医師、看護師等の離職防止、復職支援の強化を進めていく必要がある。

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期)					
※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)					
	H16	H17	H18	H19	H20
1 就業医師数(前回調査時以上/調査時)	256,668	—	263,540 【102,7%】	—	集計中
2 病院勤務医数(前回調査時以上/調査時)	163,683	—	168,327 【102,8%】	—	集計中
3 就業女性医師数(前回調査時以上/調査時)	42,040	—	45,222 【107,6%】	—	集計中
4 就業看護職員数(前年度以上/調査時)	797,233	822,913 【103,2%】	848,185 【103,1%】	882,819 【104,1%】	集計中

(調査名・資料出所、備考)

- 指標1、2及び3は、「医師、歯科医師、薬剤師調査」(大臣官房統計情報部調べ)による。また、平成20年度の数値は、現在集計中であり、平成21年12月頃公表予定である。なお、「医師、歯科医師、薬剤師調査」は隔年度の実施のため、平成17年度及び平成19年度の数値については記載していない。
- 指標4は、医政局看護課調べによる。平成20年度の数値については、現在集計中であり、平成22年2月頃に公表予定である。

	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	第170回国会 麻生内閣総理大臣所信 表明演説	平成20年9月	「救急医療のたらい回し、産科や小児科の医師不足(中略)。いつ自分を襲うやもしれぬ問題であります。日々不安を感じながら暮らさなくてはならないとすれば、こんな憂鬱なことはありません。わたしは、これら不安を我が事として、一日も早く解消するよう努めます。」
	経済財政改革の基本方針2008	平成20年6月27日	「産科・小児科をはじめとする医師不足の解消や病院勤務医の就労環境の改善のため、女性医師の就労支援(中略)等を進める」

平成21年度実績評価書要旨

評価実施時期:平成21年8月

担当部局名: 医政局政策医療課医療技術情報推進室

<p>施策名</p>	<p>医療情報化インフラの普及を推進すること</p> <p>(I-3-1)</p>	<p>政策体系上の位置付け</p> <p>基本目標 I 安心・信頼してかかれる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること</p> <p>施策目標 3 利用者の視点に立った、効率的で安心かつ質の高い医療サービスの提供を促進すること</p>
<p>施策の概要</p>	<p>医療のIT化を推進するため、「IT新改革戦略」等に基づき、標準化の推進や安全な情報連携基盤の整備を進めるとともに、医療機関における費用負担の軽減に資する取組等を実施する。</p>	
<p>施策に関する 評価結果の 概要と達成 すべき目標等</p>	<p>【評価結果の概要】</p> <p>【現状分析（施策の必要性）】 医療を取り巻く環境が、少子高齢化の進展や医療技術の高度化等により大きく変化している中で、医療サービスの質を向上させ、一定の医療資源の中で質の高いサービスを充実させるため、業務の効率化、患者の利便性向上や医療の質の向上が期待される医療情報システムの導入に対して医療機関の関心は高いが、①システムの導入・維持費が高額なこと、②新旧システム間や異なるシステム間の互換性が確保されていないこと等の課題があることから、これらの課題に対応した事業を行う必要がある。</p> <p>【有効性の観点】 オーダーリングシステムなどの医療情報システムを導入することで、患者情報の共有、受付業務の簡略化、カルテ搬送の軽減など業務の効率化、待ち時間の短縮、診療情報の共有化などによる患者の利便性向上や蓄積されたデータの活用や医療安全など医療の質の向上が期待されることから施策の推進に有効性が高いものと評価できる。</p> <p>【効率性の観点】 医療情報システムの導入に当たっては、①システムの導入・維持費が高額なこと、②新旧システム間や異なるシステム間の互換性が確保されていないこと等の課題が挙げられており、地域における中心的役割を果たしている医療機関と周辺の医療機関が医療情報ネットワークを構築し、チーム医療・グループ診療の実践を可能とする地域医療連携体制を構築するための補助事業である地域診療情報連携推進事業による医療機関のシステム導入にかかる費用負担軽減や、医療情報システムの相互運用性確保のための対向試験ツール開発事業によるシステム間の互換性確保などの施策は、それらの課題解決に資するため効率性が高いものと評価できる。</p> <p>【総合的な評価】 医療分野のIT化は、医療機関の機能等を考慮した情報化が肝要である。そのため、厚生労働省においては、2007年度に各医療機関がその医療機能等を考慮し、当該医療機能の目的に応じた情報化の必要性と活用度を適切に評価することにより、望ましい情報化の推進を可能とする評価系（医療機関自らが評価の際に用いる指標）を開発したところであり、その普及に努めているところである。これにより、医療情報システム導入によるメリット等の把握、自機関の目的に合致した且つ最適な情報システムの選択を可能にするなど、各医療機関において適切な情報化が可能となり、医療分野の情報化が推進される。 医療の情報化については、「IT新改革戦略」等に基づき、各種標準化等の取組が進められているが、その効果が見えにくい状況にあることから、今後はさらに多くの医療機関等が医療の情報化のメリットを享受できるよう、評価対象事務事業のほか、医療用語及び用語間の関連性コードの標準化等、各種標準化等の施策によって、より充実した取組を進めることとしている。</p> <p>【評価結果の分類】</p> <p>i 施策目標の終了・廃止を検討（該当する場合に○）</p> <p>ii 施策目標を継続（該当する場合に次のいずれか1つに○） （イ）施策全体として予算規模の縮小等の見直しを検討 （ロ）見直しを行わず引き続き実施 （ハ）<input checked="" type="checkbox"/> 施策全体として予算の新規要求、拡充要求等の見直しを検討</p> <p>iii 機構・定員要求を検討（該当する場合に○）</p>	

(理由)

施策目標に係る指標自体については、現下数値を取ることができないものの、参考指標としているオーダーリングシステムの普及率（一般病院400床以上）では、平成17年10月時点で72.9%（平成14年10月時点では56.9%）と普及しているなど、施策は着実に進捗しているものと思料される。

医療分野のIT化は医療機関の機能等を考慮した情報化が肝要であり、今後はさらに多くの医療機関等が医療の情報化のメリットを享受できるよう、評価対象事務事業のほか、医療用語及び用語間の関連性コードの標準化等、各種標準化等の施策によって、より充実した取組みを進めることとしている。

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期) ※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)					
	H16	H17	H18	H19	H20
1 統合系医療情報システム（オーダーリングシステム、統合的電子カルテ等）の普及率 (200床以上の医療機関のほとんどに導入すること/400床以上は2008年度まで、400床未満は2010年度まで)	—	—	—	—	—
(調査名・資料出所、備考) 指標に係る実績値(普及率)については、平成20年度医療施設調査の集計結果に基づき算出するため現下示すことができない。(平成21年10月下旬公表予定)そのため、平成17年度のオーダーリングシステムの普及率を参考指標として個別目標欄に掲載している。					
参考統計	H16	H17	H18	H19	H20
1 オーダーリングシステムの普及率 (一般病院400床以上) (単位:%)	—	72.9	—	—	集計中
2 地域診療情報連携推進費補助実績数(単位:件数)	2	6	6	9	14
(調査名・資料出所、備考) ・参考統計1は、医療施設調査(厚生労働省大臣官房統計情報部人口動態・保健統計課調べ)による。次回調査については、平成20年度の数値を現下集計中であり、平成21年10月下旬に公表予定。 ・参考統計2は、厚生労働省医政局政策医療課医療技術情報推進室調べによる。					

関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
	IT新改革戦略 (IT戦略本部)	平成18年1月	
	重点計画2008 (IT戦略本部)	平成20年8月	
	デジタル新時代に向けた新たな戦略 (IT戦略本部)	平成21年4月	

平成21年度実績評価書要旨

評価実施時期:平成21年8月

担当部局名:健康局結核感染症課

(関係部局)

健康局疾病対策課肝炎対策推進室、医薬食品局食品
安全部企画情報課検疫所業務管理室

<p>施策名</p>	<p>感染症の発生・まん延の防止を図ること</p> <p>(I-5-1)</p>	<p>政策体系上の位置付け</p> <p>基本目標 I 安心・信頼してかかれる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること</p> <p>施策目標 5 感染症など健康を脅かす疾病を予防・防止するとともに、感染者等に必要な医療等を確保すること</p>
<p>施策の概要</p>	<p>感染症など健康を脅かす疾病を予防・防止するとともに、感染者等に必要な医療等を確保することにより、感染症のまん延を防止し、安心できる衛生環境を確保する。このために、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律、予防接種法等により、必要な措置等を行うとともに、予算事業として啓発事業等を行うものとする。</p>	
<p>施策に関する 評価結果の 概要と達成 すべき目標等</p>	<p>【評価結果の概要】</p> <p>【現状分析（施策の必要性）】</p> <p>世界保健機関（WHO）は、「我々は、今や地球規模で感染症による危機に瀕している。もはやどの国も安全ではない。」との警告を発しており、我が国においても、普段から感染症の発生及びまん延を防止していくことに重点を置いた事前対応型行政の構築が求められている。</p> <p>このため、国内への病原体の侵入を防止するための水際対策の強化、緊急時における国内での感染症対策の強化等、総合的な感染症予防対策の推進を図る必要がある。</p> <p>感染症対策の充実については、平成19年3月に結核予防法を廃止し、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）に統合したところであり、保健師などが服薬状況を確認する直接服薬確認療法事業の推進により、結核患者の早期発見、早期対応に加えて再発防止等の対応が可能となっている。</p> <p>新型インフルエンザについては、ほとんどの人が新型のウイルスに免疫を持っていないため、世界的な大流行（パンデミック）となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。</p> <p>そのため、発生時に迅速に対応し、被害を最小限に食い止めることができるよう、発生に備えた対策を推進する必要がある。</p> <p>また、肝炎については、本人の自覚がないまま、肝硬変や肝がんといった重篤な疾病に進行するおそれがあること等にかんがみ、従来から総合的な対策を行ってきたが、B型及びC型肝炎ウイルスの患者・感染者は合わせて300万人を超していると推定され、いまだ国民全体の健康課題となっているため、検査・治療・診療体制の整備、普及啓発、研究といった総合的な対策をより一層推進する必要がある。</p> <p>今年度に入ってから動向に言及すると、新型インフルエンザ（A/H1N1）に関しては、平成21年4月に発生が確認されて以降、世界各地に感染が広がっている。南半球をはじめとする諸外国での感染状況の推移を見ると、海外からの感染者の流入を止めることはできず、今後とも、患者発生が続くと考えられる。さらに、一部に感染源が特定できない散発事例が発生していることを見ると、秋冬に向けて、いつ全国的かつ大規模な患者の増加を見てもおかしくない状況であると考えられる。このため、現時点を、感染拡大防止措置により患者の増加を抑制しつつ、秋冬の事態に対応するための準備期間と位置付け、仮に患者が急増した場合でも、社会的な混乱が最小限となる体制を整えていくことが必要である。</p> <p>【有効性の観点】</p> <p>結核の直接服薬確認療法事業等を実施することで多剤耐性結核菌の発生を防ぐことは有効である。</p> <p>病原体等所持者からの許可及び届出に関する事務を適切に行うことは、病原体等の管理体制を確立することになり、生物テロ等を未然に防止することとなり有効である。</p> <p>また、高い予防接種率を維持することは、これら感染症の罹患者を減少させることができ有効である。</p> <p>抗インフルエンザウイルス薬を備蓄しておくことで、新型インフルエンザ発生時に患者等への迅速な投与が可能となり、有効である。</p> <p>肝炎対策においては、肝炎ウイルスの感染者が自身の感染に気付いていないことが多いこと、また放置すると肝硬変や肝がんといった重篤な疾病に進展するおそれがあること等から早期発見・早期治療が極めて重要である。保健所等における肝炎検査受診者数が増加することにより、肝炎患者の早期発見が可能となり、早期治療にも資するものと考えられる。</p> <p>【効率性の観点】</p> <p>結核の直接服薬確認療法事業を実施することにより、早期治療につながり、効率的な手段である。</p>	

病原体等の管理体制を確立することは、国が病原体等の所持の状況を一元的に把握することができ、効率的に管理することができる。

また、予防接種率を向上させることは、該当感染症への罹患者を減少させることができ、国民の健康の確保に資することになる。

新型インフルエンザの患者等に対し迅速に抗インフルエンザ薬の投与を行うことは、患者の重症化を防止する上で効率的である。

保健所等における肝炎検査体制の整備は、肝炎患者の早期発見・早期治療に資するものであり、感染症の発生・まん延防止を図る上で効率的な手段といえる。

【総合的な評価】

結核の罹患率は着実に減少しているところであるが、平成19年4月に感染症法が改正され、結核についても感染症法の中で対策が推進されることとなり、入院の勧告手続等について、人権を尊重しつつ、より適確に入院手続を実施することが可能になったほか、法第15条に基づく積極的疫学調査の実施等更なる対策の推進が可能となったことから、今後も罹患率を減少できるものと考えることができ、評価できる。

病原体等取扱施設については、感染症法の改正に伴い、情報提供や検査等による施設の適正な管理の確保、病原体等の適正な管理を法令に基づき遵守する義務が生じたところであり、今後も、感染症法第56条の30に基づく報告や感染症法第56条の31の立入検査の状況を見極めて適確な対応をしていくことにより、病原体等の適切な管理に関する施策が推進できると考える。

感染症については、発病を防ぐ予防策等の手段として予防接種が極めて重要であり、一定の感染症について、引き続き予防接種を受けられる機会の確保を図るとともに、平成19年度以降の指標は集計中であるものの、これまでの接種率は、高水準で維持されており、概ね適正に実施されていると考えられ評価できる。感染の更なる防止のため、より積極的に推進し、感染者の発生を抑制していく必要がある。

新型インフルエンザ対策については、国・地方公共団体や医療機関等の体制整備、医薬品の備蓄や研究開発等の推進が重要である。発生時に患者等に投与することとなる抗インフルエンザウイルス薬については、平成17年より備蓄を開始し、平成20年には備蓄目標量を国民の23%分から45%分に引き上げ、目標に向け備蓄を進めているところであり、評価できる。今後とも、目標量の達成を目指し、備蓄を進めるとともに、適正な管理を行う必要がある。

今年度に入ってから動向に言及すると、現在発生している新型インフルエンザ(A/H1N1)については、発生の宣言がなされた4月28日に、内閣総理大臣を本部長とし、内閣官房長官及び厚生労働大臣を副本部長とする「新型インフルエンザ対策本部」が設置され、学識経験者等から構成される「新型インフルエンザ対策本部専門家諮問委員会」の意見も聴きつつ、「新型インフルエンザ対策行動計画」(新型インフルエンザ及び鳥インフルエンザに関する関係省庁対策会議。平成21年2月改定。)、 「基本的対処方針」(新型インフルエンザ対策本部決定。平成21年4月28日決定、同年5月1日及び22日に改定。)等に基づき、政府一体となって、

- ①的確な情報提供
- ②検疫を中心とした水際対策
- ③発熱外来などの医療体制の整備
- ④学校の臨時休校等の感染拡大防止策

等の措置を講じてきた。これらの対策により、適切な医療が提供されるとともに、感染の急激な拡大の防止等にも一定の効果はあったと考えられている。

ウイルスの病原性(※1)や南半球をはじめとする諸外国での感染状況(※2)を考慮し、今後は、本年6月19日に改定された、厚生労働大臣が定める「医療の確保、検疫、学校・保育施設等の臨時休業の要請等に関する運用指針(改定版)」に基づき、

- ①患者数の急激で大規模な増加をできるだけ抑制・緩和し、社会活動の停滞や医療供給への影響を低減させる
- ②患者は原則自宅療養とし、重症化するおそれのある者及び重症患者に対する適切な医療を提供する
- ③患者の把握については、個々の発生病例ではなく、集団発生を探知し、対策につなげる
- ④現時点を準備期間と位置付け、秋冬の社会的混乱が最小限となるよう体制整備を行う

ことに重点を置いた対策を講じることとしている。

また、新型インフルエンザを含め、国内に常在しない感染症が国内に侵入することを可能な限り防止するため、検疫所においては、検疫官の確保、検査機器の整備等による検疫体制の強化に取り組んできたところであり、今後とも、水際対策に必要な検疫体制を確保する必要がある。

肝炎対策においては、肝炎ウイルスの感染者が自身の感染に気付いていないことが多いこと、また放置すると肝硬変や肝がんといった重篤な疾病に進展するおそれがあること等から、早期発見・早期治療が極めて重要であり、早期発見のためには受診者の利便性に配慮した検査体制の整備が必要である。

平成19年度からは、保健所での肝炎ウイルス検査について都道府県等が医療機関に委託できるよう措置を行った。さらに平成20年1月からは、保健所での検査に加えて、委託医療機関における検査についても無料で受診できるよう措置を行っており、受診者がより利用しやすい検査体制の整備が推進されているものと評価でき

る。

(※1) 今回の新型インフルエンザ(A/H1N1)は、

①感染力は強いが、多くの感染者は軽症のまま回復しており、

②抗インフルエンザウイルス薬の治療が有効である

など、季節性インフルエンザと類似する点が多い。

他方、季節性インフルエンザとの最大の違いは、季節性インフルエンザでは、高齢者が重篤化して死亡する例が多いのに対し、今回の新型インフルエンザでは、海外の事例によれば、基礎疾患(糖尿病、ぜん息等)を有する者を中心に重篤化し、一部死亡することが報告されている。

(※2) 今回の新型インフルエンザ(A/H1N1)については、現在においても感染者数は増加しており、特にこれから冬を迎える南半球において増加が著しい。平成21年6月12日(日本時間)、世界保健機関(WHO)は感染状況について異なる複数の地域(大陸)の国において地域(コミュニティ)での持続的な感染が認められるとして、2009年改訂ガイドラインに基づくWHOフェーズ分類を6とし、世界的なまん延状況にあると宣言した。その上で、WHOは加盟国に対し、引き続き警戒を求めるとともに、社会経済的混乱を招かないよう各国の状況に応じて柔軟に対応することを求めている。

【評価結果の分類】

- i 施策目標の終了・廃止を検討(該当する場合に○)
- ii 施策目標を継続(該当する場合に次のいずれか1つに○)
 - (イ) 施策全体として予算規模の縮小等の見直しを検討
 - (ロ) 見直しを行わず引き続き実施
 - (ハ) 施策全体として予算の新規要求、拡充要求等の見直しを検討
- iii 機構・定員要求を検討(該当する場合に○)

(理由)

新型インフルエンザ対策については、平成21年4月にメキシコで発生した新型インフルエンザA(H1N1)の感染拡大防止対策及び、鳥インフルエンザ(H5N1)に由来する新型インフルエンザの発生に備えるため、新規予算や拡充等の見直しが必要である。

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期)		H16	H17	H18	H19	H20	
※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)							
1	結核患者罹患率の推移(単位:人) (人口10万人対比18人以下/平成22年度)	23.3	22.2	20.6	19.8	19.4	
2	病原体等取扱施設の検査結果の適正割合(単位:%) (90%以上/毎年度)	—	—	—	100.0 【111.1%】	100.0 【111.1%】	
3	予防接種の接種率(ポリオ・麻疹・風疹)(単位:%) (おおむね95%/毎年度)	ポリオ	94.6	95.4	95.8	集計中	集計中
		麻しん	93.7	97.8	87.0	集計中	集計中
		風しん	98.1	143.6	89.3	集計中	集計中
4	抗インフルエンザウイルス薬の備蓄(単位:万人分)(国民の45%相当量/平成23年度末、かつ、前年度以上/平成20年度)	—	750	1,410	1,485	2,118 【142.6%】	
5	保健所等における肝炎検査受診者数(単位:人)(前年度以上/毎年度)	11,773 【238.3%】	7,041 【59.8%】	36,480 【518.1%】	361,142 【990.0%】	集計中 【 %】	

(調査名・資料出所、備考)

指標 1 は、「結核登録者情報調査年報集計結果」によるものである。

指標 2 は、結核感染症課調べである。なお、平成 19 年 6 月から実施されたものであることから、平成 18 年度以前の数値は集計不可。

指標 3 は、健康局結核感染症課調べである。平成 19 年度の数値を現在集計中であり、平成 21 年 9 月に公表予定。

※ 予防接種の接種率が 100%を超えていることについては、接種年齢が複数年に渡っている一方で、その分母については、未接種者等の対象者をその全学年で把握することは困難であるため、対象となるその年に実施する者が多いことから、対象年齢に新たになる年の対象者数を分母にして計算しているためである。

麻疹、風しんについては、平成 18 年度より従来の接種（1 期（生後 12 月から生後 24 月））に加えて、2 期（5 歳以上 7 歳未満の者であって、小学校就学の始期に達する日の一年前の日から当該始期に達する日の前日までの間）を追加

指標 4 は結核感染症課調べである。

指標 5 は健康局疾病対策課肝炎対策推進室及び結核感染症課調べであり、B 型肝炎ウイルスと C 型肝炎ウイルスの検査数を合計した延べ人数である。平成 20 年度の数値は現在集計中である。なお、平成 19 年度及び 20 年度は都道府県等（都道府県、保健所設置市、特別区）が委託した医療機関における検査の受診者数を含む。

	施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）
関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）	経済財政改革の基本方針 2007	平成 19 年 6 月 19 日	・「(難病対策や) 肝炎対策の充実に取り組む。
	経済財政改革の基本方針 2008	平成 20 年 6 月 27 日	・「(難病対策や) 肝炎対策を一層推進する。」 ・「ワクチン等の研究開発・備蓄、医療体制の整備など、新型インフルエンザ対策の強化を行う。」

平成21年度実績評価書要旨

評価実施時期:平成21年8月

担当部局名: 医薬食品局審査管理課、医療機器審査管理室

<p>施策名</p>	<p>有効性・安全性の高い新医薬品・医療機器を迅速に提供できるようにすること</p> <p>(I-6-1)</p>	<p>政策体系上の位置付け</p> <p>基本目標 I 安心・信頼してかかれる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること</p> <p>施策目標 6 品質・有効性・安全性の高い医薬品・医療機器を国民が適切に利用できるようにすること</p>
<p>施策の概要</p>	<p>有効性・安全性の高い新医薬品・医療機器を迅速に提供することが、国民の保健衛生の向上に極めて重要であることから、独立行政法人医薬品医療機器総合機構（以下「機構」という。）が必要な審査業務を迅速に行い、厚生労働大臣が承認を行う。</p>	
<p>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p>	<p>【評価結果の概要】</p> <p>【現状分析（施策の必要性）】 医療技術・科学技術等が日進月歩の進歩を遂げている中、海外の医療現場で利用されている医薬品・医療機器が国内では利用できないといった声もあり、有効で安全な医薬品・医療機器を迅速に国民へ提供していくことが求められている。（いわゆる「ドラッグ・ラグ」、「デバイス・ラグ」の問題） こうした中、「ドラッグ・ラグ」及び「デバイス・ラグ」の解消に向け、「革新的医薬品・医療機器創出のための5か年戦略」（平成19年4月策定、平成20年5月・平成21年2月改定 内閣府・文部科学省・厚生労働省・経済産業省）に基づき、承認審査の迅速化・質の向上に関する取組を進めているところである。 ※ 「ドラッグ・ラグ」、「デバイス・ラグ」とは、欧米で承認されている医薬品又は医療機器が我が国では未承認であって国民に提供されない状態をいう。現在、厚生労働省としては、新医薬品については上市までの期間を2.5年短縮すること、新医療機器については開発から承認までの期間を19ヶ月短縮することを目指している。</p> <p>【有効性の観点】 機構においては、中期計画で施策目標である「審査事務処理期間の目標」を定め、その達成のため、審査業務の質の向上を図ることとし、平成16年4月の発足以来、研修の実施による審査員の技能の向上、情報支援システムの構築等を行ってきた。これに加え、内閣府に設置されている総合科学技術会議の意見具申等を踏まえ、医薬品及び医療機器のそれぞれについて、計画的に審査人員の増員を図っているところである。具体的には、医薬品については平成19年度から3年間で機構における新薬審査の審査人員を倍増（236人増員）すること、医療機器については平成21年度から5年間で104名に増員することとしている。 また、平成20年度においては、審査事務処理期間内に処理した割合は、新医薬品については70.1%、新医療機器については75.0%であり、それぞれの目標である80%、90%を達成できなかったが、これは、①機構発足当初の申請分等を重点的に処理したこと、②未承認医療機器の早期導入を目的とした「医療ニーズの高い医療機器等の早期導入に関する検討会」の検討を受けて優先審査品目が増加したことなど国民の医療ニーズに対応したからである。 さらに、新医薬品承認審査の処理件数は平成17年度から平成20年度まで着実に増加している。新医療機器の承認審査の処理件数については平成20年度に減少しているが、平成20年12月に策定した「医療機器の審査迅速化アクションプログラム（平成20年12月 厚生労働省）」により、一層の迅速化を進めることとしている。</p> <p>【効率性の観点】 新医薬品・医療機器とも、承認審査前に通常行われる企業と機構との間での相談（治験相談等）の拡充に努めており、審査過程において科学的に議論のポイントとなる点を事前に洗い出すなど、治験相談等を通じた承認審査の効率化を図っているところであり、治験相談申込件数及び治験相談実施件数とも着実に増加している。 また、審査担当職員の研究プログラムの充実・強化、各種ガイドラインの作成、審査基準の明確化などを通じて、承認審査の効率化に努めている。</p> <p>【総合的な評価】 以上のことから、有効性・安全性の高い新医薬品・医療機器を迅速に提供するための施策を、効果的かつ効率的に実施していると評価できる。 一方、「ドラッグ・ラグ」の解消にあつては平成19年度からの5年間、「デバイス・ラグ」の解消にあつては平成21年度からの5年間で目標を達成することとされており、評価結果を踏まえ、更なる審査の迅速化を図るため、今後も引き続き審査人員の増員を進めるとともに、新しい審査方式の導入、審査事務処理期間については「優先審査品目」と「通常品目」に細分化して進捗状況管理等に取り組むものとする。</p>	

【評価結果の分類】

- i 施策目標の終了・廃止を検討（該当する場合に○）
- ii 施策目標を継続（該当する場合に次のいずれか1つに○）
 - (イ) 施策全体として予算規模の縮小等の見直しを検討
 - (ロ) 見直しを行わず引き続き実施
 - ハ 施策全体として予算の新規要求、拡充要求等の見直しを検討
- iii 機構・定員要求を検討（該当する場合に○）

(理由)

承認審査の迅速化に向けた新規事業を要求するほか、機構・定員要求に関しては、新医薬品の開発から承認までの期間を平成23年度までに2.5年短縮することを目的とし、機構の審査人員を平成19年度から平成21年度の3年間で236名増員することとしていることから、引き続き、増員を実施するとともに、医療機器の承認審査については、新医療機器の開発から承認までの期間を平成25年度までに19ヶ月短縮することを目的とし、機構の審査人員を平成21年度から平成25年度までの5年間で104名に増員することとしている。

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期) ※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)					
	H16	H17	H18	H19	H20
1 新医薬品の審査事務処理期間(12ヶ月)内に処理した割合(単位:%) (80%以上/平成20年度)	65.3 (49件中32件)	83.3 (24件中20件)	59.2 (49件中29件)	60.3 (73件中44件)	70.1 (77件中54件)
	—	【119.0%】	【84.6%】	【86.1%】	【87.6%】
2 新医療機器の審査事務処理期間(12ヶ月)内に処理した割合(単位:%) (90%以上/平成20年度まで毎年度)	50.0 (8件中4件)	100.0 (5件中5件)	100.0 (15件中15件)	82.6 (23件中19件)	75.0 (16件中12件)
	—	【125.0%】	【125.0%】	【91.8%】	【83.3%】
3 ドラッグ・ラグの解消 (2.5年短縮/平成23年度)	—	—	—	—	—
4 デバイス・ラグの解消 (19ヶ月短縮/平成25年度)	—	—	—	—	—

(調査名・資料出所、備考)

- ・指標1及び2は、機構調べによる。なお、平成16年度分については、機構の中期計画(※)の目標の対象外である平成16年3月以前の申請分も含んだ数値である。
- ・ドラッグ・ラグの解消(指標3)にあつては平成19年度からの5年間、デバイス・ラグの解消(指標4)にあつては平成21年度からの5年間で目標を達成することとされており、その評価方法は当該期間終了後に検討予定。

※ 機構中期計画(抜粋)
平成16年4月1日以降の申請に係る審査事務処理期間の目標は、次のとおりとする。

- 新医薬品については、中期目標期間(平成16~20年度)中を通じて、審査事務処理期間12ヶ月を70%について達成することを確保するとともに、中期目標期間終了時には80%について達成する。
- 新医療機器については、審査事務処理期間12ヶ月を平成16年度においては70%について達成するとともに、平成17年度及び18年度においては80%、平成19年度及び20年度においては90%について達成する。

【参考】機構ホームページ(平成20事業年度業務報告、
http://www.pmda.go.jp/guide/outline/report/report_20.html)

	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	科学技術の振興及び成果の社会への還元に向けた制度改革について	平成18年12月25日	「このような機構の治験相談や承認審査の遅延を解消するためには、審査手続の透明性・効率性の向上とともに質の高い人員を増やす必要があると考えられる。そのために、機構は人員の拡大(審査人員をおおむね3年間で倍増)、治験着手から新薬承認までの期間短縮や、人材の育成を図るための工程表を示すべきである。その際には、製薬企業からの審査費用の増額により民間活力の活用を含む審査体制の拡充を図るべきである。」
	革新的医薬品・医療機器創出のための5か年戦略	平成19年4月26日策定、 平成20年5月23日・ 平成21年2月12日一部改定	「審査人員の拡充・質の向上」
	経済財政改革の基本方針2008	平成20年6月27日	「医療現場で最先端の機器を世界に先駆けて使える魅力的な国内市場とするよう、厚生労働省、経済産業省等関係府省及び産官学等が連携して、審査体制の拡充を始めとする、「デバイス・ラグ」の解消に向けたアクションプログラムを平成20年秋中に策定する」 「革新的医薬品・医療機器創出のための5か年戦略」(平成19年4月26日)に基づき、研究資金の集中投入、ベンチャー企業の育成、臨床研究・治験研究の整備、アジアとの連携、審査の迅速化・質の向上、イノベーションの適切な評価、官民の推進体制の整備などを行う」

平成21年度実績評価書要旨

評価実施時期:平成21年8月

担当部局名: 医薬食品局血液対策課

<p>施策名</p>	<p>希少疾病ワクチン・抗毒素の国家備蓄を行うとともに、各種ワクチンの需要に応じた安定供給を図ること</p> <p>(I-8-1)</p>	<p>政策体系上の位置付け</p> <p>基本目標 I 安心・信頼してかかれる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること</p> <p>施策目標 8 保健衛生上必要不可欠なワクチン等の安定供給を確保するとともに、緊急時等の供給体制についても準備をすすめること</p>
<p>施策の概要</p>	<p>狂犬病などの感染症は、発生の予測ができず、ワクチンについては、製造に長期間を要する反面、有効期間の短いものが多い等の実情にあることから、狂犬病ワクチン等を国が買い上げ、一定量備蓄している。</p> <p>インフルエンザワクチンについては、インフルエンザワクチン需要検討会(※1)による需要予測により、国内需給の安定化を図っている。</p> <p>プレパンデミックワクチン(※2)については、新型インフルエンザ対策行動計画に基づき、医療従事者や社会機能維持者への緊急的な接種が可能となるよう、ワクチン原液の備蓄を行っている。</p> <p>※1 季節性インフルエンザワクチンの需要予測や安定供給に関する事項について学識経験者、医療関係者、ワクチン製造業者等の専門家による検討する場であり、医薬食品局長の諮問機関である。</p> <p>※2 トリーヒト感染を起こしたウイルス株を用いて製造したワクチン。ウイルス変異に対応するため、専門家の意見を踏まえ最適なウイルス株を選定し製造している。</p>	
<p>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p>	<p>【評価結果の概要】</p> <p>【現状分析(施策の必要性)】</p> <p>ワクチン・抗毒素は、感染症の予防や治療に用いられる医薬品であるが、病原微生物等を原料とすることから、その製造に当たっては、高度な製造技術と設備を必要とし、製品ができるまで長期間を要する。また、比較的有効期間が短く、しかも感染症の発生・流行は極めて予測しがたいことから、需給調整も極めて困難である。</p> <p>そこで、緊急治療用として乾燥組織培養不活化狂犬病ワクチン、乾燥ガスエソウマ抗毒素及び乾燥ジフテリア抗毒素等について国家買上げを行い、一定量の備蓄を行うことにより、緊急時の供給要請に対応し、安定した供給を確保している。</p> <p>インフルエンザワクチン需要検討会においては、インフルエンザワクチンの需要予測を行い、需要に見合う量のワクチンを確保するようワクチン製造業者に要請してきた。また、国として流通状況の情報を把握し、都道府県及び関係団体への情報提供体制を整備することにより、円滑な流通を確保している。</p> <p>新型インフルエンザワクチンについては、新型インフルエンザが発生した段階で、出現したウイルスを基にパンデミックワクチンを製造することとしているが、パンデミックワクチンの製造には一定の時間がかかるため、それまでの間の対応として、医療従事者(※1)及び社会機能維持者(※2)に対し、感染症対策の一つとして、プレパンデミックワクチンの接種を行うこととし、その原液の製造を進めることとしている。</p> <p>また、パンデミックワクチンの早期確保を図るため、細胞培養法の研究開発を進めるとともに、鶏卵培養法による供給体制強化等を推進することとしている。</p> <p>※1 機能低下を来した場合、国民の生命の維持に支障を来す者。(医療従事者、救急隊員、医薬品製造販売業者等)</p> <p>※2 次の職員のうち、業務を継続するために最低限必要な職員をいう。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 治安を維持する者(消防士、警察官等) ② ライフラインを維持する者(電気事業者、水道事業者等) ③ 国又は地方公共団体の危機管理に携わる者 ④ 国民の最低限の生活維持のための情報提供に携わる者(重要なネットワーク事業・管理を行う通信事業者等) ④ ライフラインを維持するために必要な物資を搬送する者(道路旅客・貨物運送業者、航空運輸業者等) <p>【有効性の観点】</p> <p>プレパンデミックワクチンについては、18年度から毎年度異なるウイルス株ごとにワクチン原液約1000万人分をそれぞれ備蓄しているところであり、医療従事者等に対する接種に必要なワクチンが確保されていると評価できる。</p> <p>季節性インフルエンザワクチンについては、需要予測及び流通調査等により需給対策を図っているところであるが、毎年度需要量を満たす供給可能量を確保できていることから、安定供給が確保されていると評価できる。</p> <p>【効率性の観点】</p> <p>プレパンデミックワクチンについては、「新型インフルエンザ対策行動計画」に基づき毎年度国家買上げを計画的に行い、一定量を備蓄していることから、効率的であると評価できる。</p> <p>季節性インフルエンザワクチンについては、需要量の増加を、需給予測に基づく供給量の増加により対応できてお</p>	

り、施策目標は達成されていることから、需給調査及び需給予測は効率的であると評価できる。

【総合的な評価】

「希少疾病ワクチン・抗毒素の国家備蓄を行う」とともに、各種ワクチンの需要に応じた安定供給を図る」という施策目標は達成されており、現在の取組を続けるべきである。

今後の課題としては、特に新型インフルエンザ発生時において、パンデミックワクチンの早期確保が課題としてあげられる。現在の鶏卵培養法(※1)では全国民分のインフルエンザワクチンを生産するには約1年半～2年を要する。このため、細胞培養法(※2)確立のための研究開発を進め、全国民分のワクチン生産期間を約半年に短縮することを目標とするとともに、製造設備の拡充等鶏卵培養法による供給体制の強化等の推進を図ることによりパンデミックワクチンを早期に確保することが重要である。(別添参照)。

※1 鶏卵内にウイルスを増殖させる生産方法

※2 細胞バンクでウイルス細胞を培養し、ウイルスを増殖させる生産方法

【評価結果の分類】

- i 施策目標の終了・廃止を検討(該当する場合に○)
- ii 施策目標を継続(該当する場合に次のいずれか1つに○)
 - (イ) 施策全体として予算規模の縮小等の見直しを検討
 - (ロ) 見直しを行わず引き続き実施
 - (ハ) 施策全体として予算の新規要求、拡充要求等の見直しを検討
- iii 機構・定員要求を検討(該当する場合に○)

：(理由)

現在の鶏卵培養法では全国民分のインフルエンザワクチンを生産するには約1年半～2年を要する。このため、細胞培養法確立のための研究開発を進め、全国民分のワクチン生産期間を約半年に短縮することを目標とするとともに、製造設備の拡充等鶏卵培養法による供給体制の強化等の推進を図ることによりパンデミックワクチンを早期に確保することが重要である。

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

施策目標に係る指標

(達成水準/達成時期)

※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)

	H16	H17	H18	H19	H20
1 医療従事者に対する接種に用いるブレパンデミックワクチン原液 約1千万人分に対する備蓄率 (単位：%) (100%/毎年度)	— 【 %】	— 【 %】	100% 【100%】	100% 【100%】	100% 【100%】
2 インフルエンザワクチンの需要量に占める供給量の割合 (単位：%) (100%/毎年度)	101.2% 【101.2%】	126.2% 【126.2%】	134.1% 【134.1%】	113.0% 【113.0%】	110.0% 【110.0%】

(調査名・資料出所、備考)

- ・指標1は、各製造業者からの実績による。
- ・指標2は、医薬品メーカーからの報告に基づく実績(医薬食品局血液対策課調べ)による。

関係する施政方針演説等	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
関係する施政方針演説等の重要政策(主なもの)	経済財政改革の基本方針2008	平成20年6月27日	「ワクチン等の研究開発・備蓄、医療体制の整備など、新型インフルエンザ対策の強化を行う。」

平成21年度実績評価書要旨

評価実施時期：平成21年8月

担当部局名： 医政局経済課

<p>施策名</p>	<p>新医薬品・医療機器の開発を促進するとともに、医薬品産業等の振興を図ること (I-9-1)</p>	<p>政策体系上の位置付け 基本目標 I 安心・信頼してかかれる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること 施策目標 9 新医薬品・医療機器の開発を促進するとともに、医薬品産業等の振興を図ること</p>
<p>施策の概要</p>	<p>新医薬品・医療機器の開発を促進するとともに、医薬品産業等の振興を図ることにより、世界最高水準の医薬品・医療機器を迅速に国民に提供することを目的としている。 この目的を達成するため、 ① 画期的な医薬品、医療機器等に係る研究開発の促進、治験環境の整備等による治癒率の向上、患者のQOLの向上を図る観点から、医薬品、医療機器等の開発を促進し、基礎研究推進事業等による研究開発費の確保や、医薬品、医療機器の開発に必要な治験を実施する環境を充実させるための治験拠点病院活性化事業、助成事業、研究事業等を実施している。 ② 後発医薬品の使用を促進し、患者負担の軽減や医療保険財政の改善に資するという観点から、「平成24年度までに後発医薬品の数量シェアを30%以上にする」ことを目標に、広く後発医薬品の普及、啓発等を行うため後発医薬品使用促進事業を実施している。 ③ 取引慣行の改善による公正な競争を実現するとともに流通の効率化等を推進する観点から、医薬品については、取引価格の妥結率の向上等の近代化事業。医療機器についてはバーコード貼付率向上等のコード表示情報化促進事業を実施している。</p>	
<p>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p>	<p>【評価結果の概要】</p> <p>【現状分析（施策の必要性）】 我が国の医薬品・医療機器市場において、外国オリジン（外国で開発された医薬品・医療機器）のシェアが伸び、一方で欧米主要国で既に販売されている医薬品・医療機器の日本への上市（研究開発の段階を完了した薬剤が製品として市場に出回ること）が遅れるという「ドラッグ・ラグ（医薬品発売時間差）」、「デバイス・ラグ（医療機器発売時間差）」の問題が明らかになっている。このような問題を解消し、医療ニーズに対応した安全で質の高い医薬品・医療機器が国民にできるだけ早く合理的な価格で提供されることができるよう、臨床研究・治験環境の整備、審査の迅速化・質の向上等を図り、我が国の市場を国際的に魅力あるものにしていくことが不可欠である。また、後発医薬品については、先発医薬品と同等であるとして厚生労働大臣が承認したものである。しかしながら、現場の医療関係者等から、その品質、供給体制、情報提供体制等に関する問題点が指摘されるなど、後発医薬品に対する医療関係者等の信頼は必ずしも高いとはいえない状況にある。患者及び医療関係者が安心して後発医薬品を使用することができるよう品質確保や安定供給等に関し、国及び関係者が必要な取組を行う必要がある。 さらに、医薬品・医療機器の流通については、販売における不公正な競争の事案（不当な景品類の提供）や長期にわたる未妥結・仮納入や総価取引等の改善すべき取引慣行は一定の改善は見られるものの、引き続き、流通改善策の着実な実施が求められている。</p> <p>【有効性の観点】 新医薬品・医療機器に係る研究開発の促進及び医薬品産業等の振興のためには、臨床研究・治験環境の整備、審査の迅速化・質の向上、後発医薬品の使用促進、医薬品・医療機器の流通改善等の施策を実施することが有効である。また、各指標において、概ね前年度を上回っていることから有効な施策であると評価できる。</p> <p>【効率性の観点】 医薬品・医療機器産業に関するビジョンの策定、モデル事業や治験管理室・専門外来の設置等による治験の推進、研究開発に対する支援等の施策を実施するなど、画期的な医薬品、医療機器等の研究開発の推進等の施策が新医薬品・医療機器の開発促進及び医薬品産業等の振興を図るための総合的な施策である。これらの施策を効率的に実施するためアクションプラン等を策定し進捗状況を適宜確認し、着実な施策の実施を図っていることから効率的な施策であると評価できる。また、公正な競争の確保のため業界の自主団体である公正取引協議会と連携した取組、コード標準化に向けた業界の代表者を含めた検討会の開催などの取組も進められている。</p> <p>【総合的な評価】 平成14年8月に医薬品産業ビジョン、平成19年8月に新医薬品産業ビジョン、平成15年3月に医療機器産業ビジョン、平成20年9月に新医療機器・医療技術産業ビジョン、平成19年3月に新たな治験活性化5カ年計画、平成19年4月に革新的医薬品・医療機器創出のための5カ年戦略を策定し、毎年それぞれの進捗状況を確認しつつ、着実に治験環境の整備及び医薬品・医療機器の産業振興策を進めた。 また、後発医薬品の使用促進については、本格的に施策を開始してから2年程度しか経過していないため、効果が数値に表れていない。平成19年10月に「後発医薬品の安心使用促進アクションプログラム」を策定</p>	

し、後発医薬品の安定供給、品質確保、情報提供体制の強化等に関し、国及び後発医薬品企業が行うべき取組を取りまとめたところであり、今後、これらの取組の効果や後発医薬品のシェアの動向を十分踏まえつつ、施策目標の達成に向け、薬局の後発医薬品取扱いリストの作成や都道府県の後発医薬品安心使用促進協議会の拡充等の取組を進めていく。

医薬品・医療機器の流通改善については、不公正な競争の事案の洗い出しを開始したところであるため、事案数の増減により施策の有効性を判断することはできないもの、厚生労働省が流通改善のための指導等を行うことにより、事業者や団体等における遵法意識が向上し、公正な競争が行われるようになると想定される。妥結率については、大幅な改善が見られたが、薬価調査の信頼性確保のためには、さらに早期妥結を進める必要があり、引き続き改善状況を注視することとしている。流通の効率化のためのバーコードの貼付率(医療機器)については、例年上昇しており、標準コード付与とバーコード表示を進める等の取組の効果があったものと判断できる。さらに、平成20年度より医薬品についても予算化されたことにより、貼付率の調査を実施することとした。

【評価結果の分類】

- i 施策目標の終了・廃止を検討（該当する場合に○）
- ii 施策目標を継続（該当する場合に次のいずれか1つに○）
 - (イ) 施策全体として予算規模の縮小等の見直しを検討性 （□）見直しを行わず引き続き実施
 - (ハ) 施策全体として予算の新規要求、拡充要求等の見直しを検討
- iii 機構・定員要求を検討（該当する場合に○）

理由)

後発医薬品の使用促進については、本格的に施策を開始してから2年程度しか経過していないため、効果が数値に表れていない。平成19年10月に「後発医薬品の安心使用促進アクションプログラム」を策定し、後発医薬品の安定供給、品質確保、情報提供体制の強化等に関し、国及び後発医薬品企業が行うべき取組を取りまとめたところである。今後、これらの取組の効果や後発医薬品のシェアの動向を十分踏まえつつ、都道府県の後発医薬品安心使用促進協議会において、薬局の後発医薬品取扱いリストの作成等を行うための予算の新規要求や、既存事業のための予算の拡充要求等を検討する予定。

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期) ※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)					
	H16	H17	H18	H19	H20
1 新医薬品・医療機器の承認取得件数 (単位:件)					
医薬品	16 【100%】	21 【131.3%】	25 【119.0%】	36 【144.0%】	32 【88.9%】
医療機器 (前年度以上/毎年度)	2 【18.2%】	17 【850.0%】	23 【135.3%】	24 【104.3%】	16 【66.7%】
2 医薬品産業実態調査の回答率 (単位:%) (前年度以上/毎年度)	71.0 【100%】	72.6 【102.3%】	88.9 【122.5%】	81.4 【91.6%】	集計中
3 医療機器産業実態調査の回答率 (単位:%) (前年度以上/毎年度)	67.9 【100%】	68.2 【100.4%】	79.2 【116.1%】	77.1 【97.3%】	集計中
4 後発医薬品の市場規模 (数量全体に占める割合(率)・金額全体に占める割合(率))(単位:%)					
数量ベース	16.8 【100%】	17.1 【101.8%】	16.9 【98.8%】	18.7 【110.7%】	集計中
金額ベース (前年度以上/毎年度)	5.2 【100%】	5.1 【98.1%】	5.7 【111.8%】	6.6 【115.8%】	集計中

5	医療用医薬品に係る取引価格の妥結率 (単位：%) (該当年・月／薬価改定年・月) (前年度以上／毎年度)			(医療機関) 7月 46.8 【100%】 10月 55.4 【100%】 1月 61.4 【100%】 (薬 局) 7月 39.3 【100%】 10月 52.9 【100%】 1月 60.8 【100%】	(医療機関) 7月 70.5 【150.6%】 10月 73.2 【132.1%】 1月調査なし 【－%】 (薬 局) 7月 80.2 【204.1%】 10月 86.4 【163.3%】 1月 調査なし 【－%】	(医療機関) 6月45.9 【100%】 9月66.1 【100%】 12月76.3 【100%】 3月96.6 【100%】 (薬 局) 6月37.0 【100%】 9月76.1 【100%】 12月87.4 【100%】 3月99.3 【100%】
		(医薬品) － 【－%】 (医療機器) 50.4 【131.6%】	(医薬品) － 【－%】 (医療機器) 70.8 【140.5%】	(医薬品) － 【－%】 (医療機器) 70.2 【99.2%】	(医薬品) － 【－%】 (医療機器) 79.8 【113.6%】	(医薬品) 70.7 【－%】 (医療機器) 81.1 【101.6%】

(調査名・資料出所、備考)

指標1：医薬食品局審査管理課調べによる。(医薬品については、承認を取得した医療用医薬品の有効成分数を記載)

指標2：医薬品産業実態調査による。

指標3：医療機器産業実態調査による。

指標4：平成16～18年度は日本ジェネリック製薬協会調べによる。平成19年度は医政局経済課調べによる。

指標5：①医政局経済課調べによる。なお、指標の集計は平成18年度からである。

②妥結率とは、販売総額(品目別販売本数×薬価)に対する価格が妥結したものの販売額(品目別販売本数×薬価)の割合

③2年に一度薬価改定を行っている。平成18、20年度は薬価改定の年度である。このため、平成18年度と平成19年度は薬価が同価であるため、妥結率は比較することが可能であるが、平成19年度と平成20年度は薬価が異なるため比較対象とはならない。平成20年度と平成21年度は薬価が同価であるため、比較することが可能になる。

④医療用医薬品の流通改善に関する懇談会の緊急提言(平成19.9)において、長期にわたる未妥結・仮納入とは、原則として6ヶ月を越す場合を指し、価格の妥結期間としては、金融商品取引法より上場企業に義務付けられる四半期報告に対応した時期での妥結が望ましいとされていることから、平成20年度からは、6、9、12、3月に調査を行うこととした。

指標6：医政局経済課調べによる。

医薬品のバーコード貼付率の調査については平成20年度から予算化されている。

・指標2、3について、平成20年度の数値は現在集計中であり、平成21年度中に公表予定。

・指標4について、平成20年度数値は現在集計中であり、平成22年度中に公表予定。

関係する施政の重要政策 (主なもの)	施政方針演説等 経済財政改革の基本方針2008	年月日 平成20年6月27日	記載事項(抜粋) 医薬品・医療機器産業の革新について、「革新的医薬品・医療機器創出のための5か年戦略」に基づく臨床研究・治験環境の整備などの実施に関する記載がある。 また、後発医薬品の使用促進についても、「医療介護・サービスの質向上・効率化プログラム」に沿って後発医薬品の使用促進等に関する記載がある。

平成21年度実績評価書要旨

評価実施時期: 平成21年8月

担当部局名: 保険局総務課

施策名	適正かつ安定的・効率的な医療保険制度を構築すること。 (I-10-1)	政策体系上の位置付け
		基本目標 I 安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること。 施策目標 10 国民に必要な医療を保障できる安定的・効率的な医療保険制度を構築すること。
施策の概要	国民皆保険を堅持し、医療保険制度を持続可能なものとする。	
施策に関する 評価結果の	【評価結果の概要】 【現状分析（施策の必要性）】 我が国は、国民皆保険のもと、すべての国民が公的医療保険制度に加入し、一定の自己負担で、適切な医療を受けることができる医療制度を実現し、世界最長の平均寿命や高い保健医療水準を達成してきたところである。 一方、急速な少子高齢化の進展等、医療を取り巻く環境は大きく変化しており、医療費の増大が避けられない状況の下、医療保険財政は厳しい状況が続いており、人口構造の変化に対応した持続可能なシステムを構築し、国民皆保険制度を堅持していくために、各制度や施策の円滑な運営に努めつつ、医療保険財政の安定化のための取組を進めていく必要がある。 こうした中、将来にわたり医療保険制度を持続可能なものとするため、平成15年3月に閣議決定された「健康保険法等の一部を改正する法律附則第2条第2項の規定に基づく基本方針」に基づいて医療保険制度の改革を行うこととし、これを踏まえ、平成17年12月に政府・与党医療改革協議会において「医療制度改革大綱」が決定された。本大綱の内容に沿った改革を実現するため、平成18年には、通常国会において「健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）」が成立し、平成20年度において、長寿医療制度（後期高齢者医療制度）や医療費適正化計画の策定が開始するなど、本格的に施行されたところである。	
	【有効性の観点】 <ul style="list-style-type: none"> 健康保険組合の平成19年度決算見込みの経常収支状況を見ると、健康保険組合の財政状況は厳しくなりつつあるものの、全体としては、依然として収支は599億円の黒字で積立金も増加していること、一人当たりの総報酬が平成18年度の約36万9千円から約37万円に増加していること及び保険料率が75%未満の組合が半数以上であることから、安定的に運営されていると評価できる。しかし、平成20、21年度の健保組合全体の予算を見れば、健康保険組合の財政状況は医療費の増加等によりさらに厳しくなると見込まれており、引き続き注視していく必要がある。 政府管掌健康保険については、国が自ら運営し、全国一本の保険料率が適用されてきたため、地域の実情に応じた保健事業を実施するなどの保険者機能の発揮が十分ではないことや、地域の取組や努力によって医療費が下がっても保険料率に反映されないことなどの問題が指摘されてきたところである。 このため、2008年10月に国とは切り離れた公法人である全国健康保険協会（協会けんぽ）が保険者として設立された。協会けんぽにおいては、都道府県ごとに協会の支部を設置し、地域の医療費を反映した都道府県単位の保険料率を設定するなど、都道府県の財政運営を基本とすることとした。これにより、各都道府県支部が地域の実情に応じた保健事業などの保険者機能を発揮しやすくなり、財政運営の安定化にも寄与するものとなったと評価できる。 国民健康保険は、中高年や無職者が多いといった構造的な課題を抱えており、近年赤字保険者の割合も19年度でみると7割に達している。このため、他の保険者と比較して高い国庫負担、高額医療費共同事業や保険財政共同安定化事業などの財政基盤強化策を講じることにより、財政運営の安定化を図っているところである。 2008年4月から施行された長寿医療制度は、老人保健制度と同様に75歳以上の方等を対象とする一方で、現役世代と高齢者の負担のルール（給付費の約5割を公費、約4割を現役世代からの支援金、約1割を高齢者の保険料）を明確化するとともに、都道府県単位の広域連合を運営主体とすることにより、運営責任の明確化及び財政運営の安定化を図る仕組みとしたところである。本制度は、平成20年4月に施行されたところであり、20年度の財政状況は現在集計中である。 【効率性の観点】 <ul style="list-style-type: none"> 健康保険組合の保険料の徴収率については、厳しい経済情勢の下でも、高い値を維持しており、適切な納付 	

の督促等が効率的に実施されていると評価できる。国民健康保険の保険料収納率については、平成17年度以降上昇傾向にあるが、これは平成17年2月に厚生労働省が「収納対策緊急プラン」の策定による収納努力を喚起したことを契機に、各保険者等が収納率向上に向けた取組を行っている効果等が現れているものと考えられ、効率的な事業の実施がなされたものと評価できる。

- また、医療事務全体の効率化を図るため、平成18年度からレセプトオンライン化を進めており、平成20年度において、レセプトのオンライン化率が、38.4%と着実に導入が進んでいる。

【総合的な評価】

- 急速な高齢化等による医療費の増加や所得が伸びない状況等により医療保険財政を取り巻く環境は今後とも厳しいものになるものと考えられる。

このような中で、国民皆保険を堅持しつつ、持続可能で安定的な医療保険制度を構築していくため、平成18年の医療保険制度改革において、都道府県での保険者の再編・統合、新たな高齢者医療制度の創設、医療費適正化にむけた総合的な取り組みの推進等の改革を実施したところである。

保険者の都道府県単位での再編・統合は、医療保険財政の安定や地域の実情に応じた保健事業の実施など保険者機能の発揮に資するものであり、引き続き推進していく必要がある。

また、医療費の適正化に向けた取組として、平成20年度からの5ヵ年計画である医療費適正化計画に基づき、保険者を中心とした生活習慣病対策や平均在院日数短縮に向けた取組などを推進していくこととしているが、医療費が増大し続ける中で、医療保険制度を持続可能なものとするためには、中長期的に医療費の伸びを適正なものとしていくこうした取組はとりわけ重要であると考えている。

- 長寿医療制度については、平成20年4月に施行されたところであるが、これまで低所得者への保険料の軽減措置、保険料の口座振替の拡大など様々な改善策を講じてきたところであり、最近の世論調査をみても制度に対する理解が進んできていると評価できる。

今後さらに高齢者の方々に納得していただけるような制度とするため、高齢者の方々の心情にも配慮しつつ、法律に規定する5年後の見直しを前倒しし、よりよい制度への改善を図ることとしており、引き続き、関係者間において幅広い議論を進め、必要な見直しを行っていく必要がある。

【評価結果の分類】

- i 施策目標の終了・廃止を検討（該当する場合に○）
- ① 施策目標を継続（該当する場合に次のいずれか1つに○）
 - (イ) 施策全体として予算規模の縮小等の見直しを検討
 - ⊙見直しを行わず引き続き実施
 - (ハ) 施策全体として予算の新規要求、拡充要求等の見直しを検討
- iii 機構・定員要求を検討（該当する場合に○）

(理由)

安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりを推進するためには、引き続き現在の施策目標である「適正かつ安定的・効率的な医療保険制度を構築すること」が不可欠であると考えられるため。

概要と達成すべき目標等

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果等】

施策目標に係る指標 (達成水準／達成時期) ※【 】内は、目標達成率(実績値／達成水準)					
	H16	H17	H18	H19	H20
1 各医療保険制度別における決算での総収支差が赤字である保険者数の割合(単位:%) (前年度以下/毎年度)					
健康保険組合(経常収支)	31.9 【-%】	30.1 【105.6%】	32.6 【91.7%】	44.8 ※決算見込値 【62.6%】	集計中
市町村国保・国保組合	59.1 【-%】	63.7 【92.2%】	52.3 【117.9%】	71.1 【64.1%】	集計中
後期高齢者広域連合	-	-	-	-	集計中

(調査名・資料出所、備考)

健康保険組合については経常収支による。

健康保険組合については、健康保険組合連合会調べによるが、平成19年度の数値は決算見込値であり、平成21年9月頃確定値を公表予定である。また、平成20年度の数値は現在集計中であり、平成21年9月頃公表予定である。
【参考】健康保険組合連合会ホームページ
<http://www.kenporen.com/press/pdf/20090410174226-0.pdf>

市町村国保・国保組合については、保険局国民健康保険課調べによるが、平成19年度の数値については平成21年1月時点での速報値であり、平成21年9月頃確定値等を公表予定である。平成20年度の数値については、平成22年1月頃に速報値、平成22年9月頃に確定値を公表予定である。
【参考】厚生労働省ホームページ
<http://www.mhlw.go.jp/houdou/2009/01/h0116-1.html>

後期高齢者広域連合については、平成20年度の数値を現在集計中であり、平成21年9月頃に保険局高齢者医療課にて公表予定である。

関係する施政方針演説等内閣の重要政策 (主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
	経済財政改革の基本方針2008	平成20年6月27日	<ul style="list-style-type: none"> ・現行制度について、サービスの質の維持・向上を図りつつ、効率化に徹底して取り組む。具体的には、昨年策定された「医療・介護サービスの質向上・効率化プログラム」に沿って、供給コストを最大限低減する努力を行うこととし、後発医薬品の使用促進、検査等の適正化、不正・不適切な保険請求の是正、医療のIT化(レセプト・オンライン化等)の推進、社会保障カード(仮称)の導入、公立病院改革等を行う。 ・長寿医療制度について、その創設の趣旨を踏まえつつ、低所得者の負担軽減など政府・与党協議会の決定に沿って、対策を講ずる。
	安心実現のための緊急総合対策	平成20年8月29日	<ul style="list-style-type: none"> ○高齢者医療の円滑な運営のための対策の充実 ・市町村による小学校区ごとのきめ細やかな相談や説明会の実施 ・長寿医療制度における低所得者の保険料の軽減 ・70～74歳の医療費自己負担見直し(2割に引上げ)の凍結の継

		<p>続</p> <ul style="list-style-type: none"> ・長寿医療制度被保険者(被扶養者であった方)の保険料負担軽減(9割 軽減)の継続
生活対策	平成20年10月30日	<ul style="list-style-type: none"> ○出産・子育て支援の拡充 ・安心・安全な出産の確保 －妊婦健診の無料化等に向けた取組の推進
経済危機対策	平成21年4月10日	<ul style="list-style-type: none"> ○医療IT化推進(レセプトオンライン化の推進、社会保障カード(仮称)の実施に向けた環境整備、遠隔医療の推進等) ○高齢者医療の安定的な運営の確保等(長寿医療制度の均等割保険料8.5割軽減の平成21年度における継続、健保組合のIT化推進のための財政支援、失業者に係る国保・長寿医療制度の保険料減免の措置)

平成21年度実績評価書要旨

評価実施時期:平成21年8月

担当部局名:健康局総務課生活習慣病対策室、
健康局総務課がん対策推進室

<p>施策名</p>	<p>生活習慣の改善等により健康寿命の延伸等を図るとともに、がんによる死亡者の減少を図ること</p> <p style="text-align: right;">(I-11-2)</p> <p style="text-align: center;">政策体系上の位置付け</p> <p>基本目標 I 安心・信頼してかかれる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること</p> <p>施策目標 11 妊産婦・児童から高齢者に至るまでの幅広い年齢層において、地域・職域などの様々な場所で、国民的な健康づくりを推進すること</p>
<p>施策の概要</p>	<p>すべての国民が健やかで心豊かに生活できる活力ある社会とするために、健康に関連する全ての関係機関・団体等を始めとして、国民が一体となった健康づくり運動を総合的かつ効果的に推進し、国民各層の自由な意志決定に基づく健康づくりに関する意識の向上及び取組を促すものである。</p> <p>また、がんによる死亡者の減少を図るため、がん対策基本法(平成18年法律第98号)及び同法に基づく「がん対策推進基本計画」(平成19年6月15日閣議決定)等により、がん対策を総合的かつ計画的に推進するものである。</p>
<p>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p>	<p>【評価結果の概要】</p> <p>【現状分析(施策の必要性)】</p> <p>我が国では、近年、急速な人口の高齢化や生活習慣の変化により、疾病構造が変化し、疾病全体に占めるがん、虚血性心疾患、脳血管疾患、糖尿病等の生活習慣病の割合が増加しており、これら生活習慣病に係る医療費は、国民医療費の約3割となっていることから、疾病の一次予防に重点を置いた施策により、地域の住民の健康づくりを効果的に推進することが重要である。</p> <p>特に、がんは、我が国において昭和56年から死因の第1位であり、がん対策基本法及び同法に基づくがん対策推進基本計画により、「がんによる死亡者数の減少」及び「すべてのがん患者及びその家族の苦痛の軽減並びに療養生活の質の向上」を目指し、専門医等の育成を含めた放射線療法及び化学療法の推進などに取り組むことが重要である。</p> <p>【有効性の観点】</p> <p>平成19年4月に公表された「健康日本21中間評価報告書」(厚生科学審議会地域保健健康増進栄養部会)によると、健康づくりに関する各種の指標について数値目標を設定し、国民が一体となった健康づくり運動を推進する手法を導入したことや、都道府県や市町村において健康増進計画の策定が進んできたことにより、脂肪エネルギー比率や女性の肥満者の割合の増加に歯止めがかかっている一方で、男性の肥満者の割合や日常生活における歩数のように、健康日本21策定時の値より改善していない項目や、悪化している項目が見られるなど、これまでの取組状況が全体として必ずしも十分ではない点が見られると評価できる。</p> <p>また、がんの年齢調整死亡率については、年々減少しているところである。</p> <p>【効率性の観点】</p> <p>生活習慣病対策を効率的に実施する上で重要なことは、地域の実情に応じた対策を講じることと、ハイリスクアプローチとポピュレーションアプローチを組み合わせることである。そのため、「食事バランスガイド」「エクササイズガイド」「禁煙支援マニュアル」といった最新の科学的知見に基づき作成したツールを各都道府県等に提供し、各都道府県等が事業を立案する上での参考にしてもらうとともに、メタボリックシンドローム予防戦略事業やたばこ対策促進事業により各自治体の取組を支援するなど、地域の実情に応じた対策が実施できる体制を整備している。また、平成20年度から、メタボリックシンドロームに着目した特定健康診査・特定保健指導を実施するとともに、「適度な運動」「適切な食生活」「禁煙」に焦点を当てた新たな国民運動として「健やか生活習慣国民運動」を展開するなど、ハイリスクアプローチとポピュレーションアプローチを組み合わせた生活習慣病対策を実施している。</p> <p>さらに、がん対策を効率的に推進するためには、その先導役としてがん診療連携拠点病院における機能の一層の強化や、都道府県において「都道府県がん対策推進計画」に基づき、地域の特性等に応じた施策を実施する必要がある。そのため、がん診療連携拠点病院機能強化事業により、拠点病院においてがん医療従事者への研修、がん患者等への相談支援等を実施するとともに、がん対策推進特別事業(平成20年度で終了)により、地域の特性に応じた事業への支援などの対策を推進している。</p> <p>【総合的な評価】</p> <p>生活習慣病対策を一層推進するため、平成20年度から、健やか生活習慣国民運動や特定健康診査・特定保健指導などの新たな取組を開始したところである。これらの取組は、まだ緒に就いたばかりであり、引き続き推進していくとともに、既存の事業についても、実施状況を踏まえ、適宜見直しを行いながら実施していく。</p> <p>【評価結果の分類】</p>

- i 施策目標の終了・廃止を検討（該当する場合に○）
- ii 施策目標を継続（該当する場合に次のいずれか1つに○）
 - (イ) 施策全体として予算規模の縮小等の見直しを検討
 - 見直しを行わず引き続き実施
 - (ハ) 施策全体として予算の新規要求、拡充要求等の見直しを検討
- iii 機構・定員要求を検討（該当する場合に○）

(理由)

生活習慣病対策を一層推進するため、平成20年度から、メタボリックシンドロームに着目した特定健康診査・特定保健指導を実施するとともに、「適度な運動」「適切な食生活」「禁煙」に焦点を当てた新たな国民運動として「健やか生活習慣国民運動」を展開しているところである。これらの取組は、まだ緒に就いたばかりであり、また、既存の事業についても、実施箇所数が拡大傾向にあるなど、これまでの取組が実を結びつつあるため、引き続き実施していく。

【達成すべき目標、測定指標、目標 期間、測定結果 等】

施策目標に係る指標

(達成水準/達成時期)

※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)

		H16	H17	H18	H19	H20
1	メタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)の該当者・予備群の減少率(40~74歳)(単位:%)					
	男性	—	—	—	—	集計中
2	(10%以上/2012年)かつ(前年度以上/平成20年度)					
	女性	—	—	—	—	集計中
3	糖尿病有病者数(単位:万人)	—	—	820	890	集計中
	(1000万人/2010年)かつ(前年度以下/平成20年度)					
4	がんの年齢調整死亡率(75歳未満)の減少(単位:人口10万対)(20%/平成28年度)かつ(前年度同程度/平成20年度)	94.9	92.4	90.0	88.5	集計中

(調査名・資料出所、備考)

- ・ 指標1及び2は、平成20年度から新たに実施された特定健康診査により把握が可能となる。
 - ・ 指標1及び2については、平成20年度の数値を集計中であり、平成21年11月頃に公表予定である。
 - ・ 指標3は、国民健康・栄養調査(健康局総務課生活習慣病対策室調べ)による推計値である。平成20年度の数値については現在集計中であり、公表時期は未定である。
 - ・ 指標4は、がん対策推進基本計画の全体目標との整合性を図り、高齢化の影響を取り除いた精度の高い指標とするため、「75歳未満」としている。
- また、本指標は、厚生労働省の人口動態統計に基づき、がん対策情報センターにおいて算出したもの。平成20年の数値は現在集計中であり、平成21年度中を目途に公表予定である。

【参考】国立がんセンターがん対策情報センター ホームページ

(<http://ganjoho.jp/public/statistics/pub/todofuken02.html>)

参考統計		H16	H17	H18	H19	H20
1	メタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)の状況(40~74歳)(単位:万人)					
	男性	1,400	1,350	1,385	集計中	集計中
2	女性	560	550	560	集計中	集計中

(調査名・資料出所、備考)

- ・ 指標1及び2は、国民健康・栄養調査(健康局総務課生活習慣病対策室調べ)による推計値である。平成19年の数値については現在集計中であり、平成21年8月頃に公表予定である。また、平成20年数値についても現在集計中であるが、公表時期は未定である。

	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	第171回国会における麻生内閣総理大臣施政方針演説	平成21年1月18日	「やさしく、しかも効率的な医療・介護サービスを実現する「健康長寿」。」
	経済財政改革の基本方針2008	平成20年6月27日閣議決定	「がん対策推進基本計画」に基づき、がんの総合的な対策を講ずる。

平成 21 年度実績評価書要旨

評価実施時期：平成 21 年 8 月

担当部局名：医薬食品局食品安全部企画情報課
 企画情報課国際食品室
 企画情報課検疫所業務管理室
 基準審査課
 基準審査課新開発食品保健対策室
 監視安全課
 監視安全課輸入食品安全対策室

<p>施策名</p>	<p>食品等の飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止すること (Ⅱ-1-1)</p>	<p>政策体系上の位置付け 基本目標 Ⅱ 安心・快適な生活環境づくりを衛生的観点から推進すること 施策目標 1 食品等の安全性を確保すること</p>
<p>施策の概要</p>	<p>食品の安全性の確保のために公衆衛生の見地から必要な規制その他の措置を講ずることにより、飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止し、もって国民の健康の保護等を図るもの。</p>	
	<p>【評価結果の概要】 【現状分析（施策の必要性）】 製造技術の高度化や輸入食品の増加等により、我が国の食生活を取り巻く昨今の環境は大きく変化し、国民の食品に対する関心も日増しに高まっている。 また、BSE問題や残留農薬問題、平成20年においては、中国産冷凍餃子による薬物中毒事案や中国産の乳及び乳製品等へのメラミン混入事案などが発生するなど、食品の安全性を確保するという要請がますます強くなっているところである。 こうした現状の中で、平成15年における食品安全基本法の成立や食品衛生法等の改正により、食品の健康に及ぼす影響を評価するリスク評価機関としての内閣府食品安全委員会が設置されるとともに、厚生労働省は規格基準の策定やそれに基づく監視指導の業務などを担うリスク管理機関として位置付けられたことを踏まえ、引き続き関係省庁及び地方公共団体とも連携しつつ、国民の協力を得ながら、食品の安全の推進を図っているところである。 さらに、平成21年4月には、先般の中国産冷凍餃子による薬物中毒事案等を踏まえ、食中毒などの食品による健康被害の早期探知と関係機関の情報共有を図るため、医薬食品局食品安全部監視安全課に食中毒被害情報管理室を設置した。 【有効性の観点】 平成20年も、大規模食中毒の件数及び許可を要する営業施設が禁停止命令を受けた件数が減少していることから、都道府県等の食品衛生監視員の資質の向上のための講習会の開催、集団給食施設・仕出屋等、食品を大量に扱う事業者に対する衛生管理マニュアルの策定等、国民の健康の保護を図るために必要な施策が効果的に実施されているものとする。 なお、平成18年及び平成19年にノロウイルスによる食中毒が多く発生したことを踏まえ、平成20年6月に「大規模食中毒対策等について」（平成9年3月衛食第85号生活衛生局長通知）別添の「大量調理施設衛生マニュアル」を改正し、大規模食中毒の発生を未然に防止するための施策が更に効果的に実施されるよう努めている。 ポジティブリスト制度導入に伴い新たに残留基準を設定した農薬等に関して、リスク評価機関である内閣府食品安全委員会に個々の農薬等の食品健康影響評価を依頼し、その評価結果を踏まえて必要な基準の見直しや試験法の開発・整備を行うことは、食品中に残留する農薬等に対し、最新の科学的知見に基づいた判断を踏まえた、より適切な規格基準の策定に資するものであることから、食品の安全性確保を図る上で有効な施策である。 健康食品等に関する健康被害報告数については、過去5年間（平成16年から20年まで）の報告数の平均は30.2件であるが、平成20年には22件と目標を達成していることから推察できるように、虚偽誇大広告等不適正表示の防止に関する普及啓発を行うことは健康食品の安全対策を推進するに当たり有効であったと考えられる。 平成18年3月に策定された食育推進基本計画において、食品の安全性に関する基礎的な知識を持っている国民の割合を60%以上にするという目標が掲げられているが、これを実現するために、行政、消費者、事業者等の関係者間の意見交換会について、平成17年度以降は、年度当初に策定する事業運営計画に沿って、輸入食品の安全対策、残留農薬、健康食品、食品添加物等をテーマとして開催している。また、資料等は厚生労働省ホームページに掲載し、国民への情報提供を積極的に行っているところであり、目標の達成に対して有効な政策手段であると考えられる。 【効率性の観点】 各都道府県等食品衛生監視員の人員数が限られている中、監視指導が効率的に実施され、食中毒が未然に防止</p>	

されるよう、平成20年6月に「大規模食中毒対策等について」別添の「大量調理施設衛生マニュアル」を改正するとともに、食品衛生監視員の資質の向上のための講習会の開催等を実施した。また、大規模食中毒の件数及び許可を要する営業施設が禁停止命令を受けた件数が引き続き減少しており、国民の健康の保護を図るために必要な施策が効率的に実施されているものとする。

農業等の残留基準の見直しについては、内閣府食品安全委員会における食品健康影響評価を踏まえ、学識経験者等の専門家等が構成される薬事・食品衛生審議会において審議の上、順次行っているところである。

健康被害報告については、保健所が医師からの報告を受けて都道府県經由で厚生労働省に情報提供する仕組みとしており、自治体との適切な役割分担を行うことによって迅速かつ効率的な報告が行われている。

意見交換会については、参加者が地域によって偏らないように全国各地で開催するよう計画を立てている。また、国民への情報提供についてもホームページ等を活用して幅広に行っており、目標を達成するための手段は効率的であると考えられる。

【総合的な評価】

大規模食中毒については、過去5年間（平成15年から19年まで）の平均件数は3.0件であるが、平成20年には1.0件であった。そのほか、平成18年以降、許可を要する営業施設が禁停止命令を受けた件数が減少していることを踏まえると、各都道府県等における監視指導が効果的・効率的に実施されているものとする。また国からの補助を受け社団法人日本食品衛生協会が行っている、食品衛生指導員（平成20年度：55,021名）による営業施設に対する食品衛生の巡回指導、新規営業施設への現地指導及び許認可申請手続の相談等の活動により、食品等事業者における食品衛生の普及と資質の向上が図られていることも要因の一つと考えられる。引き続き、大規模食中毒の発生を未然に防止するための施策を適切に講じていくことが必要である。

厚生労働省においては、先般の中国産冷凍餃子による薬物中毒事案を踏まえ、平成20年4月、食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第23号）第73条を改正し、都道府県知事等が直ちに厚生労働大臣へ報告しなければならない食中毒事件の範囲を拡大するとともに、食品等事業者が衛生管理上講ずべき措置を都道府県が条例で定める際の指針となる「食品等事業者が実施すべき管理運営基準に関する指針（ガイドライン）」（平成16年2月27日付け食安発第0227012号）について、食品等事業者から保健所等へ速やかに報告する旨のルールを確立するよう改正した。また、平成18年及び19年にノロウイルスによる食中毒が多く発生したことを踏まえ、集団給食施設等における食中毒を防止するため、同年6月には「大規模食中毒対策等について」（平成9年3月衛食第85号生活衛生局長通知）別添の「大量調理施設衛生マニュアル」を改正し、最新の知見を踏まえた重要管理事項等を示すこととした。

さらに、食中毒などの食品による健康被害の早期探知と関係機関との情報共有を図るため、平成21年4月には、医薬食品局食品安全部監視安全課に食中毒被害情報管理室を設置するとともに、広く国民から飲食に起因する健康被害に関する情報を把握する観点から、厚生労働省ホームページに「食品健康被害情報メール窓口」を開設して食品による健康被害情報を逐次集約して解析するなど、食中毒対策の強化を図った。

平成14年度以降、検疫所における「モニタリング計画」に基づくモニタリング検査の達成率が100%を超えているほか、平成18年以降、輸入食品の規格基準等の違反件数が減少していることから、検査を通じて、違反食品の発見とともに輸入時検査が強化されており、また輸出国における適切な衛生管理が行われていることで、食品の安全性を確保していると評価できる。

平成20年5月23日には、総務省から「輸入農畜水産物の安全性の確保に関する行政評価・監視」の結果に基づく勧告を受けた。これを踏まえ、厚生労働省においては、市場動向の変化等を考慮の上、輸入実態に即した効果的な検査が可能となるよう、検疫所に周知するとともに、同年6月及び12月に直近の輸入実績を踏まえた検査件数の見直しを行い、輸入実態に即した効果的な検査が実施できるようモニタリング計画の見直しを実施した。また、平成21年度輸入食品監視指導計画においても、検疫所に対し、輸入状況の変化等により、割り当てられた検査件数の実施が困難である場合には、速やかに本省へ連絡すること及び半年を目途に計画の見直しを行うことを求めた。

ポジティブリスト制度は、平成18年5月29日から施行され、平成20年度には、制度導入時に新たに残留基準を設定した農薬等のうち、16農薬等の基準値を見直したところであるが、中国産冷凍餃子による薬物中毒事案への対応等により、前年度に比べて基準策定数が減少したことから、効率的な基準策定のための体制の整備を進めているところである。

平成15年度から開始した意見交換会は、全国各地において、毎回、一定数の参加者を確保し、テーマも幅広く開催しているところであり、食品の安全性に関する基礎的な知識を持っている国民の割合は、内閣府食品安全委員会が平成17年及び18年に実施した食品安全確保総合調査によると着実に増えており、施策目標の達成に向けて進展があったものと評価できる。

中国産冷凍餃子による薬物中毒事案、中国製の乳及び乳製品等におけるメラミン混入事案など、食品における有毒・有害物質の混入事案が相次いで発生し、食品の安全性に対する国民の関心はますます高まっている。輸入食品の安全対策については、平成20年8月に官邸に設置された「厚生労働行政の在り方に関する懇談会」の最終報告（平成21年3月）においても、喫緊の課題として位置づけられており、輸入食品の問題発生を未然に防止するための対策が必要であるとする。今後はその対策として、輸入食品のモニタリング計画の見直しを行うとともに、輸出国における現地査察等輸出国検査の強化と輸入時の検査体制の連携強化を図ることにより、効率的な輸入食品検査体制の構築を行い、輸入食品の安全性の向上を目指していきたい。

施策に関する
評価結果の
概要と達成
すべき目標等

ii 施策目標を継続（該当する場合に次のいずれか1つに○）

(イ) 施策全体として予算規模の縮小等の見直しを検討

(ロ) 見直しを行わず引き続き実施

(ハ) 施策全体として予算の新規要求、拡充要求等の見直しを検討

iii 機構・定員要求を検討（該当する場合に○）

(理由)

食の安全・安心に関する国民の関心は非常に高く、食品の安全性を確保し国民の健康を保護するため、引き続き「食品等の飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止する」施策を実施していく必要がある。

中国産冷凍餃子による薬物中毒事案、中国製の乳及び乳製品等におけるメラミン混入事案など、食品における有毒・有害物質の混入事案が相次いで発生し、食品の安全に対する国民の関心はますます高まっている。輸入食品の安全対策については、平成20年8月に官邸に設置された「厚生労働行政の在り方に関する懇談会」の最終報告（平成21年3月）においても、「輸入食品の安全性の確保は国民の重大な関心事であるにもかかわらず、検疫所の検査体制は十分とは言えない。食の安全に関わる様々な問題が相次いで発生している中で、輸入食品の安全性確保に取り組むための体制強化が必要」とされ喫緊の課題を位置づけられている。

これらを踏まえ、問題発生の未然防止を図るため、輸出国における衛生対策に関する情報の収集や、食中毒等飲食に起因する健康被害情報を一元化するため、施策全体としての予算の新規要求・拡充要求等の見直しを検討する必要がある。

輸入食品のモニタリング計画についても、総務省行政評価局の評価や最新のデータに基づく見直しを行うとともに、輸出国における現地査察等輸出国検査の強化と輸入時の検査体制の連携強化を図ることにより、効率的な輸入食品検査体制の構築を目指し、予算の新規要求・拡充要求等の見直し及び定員要求を検討する必要がある。

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

施策目標に係る指標

(達成水準／達成時期)

※【 】内は、目標達成率(実績値／達成水準)

	H16	H17	H18	H19	H20
1 大規模食中毒の発生件数(単位:件) (過去5年の発生件数の平均と同水準以下/毎年度)	0 【200.0%】	2 【116.7%】	6 【0.0%】	5 【43.8%】	1 【166.7%】
2 許可を要する食品関係営業施設の 禁停止命令を受けた施設数(単位: 件) (前年度以下/毎年度)	695 【84.6%】	724 【95.8%】	845 【83.2%】	825 【102.8%】	集計中 【-%】
3 輸入食品モニタリング検査達成率 (単位:%) (100%/毎年度)	103 【103.0%】	102 【102.0%】	102 【102.0%】	103 【103.0%】	105 【105.1%】
4 輸入食品の規格基準等の違反件数 (単位:件) (前年(度)以下/毎年(度))	1143 【120.0%】	935 【118.2%】	1530 【36.3%】	1223 【120.0%】	1150 【106.0%】
5 ポジティブリスト制度(農薬等が 一定の量を超えて残留する食品等 の販売等を原則禁止する制度)の 導入に伴い新たに残留基準を設定 した農薬等のうち、基準の見直し を行った農薬等の数(単位:品目 数) (前年度以上/毎年度)	-	-	7	29 【414%】	16 【55%】
6 健康食品等に関する健康被害報告 数(単位:件) (過去5年の報告数の平均と同水 準以下/毎年度)	45 【-%】	39 【-%】	15 【-%】	30 【39.4%】	22 【50.5%】
7 食品の安全性に関する基礎的な知 識を持っている国民の割合(単位 :%) (60%以上/平成22年度)	-	45.7	66.4	57.6	49.7

(調査名・資料出所・備考)

- ・指標1は、「食中毒統計」(医薬食品局食品安全部監視安全課調べ)による。なお、食中毒患者数が500名以上の事例を大規模食中毒としている。
 - ・指標2は、各都道府県等からの報告及び衛生行政報告例(大臣官房統計情報部)によるが、平成20年度の数値は現在集計中であり、平成21年10月に公表予定である。
 - ・指標3は、「輸入食品監視指導計画に基づく監視指導結果」(医薬食品局食品安全部監視安全課輸入食品安全対策室)による。
 - ・指標4は、医薬食品局食品安全部企画情報課検疫所業務管理室調べによるものであり、毎年(度)末(平成19年までは年次、平成20年は年度)現在の数値である。
 - ・指標5は、医薬食品局食品安全部基準審査課調べによるものであり、ポジティブリスト制度が施行された平成18年5月29日からのものである。
 - ・指標6は、医薬食品局食品安全部基準審査課新開発食品保健対策室調べによる。
 - ・指標7は、平成20年度版「食育白書」中のアンケート調査「食品安全確保総合調査」(食品安全委員会)による。
- ・なお、指標1及び4は、数値を減らすことを目標としているため、どれだけ減らすことができたかに着目し、目標達成率を「1+(達成水準-実績値)/達成水準」として算定(0~200%)。

関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）	施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）
	経済財政改革の基本方針2008	平成20年6月27日	適正な食品表示の徹底や輸入食品の監視強化、生産現場での工程管理手法の導入促進など、食品の安全と消費者の信頼の確保を図る
	成長力強化への早期実施策	平成20年4月4日	輸入食品のモニタリング検査の充実、加工食品についての残留農薬の検査対象の拡大、輸入業者向けのガイドライン（5月を目途に策定）による輸出段階での自主管理の指導を通じ、輸入食品の監視体制の強化を行う。
	生活安心プロジェクト緊急に講ずる具体的施策	平成19年12月17日	輸入食品については、モニタリング検査の件数の増加・検査項目の充実を図るとともに、検疫所の検査センターを中心とした検査体制の強化のため、食品衛生監視員（現状334名）を増加させ、検疫所における体制を強化する。（20年度）

平成21年度実績評価書要旨

評価実施時期:平成21年8月

担当部局名: 医薬食品局監視指導・麻薬対策課

施策名	規制されている乱用薬物について、不正流通の遮断及び乱用防止を推進すること (Ⅱ-3-1)	政策体系上の位置付け
		基本目標 Ⅱ 安心・快適な生活環境作りを衛生的観点から推進すること 施策目標 3 麻薬・覚せい剤等の乱用を防止すること
施策の概要	麻薬・覚せい剤等（以下「薬物」という。）の不正流通を遮断するため、国内外の関係機関と協力して取締りを徹底するとともに、医療機関・薬局における医療用麻薬の適正使用を推進する。また、薬物乱用を未然に防止するため、薬物乱用の危険性を啓発する。さらに、乱用薬物の使用のきっかけとなる危険性のある違法ドラッグ（いわゆる脱法ドラッグ）の不正流通を遮断するため、幻覚等の作用を有する物質を薬事法（昭和35年法律第145号）第2条第14項に基づく指定薬物（以下「指定薬物」という。）として指定し、その取締りを徹底する。	
施策に関する評価結果のすべき目標等	<p>【評価結果の概要】</p> <p>【現状分析（施策の必要性）】 我が国の薬物情勢は、検挙人数の大多数を占める覚せい剤事犯については、検挙人数は減少したものの、押収量は増加しており、依然として高水準にある。また、大麻事犯については、平成20年において検挙人数が過去最高を記録し、特に20歳代を中心とした若年層における乱用の拡大が顕著であり、依然として深刻な予断を許さない状況にある。関係機関が緊密な連携を取り、取締体制の充実強化が図られているが、一層の強化が求められている。 薬物乱用防止啓発活動についても、引き続き国民全般（特に青少年）を対象として実施していく必要がある。 違法ドラッグ（いわゆる脱法ドラッグ）については、乱用者自身の健康被害のみならず、麻薬等の乱用につながるなどの保健衛生上の危害のおそれが危惧されるため、指定薬物として指定することにより、製造、販売、輸入等を禁止するなど実効ある取締りを行う必要がある。</p> <p>【有効性の観点】 薬物乱用対策推進本部が策定した「第三次薬物乱用防止五か年戦略」や犯罪対策閣僚会議が策定した「犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008」の下、青少年等の薬物乱用の根絶のための各種啓発活動、国際的密輸入事犯や組織的密売事犯への対応をはじめ、関係省庁、関係機関との連携を密にした協力体制を確立することにより、総合的な取締対策を推進している。 乱用薬物について、不正流通の遮断及び乱用防止の推進に係る施策においては、徹底した取締りや各種媒体を利用した全国的な啓発等の結果、薬物事犯の検挙人数については各年において数値にバラツキはみられるものの、大麻事犯の検挙人数は過去最高を記録した。主な薬物の押収量については、近年増減を繰り返しており、平成20年における覚せい剤の押収量は増加した。これは、乱用薬物にかかる供給遮断・需要削減のための取締りを実施した結果、水際での大量押収や末端乱用者の検挙に至ったものであり、一定の成果を上げていると評価できる。</p> <p>【効率性の観点】 取締事業においては、覚せい剤事犯について、暴力団構成員による組織的密売事犯、イラン人密売組織等を多数検挙した。また大麻事犯については、インターネットを利用した大麻種子販売事犯の取締りを行う等、効率的な取締りが行われた。</p> <p>【総合的な評価】 以上のように、各種施策の推進により、目標達成に向け一定の成果を上げていると評価できる。しかしながら、水際での大量押収事実などから、大量の薬物が日本に流入していることが推定されるほか、検挙人数からみても依然として薬物事犯が深刻な状況にあることから、今後とも、薬物対策関係省庁等との捜査協力や情報交換を通じて緊密な連携を図ることにより、啓発活動や取締体制の充実強化を進めることが必要である。 なお、違法ドラッグ（いわゆる脱法ドラッグ）については、指定薬物として指定し、製造、輸入、販売等を禁止する措置を講じるとともに、買上調査に基づく立入検査、インターネット上での販売広告の監視やパンフレットの配布等による啓発活動を行っており、不正流通及び乱用防止の推進を図っている。引き続き、監視・指導体制を充実させ、取締りを実施していくことが必要である。</p> <p>【評価結果の分類】</p> <ul style="list-style-type: none"> ⅰ 施策目標の終了・廃止を検討（該当する場合に○） ⅱ 施策目標を継続（該当する場合に次のいずれか1つに○） （イ）施策全体として予算規模の縮小等の見直しを検討 	

- (iv) 見直しを行わず引き続き実施
- (v) 施策全体として予算の新規要求、拡充要求等の見直しを検討
- iii 機構・定員要求を検討（該当する場合に○）

(理由)
 薬物乱用防止にかかる広報啓発活動については、厚生労働省のみならず、政府全体で様々な媒体により多様な広報啓発活動を推進してきたところであるが、今後とも、薬物乱用防止等について国民の理解を更に深めてもらうための効果的な広報の在り方について検討しつつ、広報啓発活動の一層の充実に努める必要がある。

最近の薬物事犯の特徴は、従来の暴力団に加え、イラン人等外国人犯罪組織による組織的密売の増加や検挙者の国籍の多様化のほか、携帯電話やインターネットを用いた密売など、複雑かつ巧妙化している。これらに対応すべく捜査体制を強化するために麻薬取締官の増員が必要と考えられる。

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期) ※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)					
	H16	H17	H18	H19	H20
1 薬物事犯の検挙人数(単位:人)	15,412	16,231	14,882	15,175	14,720
(一)	【-】	【-】	【-】	【-】	【-】
(大麻事犯の検挙人数)(単位:人)	2,312	2,063	2,423	2,375	2,867
(覚せい剤事犯の検挙人数)(単位:人)	12,397	13,549	11,821	12,211	11,231
2 主な薬物の押収量(単位:kg)					
(一)					
・覚せい剤(単位:kg)	411.3	122.8	144.0	359.0	402.6
・大麻(乾燥大麻及び大麻樹脂)(単位:kg)	970.1	886.2	332.6	560.4	415.7
	【-】	【-】	【-】	【-】	【-】
3 小学生の保護者への普及啓発(単位:万部)	130	132	123	118	118
(全小学6年生の保護者に薬物乱用防止啓発読本配布/毎年度)	【100%】	【100%】	【100%】	【100%】	【100%】
4 中学生への普及啓発(単位:万部)	-	-	-	123	119
(全中学1年生にMDMA、大麻、違法ドラッグ乱用防止啓発読本配布/毎年度)	【-】	【-】	【-】	【100%】	【100%】
(調査名・資料出所、備考)					
<ul style="list-style-type: none"> ・指標1及び2は、厚生労働省・警察庁・海上保安庁及び財務省(押収量のみ)の統計資料による。 ・指標3及び4は、監視指導・麻薬対策課が配布した実績数である。 ・平成17年度は、大麻・MDMAに係るリーフレット700万部を配布(中1~高3) ・平成18年度は、違法ドラッグに係るリーフレット716万部を配布(中1~高3) 大麻・MDMAに係るリーフレット120万部を配布(中1) 					

関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
	第三次薬物乱用防止5か年戦略	平成20年8月22日薬物乱用対策推進本部策定	<ul style="list-style-type: none"> ・青少年による薬物乱用の根絶及び薬物乱用を拒絶する規範意識の向上(目標1) ・「薬物密売組織の壊滅及び末端乱用者に対する取締りの徹底。」との方針に基づき、麻薬取締官を増員する等して暴力団、イラン人等外国人犯罪組織の取締りを強化するとともに、ますます巧妙化している密売方法に的確に対処し、また、末端乱用者の検挙の徹底を図っている。(目標3) ・「薬物密輸阻止に向けた水際対策の徹底、国際的な連携・協力の推進」との方針に基づき、密輸事犯の検挙を進めるとともに、国際会議への出席や職員の派遣等を通じて外国当局等との関係強化を図っている。(目標4)

<p>犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008</p>	<p>平成20年12月22日犯罪対策閣僚会議決定</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・薬物需要の削減を図るため、「第三次薬物乱用防止五か年戦略」に基づき、薬物乱用防止に係る予防啓発活動を推進するとともに、受刑者、少年院在院者及び保護観察対象者に対する処遇プログラムの実施等による再乱用を防止する。また、薬物依存者を抱える家族への相談体制の充実を検討するとともに、学校における薬物乱用防止教育の充実強化を図るため、薬物乱用防止教室の開催、教職員、保護者等を対象とした薬物乱用防止の普及啓発のためのシンポジウムや広報啓発活動等の実施を推進する。さらに、薬物の供給遮断を図るため、乱用薬物の麻薬等への新規指定等を適時適切に実施する。（第4-4-(3)薬物乱用防止に向けた取組の推進） ・「国民の治安に対する不安感を解消し、真の治安再生を実現する」との方針に基づき、薬物犯罪等から経済、社会を防護するため、暴力団やイラン人等外国人薬物密売組織の壊滅、末端乱用者の検挙、薬物密輸の水際での阻止等薬物事犯取締りの徹底等を図っている。
-------------------------------	------------------------------	---

平成21年度実績評価書要旨

担当部局名: 労働基準局監督課

労働基準局勤労者生活部勤労者生活課

評価実施時期: 平成21年8月

施策名	労働条件の確保・改善を図ること (Ⅲ-1-1)	政策体系上の位置付け
		基本目標 Ⅲ 労働者が安心して快適に働くことができる環境を整備すること 施策目標 1 労働条件の確保・改善を図ること
施策の概要	労働時間、安全衛生基準、最低賃金等の法定労働条件の履行確保を図るため、労働基準監督署による事業場への監督指導等を行うとともに、最低賃金制度の周知啓発活動を行う。また、個別労働関係紛争の未然防止や早期解決を図るため、望ましい労働契約の在り方について、中小企業事業主に対し周知・広報活動及び相談事業を実施する。	
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p>【評価結果の概要】</p> <p>【現状分析（施策の必要性）】 景気の急速な悪化を受け、雇用失業情勢が厳しさを増している中、全国の労働基準監督署には、賃金の不払、会社都合による解雇に関連し解雇予告がなされていないなど法定労働条件が守られないといった事態がいまだ見られている。このような状況の中で、これらの問題の解消を重点として、積極的な行政運営に努めていく必要がある。</p> <p>【有効性の観点】 労働基準監督機関による事業場への臨検監督の結果、労働基準関係法令違反が認められたものについては、それを是正するよう適切に指導を行っているところであり、労働者の法定労働条件の確保に対し有効な施策である。 また、最低賃金法の遵守の徹底のために、最低賃金制度及び最低賃金額等の情報を広く周知徹底することは必要かつ有効なものである。 また、個別労働紛争の早期解決のために、労働契約法の施行を踏まえ、就業規則の周知やメンテナンスを行うことの重要性を啓発することは必要かつ有効なものである。</p> <p>【効率性の観点】 臨検監督を実施する対象事業場を選定する際には、労働者等から寄せられる情報等を活用し、労働基準関係法令違反が認められる可能性の高い事業場に対して臨検監督を実施するほか、労働条件等を巡る動向や各労働分野の特徴を踏まえた監督を実施するなど、効率的な運営を行っている。 最低賃金制度については、住民全戸に配布される市町村広報誌へ掲載する等、効率的に周知広報を行っている。 中小企業労働契約支援事業については、我が国の雇用・就業機会の約8割を占めている中小企業の事業主に対し、望ましい労働契約の在り方についてセミナー開催及び個別の相談事業を実施する等効率的な事業運営を実施している。</p> <p>【総合的な評価】 以上により、施策目標の達成に向けて進展していると評価できる。 引き続き、監督指導、最低賃金制度の周知啓発活動、望ましい労働契約の在り方についての中小企業事業主に対する周知等を実施していくこととする。 また、 ①厳しい経済・雇用情勢であること ②最低賃金制度は、賃金の低廉な労働者の労働条件の下支えとして重要なものであり、就業形態の多様化等といった社会経済情勢の変化に対応して、セーフティネットとして一層適切に機能することが求められていること ③個別労働紛争が増加傾向にあること など、労働条件等を巡る動向を踏まえ、平成21年度においては、 (1) 労働基準法等で定める法定労働条件を遵守することはもとより、特に、解雇や雇止め、労働条件の切下げ等について、労働契約法や裁判例等に照らして、不適切な取扱いが行われないよう、啓発指導を行うこと (2) 広く国民に最低賃金の周知徹底を図るとともに、引き続き監督指導等を実施すること (3) 労働者が安心・納得して働くことができるようにするため、労働条件の決定、変更など労働契約に関する基本的なルールを定める労働契約法の趣旨・内容について、労使双方の理解を進めること 等について重点的に取り組んでおり、今後とも、行政需要に応じて機動的に対応していくことにより、効率的</p>	

な行政運営に努めていくこととする。

【評価結果の分類】

- i 施策目標の終了・廃止を検討（該当する場合に○）
- ii 施策目標を継続（該当する場合に次のいずれか1つに○）
 - (イ) 施策全体として予算規模の縮小等の見直しを検討
 - (ロ) 見直しを行わず引き続き実施
 - (ハ) 施策全体として予算の新規要求、拡充要求等の見直しを検討
- iii 機構・定員要求を検討（該当する場合に○）

(理由)

法定労働条件が守られていない事業場がいまだに見られているところであり、今後も引き続き法定労働条件の確保・改善を図るため、適切な監督指導の実施や最低賃金制度の周知・徹底など積極的な行政運営に努めていく必要があるため。

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期)						
※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)						
		H16	H17	H18	H19	H20
1	定期監督等の実施件数(件)(一)	122,793 【-】	122,734 【-】	118,872 【-】	126,499 【-】	集計中
2	市町村広報誌への最低賃金制度の掲載割合(%) (80%以上/毎年)	85.8 【107.3%】	87.3 【109.1%】	82.1 【102.6%】	92.2 【115.3%】	83.0 【103.8%】
3	中小企業労働契約支援事業を活用した利用者数(人)(9400人以上/平成20年度)	-	-	-	-	14,563 【154.9%】

(調査名・資料出所、備考)

- ・指標1は、労働基準局監督課調べによる。平成20年は現在集計中であり、平成21年9月目途で確定予定。
- ・指標1は、労働基準監督署が1年間に事業場に対して監督指導を実施した件数である。
- ・指標2は、全市町村の広報誌のうち最低賃金制度が掲載されたものの割合であり、労働基準局勤労者生活課の調べによる。
- ・指標3は、当該事業は労働契約法の成立に併せて平成19年度より行う予定であったが、法案の成立が遅れ、開始時期が平成20年度に変更となったため、平成19年度までについては未記入。

	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	成長力底上げ戦略	平成19年2月15日	「最低賃金の国民への広報の推進」
	新雇用戦略	平成20年4月23日	「改正最低賃金法の適切な施行、各種広報媒体による労使をはじめ国民に対する最低賃金額の周知・徹底」

平成21年度実績評価書要旨

評価実施時期:平成21年8月

担当部局名: 労働基準局安全衛生部、労働基準局監督課

施策名	労働者の安全と健康が確保され、労働者が安心して働くことができる職場づくりを推進すること (Ⅲ-2-1)	政策体系上の位置付け
		基本目標 Ⅲ 労働者が安心して快適に働くことができる環境を整備すること 施策目標 2 安全・安心な職場づくりを推進すること
施策の概要	第11次の労働災害防止対策（平成20年3月19日厚生労働大臣策定）に基づき、死亡災害等の重篤な労働災害の一層の減少を図るため、これらの重篤な労働災害が多く発生している墜落・転落等の作業や機械設備等について、労働災害防止対策の効果的な推進を図るとともに、その強化について検討し、必要な対策の充実を図る。また、死傷災害等の労働災害全体を一層減少させるため、事業場における危険性又は有害性の特定、リスクの見積もり、リスク低減措置の検討等を行い、それに基づく措置の実施を行う「危険性又は有害性等の調査等」が広く定着することが必要であり、その取組を促進する。	
施策に関する 評価結果の 概要と達成 すべき目標等	【評価結果の概要】	
	<p>【現状分析（施策の必要性）】</p> <p>労働災害の発生状況は、平成20年は死亡者数が1,268人、休業4日以上死傷者数が119,291人といずれについても、前年に比べ減少しているが、依然として、建設業、製造業等において重篤な災害が多発している。また派遣労働者の労働災害件数も高止まっている。</p> <p>労働者の健康面については、職場においてストレス等を感じている労働者の割合が高く、また、一般健康診断の結果、脳・心臓疾患につながる血中脂質、血圧等に係る有所見率も増加傾向にある。</p> <p>また、化学物質による疾病は増減を繰り返しながら長期的に減少がみられない。</p> <p>【有効性の観点】</p> <p>労働災害の発生状況は、平成20年は死亡者数が1,268人、休業4日以上死傷者数が119,291人といずれについても、前年に比べ減少しており、施策は有効であった。</p> <p>【効率性の観点】</p> <p>第11次労働災害防止計画の重点対象分野の労働災害防止対策、過重労働・メンタルヘルス対策、リスクアセスメントの普及促進など、施策対象を絞り事業者や業界団体等に対する指導・支援を行ってきており、効率性の観点から十分な施策が実施された。</p> <p>【総合的な評価】</p> <p>定期監督等については、第11次労働災害防止計画の重点対策を踏まえ監督指導を実施しており、継続的な取組が行われている。労働災害による死亡者数及び死傷者数は、重点対象分野の労働災害防止対策、過重労働・メンタルヘルス対策、リスクアセスメントの普及促進など、事業者や業界団体等に対する指導・支援を効果的に実施することにより、長期的に減少傾向で推移していることから、各個別目標の取組が有効であり、施策目標の達成に向けて進展していると評価できる。よって引き続きこれらの取組を実施していくことが必要である。</p> <p>【評価結果の分類】</p> <p>i 施策目標の終了・廃止を検討（該当する場合に○）</p> <p>ii 施策目標を継続（該当する場合に次のいずれか1つに○） (イ) 施策全体として予算規模の縮小等の見直しを検討 (ロ) 見直しを行わず引き続き実施 (ハ) 施策全体として予算の新規要求、拡充要求等の見直しを検討</p> <p>iii 機構・定員要求を検討（該当する場合に○） (理由) 平成21年度については、特に派遣労働者の労働災害が高止まりであることを受けて、派遣労働者の安全衛生対策に重点対策として取り組む必要があるとともに、職場においてストレス等を感じている労働者の割合も高いことから、メンタルヘルス対策について取り組んでいく必要がある。</p> <p>そのほか、労働災害の発生状況は、死亡者数、休業4日以上死傷者数いずれについても、前年に比べ減少しているが、依然として、建設業、製造業等において重篤な災害が多発しており、機械災害防止対策等の推進を図る必要がある。そのほか、労働者の健康面については、一般健康診断の結果、脳・心臓疾患につながる血中脂質、血圧等に係る有所見率が増加傾向にあり、さらに、化学物質による疾病は増減を繰り返しながら長期的に減少がみられない等の状況であり、さらなる労働災害発生防止のために、労働災害発生状況に即し、第11次労働災害防止計画に基づく措置を実施する必要がある。</p> <p>また、ナノマテリアル等化学物質に対する対応や感染症対策を図っていく必要がある。</p>	

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期) ※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)					
	H16	H17	H18	H19	H20
1 労働災害による死亡者数(人) (平成19年と比して20%以上減少させること/平成24年、かつ、平成19年と比して減少させること/20年・21年)	1,620 【-】	1,514 【-】	1,472 【-】	1,357 【-】	1,268 【93.4%】
2 休業4日以上死傷者数(人) (平成19年と比して15%以上減少させること/平成24年、かつ、平成19年と比して減少させること/20年・21年)	122,804 【-】	120,354 【-】	121,378 【-】	121,356 【-】	119,291 【98.3%】
3 定期健康診断における有所見率 (増加傾向に歯止めをかけ、減少に転じさせること/平成24年)	47.6 【-】	48.4 【-】	49.1 【-】	49.9 【-】	51.3 【-】
(調査名・資料出所、備考) ・指標1,2及び3は、労働基準局安全衛生部の調べによる。 ・指標1及び2の目標達成率は、(実績値/達成水準)×100(%)で算出しているが、より小さい値を得ることを目標としているため100%以下で目標達成となる。 ・指標3は、達成数値目標を定めていないため、達成率を算出していない。 【参考】厚生労働省ホームページ http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzeneisei11/rousai-hassei/index.html					

関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
	第11次労働災害防止計画	平成20年3月19日	

平成21年度実績評価書要旨

評価実施時期:平成21年8月

担当部局名: 労働基準局労災補償部補償課

施策名	迅速かつ適正な労災保険給付を行い、被災労働者等の保護を図ること (Ⅲ-3-1)	政策体系上の位置付け
		基本目標 Ⅲ 労働災害に被災した労働者等の公正な保護を行うとともに、その社会復帰の促進等を図ること 施策目標 2 安全・安心な職場づくりを推進すること
施策の概要	業務上の事由又は通勤による労働者の負傷、疾病、障害、死亡等に対して迅速かつ公正な保護をするため、必要な保険給付を行うことにより労働者の福祉の増進に寄与することを目的とする。	
施策に関する 評価結果の 概要と達成 すべき目標等	<p>【評価結果の概要】</p> <p>【現状分析（施策の必要性）】 労災保険給付の新規受給者数は長期的には減少傾向にあるが、今なお年60万人以上に達する。特に、精神疾患や石綿関連疾患など複雑困難な事案は増加傾向にある。 こうした中、被災労働者やその遺族の保護を図るため、支給決定のための調査に相当の日数を要する障害（補償）年金や遺族（補償）年金をはじめ、迅速かつ適正な保険給付を行う必要がある。</p> <p>【有効性の観点】 当該施策目標によって、障害（補償）年金及び遺族（補償）年金の請求を行った被災労働者とその遺族に対し、迅速かつ公正な保護を図ることができた。</p> <p>【効率性の観点】 各事案ごとの支給事由に合わせた的確な調査計画を策定し、迅速かつ適正な給付決定を行うための調査を効率的に実施した。</p> <p>【総合的な評価】 労災保険給付の迅速かつ適正な実施のため、組織的な進行管理等に努めてきたところ、事実調査に多大な事務量を要する脳・心臓疾患、精神障害等事案や事実関係の把握が困難な石綿関連疾患事案の請求から支給決定までの所要期間は着実に減少しているが、障害（補償）年金の請求から支給決定までの所要日数が132.7日、遺族（補償）年金の請求から支給決定までの所要日数が162.2日と、共に前年度を上回った。 今後も、事案の性質に沿った的を絞った調査を行うとともに、管理者による進行管理の徹底に努め、所要日数の減少を図る必要がある。</p> <p>【評価結果の分類】</p> <p>i 施策目標の終了・廃止を検討（該当する場合に○）</p> <p>ii 施策目標を継続（該当する場合に次のいずれか1つに○） (イ) 施策全体として予算規模の縮小等の見直しを検討 <input checked="" type="checkbox"/> (ロ) 見直しを行わず引き続き実施 (ハ) 施策全体として予算の新規要求、拡充要求等の見直しを検討</p> <p>iii 機構・定員要求を検討（該当する場合に○）</p> <p>(理由) 被災労働者及びその遺族に対する迅速かつ公正な保護を図ることは労働者災害補償保険制度の目的であり、支給決定に多くの日程を要する障害（補償）年金及び遺族（補償）年金の所要日数を減少させることを目標に掲げつつ、21年度以降も引き続き迅速かつ適正な労災保険給付に努める。</p>	

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

施策目標に係る指標 (達成水準／達成時期) ※【 】内は、目標達成率(実績値／達成水準)					
	H16	H17	H18	H19	H20
1 障害(補償)年金の請求から支給決定までの所要日数(単位:日) (前年度以下/毎年度)	147.5	131.0	117.9	120.9	132.7 【110%】 (前年度比 11.8日増)
2 遺族(補償)年金の請求から支給決定までの所要日数(単位:日) (前年度以下/毎年度)	211.6	162.0	154.5	154.9	162.2 【105%】 (前年度比 7.3日増)
(調査名・資料出所、備考) ・指標1及び2は、労働基準局労災補償部の調べによる。 ・指標1及び2は、各年度に支給・不支給決定を行ったものの所要日数の平均値である。 ・指標1及び2の目標達成率は、(実績値/達成水準)×100(%)で算出しているが、より小さい値を得ることを目標としているため100%以下で目標達成となる。					
参考統計	H16	H17	H18	H19	H20
1 脳・心臓疾患事案の請求から支給決定までの所要期間(単位:日)	255	243	243	216	210
2 精神障害等事案の請求から支給決定までの所要期間(単位:日)	341	326	319	289	278
3 石綿関連疾病事案の請求から支給決定までの所要期間(単位:日)					
労災保険法に基づく請求事案	—	—	130	177	157
石綿救済法に基づく請求事案	—	—	130	177	147
(調査名・資料出所、備考) ・指標1～3は、労働基準局労災補償部の調べによる。 ・指標1～3は、各年度に支給・不支給決定を行ったものの所要日数の平均値である。					

関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)

平成21年度実績評価書要旨

評価実施時期:平成21年8月

担当部局名: 労働基準局勤労者生活部企画課

施策名	労働時間等の設定改善の促進等を通じた仕事と生活の調和対策を推進すること (Ⅲ-4-1)	政策体系上の位置付け
		基本目標 Ⅲ 労働者が安心して快適に働くことができる環境を整備すること 施策目標 4 勤労者生活の充実を図ること
施策の概要	<p>平成19年12月にワーク・ライフ・バランス推進官民トップ会議にて決定された「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」(以下「憲章」という。)及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」(以下「行動指針」という。)においては仕事と生活の調和の実現した社会、すなわち、</p> <p>① 就労による経済的自立が可能な社会 ② 健康で豊かな生活のための時間が確保できる社会 ③ 多様な働き方・生き方の選択できる社会</p> <p>を目指すとの観点から、国は、企業や働く者、国民の取組を積極的に支援するとともに社会的基盤づくりを積極的に行うこととされている。</p> <p>上記②健康で豊かな生活のための時間が確保できる社会に向けて、国は労使による長時間労働の抑制、年次有給休暇の取得促進など労働時間等の設定改善の取組支援等を行うこととされていることを踏まえ、厚生労働省において仕事と生活の調和実現に向けた労働時間等の設定改善の促進等の取組を実施しているところである。</p>	
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p>【評価結果の概要】</p> <p>【現状分析(施策の必要性)】</p> <p>平成20年における年間総実労働時間は、事業所規模30人以上で1,836時間となっており、長期的には減少傾向にあるものの、一般労働者(常用労働者のうち、パートタイム労働者をのぞいた労働者)については、年間総実労働時間は事業所規模30人以上で、2,017時間となっており、長期的に見ると、ほぼ横ばいで推移している。また、週労働時間別の雇用者の分布をみると、35時間未満の雇用者の全体に占める割合が増加する一方、60時間以上の雇用者の割合が高い水準で推移するなど「労働時間分布の長短二極化」の状況にある。</p> <p>また、平成19年における年次有給休暇の平均取得率については47.7%となっており、近年取得率は5割を下回る状態で推移しており、長時間労働の抑制さらには仕事と生活の調和の実現に向けては、年次有給休暇の取得促進についても一層の推進が求められているところである。</p> <p>一人ひとりの働き方の見直しを進め、仕事と生活の調和の実現を図っていくことは、個々人はもとより、我が国の社会を持続可能で確かなものとするために不可欠な取組であり、また、前掲の憲章及び行動指針において、仕事と生活の調和した社会の実現に向けた各主体の取組を推進するための社会全体の目標として、中長期的な数値目標も設定されたところであり、厚生労働省として仕事と生活の調和の実現に向けた取組を一層推進していく必要がある。</p> <p>【有効性の観点】</p> <p>労働時間等の設定改善を通じた仕事と生活の調和対策を推進するに当たっては、(1)社会全体の気運醸成を図る(個別目標2)とともに、(2)長時間労働の抑制、年次有給休暇の取得促進等、個別企業の取組の促進を実施すること(個別目標1)を併せて推進することが有効である。このため、社会全体に仕事と生活の調和の意義・効果等を広く訴求することと、中小企業を中心とする個別企業の取組をきめ細かくサポートすることを併せて推進すべく様々な施策を着実に実施しているところであり、各指標の目標も達成していることから、その有効性を確認することができる。</p> <p>【効率性の観点】</p> <p>(1)社会全体の気運醸成を図るため、 ○全国的な気運醸成を図る取組として、我が国を代表する10社の仕事と生活の調和の取り組み状況や成果を社会全体に広く周知する「仕事と生活の調和推進プロジェクト」を展開し、さらに ○各地方の事情に応じた効果的な気運醸成を図るため、都道府県ごとに「仕事と生活の調和推進会議」を設置し、労使、学識経験者等の関係者相互の合意形成の促進を図るとともに、「仕事と生活の調和推進プロジェクト(地方版)」を実施しているところである。 (2)個別企業の取組の促進に向けては、 ○憲章及び行動指針の趣旨を踏まえ、事業主及びその団体が労働時間等の設定の改善について適切に対処するために必要な事項について定めた「労働時間等見直しガイドライン(労働時間等設定改善指針)」の改正及びその周知を実施したほか、 ○事業主団体を通じた「労働時間等設定改善援助事業」の実施 ○中小企業団体に対する「労働時間等設定改善推進助成金」の支給</p>	

○中小企業事業主に対する「職場意識改善助成金」の支給
○都道府県労働局への「労働時間設定改善コンサルタント」の配置等を実施しているところである。

以上のとおり、(1) 社会全体の気運醸成に向けた取組においては、全国的規模の取組並びに各地方の実情に応じた取組を実施することで、社会的気運の醸成を様々な規模で効果的に実施しており、さらに(2) 個別企業の取組の促進に向けた取組においても、事業主団体の取組促進から個別企業労使による自主的な取組支援に至るまで、施策対象に応じた取組を実施しているところであり、これらが一体となった政策パッケージとして有機的に機能することで、効果的・効率的な事業展開が図られているといえる。

【総合的な評価】

上記のように、施策対象に応じた効果的・効率的な取組が行われ、各指標の目標も達成していることから、我が国における仕事と生活の調和の実現に向けた取組として適切に運営されていると考えることができる。

さらに、21年度においては、シンポジウムを廃止する一方、セミナーの回数を増やすなど既存事業の改廃を行うとともに、所定外労働の長い業種、年次有給休暇の取得率が低い業種など、業種の特性に応じた仕事と生活の調和推進プランの策定を支援する事業を新たに実施するなど、新たな政策手段の検討を進めているところである。

なお、第170回臨時国会において、特に長い時間外労働の割増賃金率の引上げ等を内容とする労働基準法の改正が行われ、平成22年4月1日から施行されることとなり、今後さらに労働時間等の設定改善が重要な課題となる中で、上記の助成・援助事業が一層効果的に作用することが期待される。

【評価結果の分類】

- i 施策目標の終了・廃止を検討（該当する場合に○）
- ii 施策目標を継続（該当する場合に次のいずれか1つに○）
 - (イ) 施策全体として予算規模の縮小等の見直しを検討
 - (ロ) 見直しを行わず引き続き実施
 - (ハ) 施策全体として予算の新規要求、拡充要求等の見直しを検討
- iii 機構・定員要求を検討（該当する場合に○）

(理由)

憲章及び行動指針において設定された目標達成のため、仕事と生活の調和の実現に向けた取組の一層の推進が求められているため。

我が国の労働時間をめぐる状況は、特に30歳代男性の長時間労働が常態化するなど、労働時間が長い者と短い者との「労働時間分布の長短二極化」の状態にある。また、現在の厳しい経済状況の下で、所定外労働を中心に長時間労働が一部緩和されている面も生じているが、今後の景気回復期も含め長時間労働を抑制するという観点が求められている。このため、憲章及び行動指針を踏まえ、中央・地方における取組を推進する社会的気運の醸成を図るとともに、景気回復期も含め長時間労働を抑制するという観点から「制度的」な取組を行う企業等に対する支援事業を実施し、仕事と生活の調和の実現を図る。

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

(次ページへ続く)

施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期) ※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)						
		H16	H17	H18	H19	H20
1	労働時間等の課題について労使が話し合いの機会を設けている割合(単位:%) (前年以上/毎年)	-	-	38.6 【-】	41.5 【-】	46.2 【111.3%】
2	週労働時間6.0時間以上の雇用者の割合(単位:%) (前年以下/毎年)	12.2 【-】	11.7 【-】	10.8 【-】	10.3 【-】	10.0 【97.1%】
3	年次有給休暇取得率(単位:%) (前年以上/毎年)	46.6 【-】	47.1 【-】	46.6 【-】	47.7 【-】	- (集計中)

(調査名・資料出所、備考)

- ・上記指標1～3は、「仕事と生活の調和推進のための行動指針(平成19年12月、ワーク・ライフ・バランス推進官民トップ会議決定)」に掲げられたものを踏襲。なお、同指針においては、指標1～3について、それぞれ以下のように中長期的な数値目標(各主体の取組が進んだ場合の社会全体の目標値)が掲げられている。
(いずれも、現状→5年後→10年後)
1: 41.5%→60%→全ての企業で実施
2: 10.8%→2割減→半減
3: 46.6%→60%→完全取得
- ・なお、調査名は以下のとおり。
1: 厚生労働省「労働時間等の設定の改善の促進を通じた仕事と生活の調和に関する意識調査」
2: 総務省「労働力調査」
3: 厚生労働省「就労条件総合調査」(企業規模30人以上)
- ・指標2の目標達成率は、(実績値/達成水準)×100(%)で算出しているが、より小さい値を得ることを目標としているため100%以下で目標達成となる。
- ※指標3については、平成20年度の数値を現在集計中であり、21年10月頃公表予定。

	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	経済財政改革の基本方針2009	平成21年6月23日	「<前略>仕事と生活の調和の推進など、雇用を軸とした生活安心保障政策の再構築を行う。」
	経済財政改革の基本方針2008	平成20年6月27日	「国・地方・労使を始めとする社会全体の取組により、「憲章」及び「行動指針」に掲げられた数値目標の達成を目指し、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)を推進する。」 「「子供と家族を応援する日本」重点戦略等に基づき、保育サービスや放課後対策等の子育て支援の拡充及び仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)実現を車の両輪として、少子化対策を行う。」
	社会保障の機能強化のための緊急対策～5つの安心プラン～	平成20年7月29日	「3. 未来を担う「子どもたち」を守り、育てる社会②仕事と生活の調和の実現」として項目立てがなされ、「子育て中の多様な働き方等を実現するために、「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「行動指針」に基づく取組を推進するとともに」
	新雇用戦略	平成20年4月23日	「安定した雇用・生活の実現」、「安心・納得して働くことのできる環境整備」として、「仕事と生活の調和の実現」が取り上げられている。

平成21年度実績評価書要旨

評価実施時期:平成21年8月

担当部局名:大臣官房地方課

施策名	個別労働紛争の解決の促進を図ること (Ⅲ-7-1)	政策体系上の位置付け
		基本目標 Ⅲ 労働者が安心して快適に働くことができる環境を整備すること。 施策目標 7 個別労働紛争の解決の促進を図ること。
施策の概要	<p>労働関係に関する事項についての個々の労働者と事業主との間の紛争（以下「個別労働紛争」という。）を実情に即して迅速かつ適正に解決するため、以下の総合的な個別労働関係紛争解決システムの整備を図る。</p> <p>①総合労働相談コーナーにおける情報提供・相談等 ②都道府県労働局長による助言・指導 ③紛争調整委員会によるあっせん</p>	
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p>【評価結果の概要】</p> <p>【現状分析（施策の必要性）】 社会経済情勢の変化に伴う企業組織の再編、人事労務管理の個別化等を背景として、個々の労働者と事業主との間の紛争は、平成13年の制度発足以来増加を続けている。さらに、平成20年度の個別労働紛争解決制度の運用状況は、年度後半以降の急速な経済・雇用情勢の悪化を反映して、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民事上の個別労働紛争相談件数 約24万件（前年度比19.8%増）、 ・助言・指導申出受付件数 約7,600件（前年度比14.1%増）、 ・あっせん申請受理件数 約8,500件（前年度比18.3%増） <p>と、平成19年度の実績を大幅に上回っており、紛争の解決を援助する当制度へのニーズはますます高まっていると考えられる。</p> <p>【有効性の観点】 制度の趣旨に沿った迅速かつ適正な処理が行われることで、多くの紛争当事者にとって有効な紛争解決手段として利用され、民事上の個別労働紛争相談件数、助言・指導申出受付件数、あっせん申請受理件数ともに大幅に増加していることから、個別労働紛争解決制度が簡易、迅速かつ無料で利用できる紛争解決手段として有効に機能していると評価できる。</p> <p>【効率性の観点】 個別労働紛争解決制度の利用件数が大幅に増加している中で、指標1・指標2のとおり、助言・指導事案、あっせん事案のほとんどについて迅速な処理が図られており、限られた予算、人員で、制度が効率的に運用されていると評価できる。</p> <p>【総合的な評価】 社会経済情勢の変化に伴う企業組織の再編、人事労務管理の個別化、さらに昨年度後半以降の急速な経済・雇用情勢の悪化等を背景として、個別労働紛争が増加を続ける中で、個別労働紛争解決制度が効率的に運用されることによって、紛争当事者にとって簡易、迅速かつ無料で利用できる紛争解決手段として有効に機能していると評価できる。</p> <p>今後も本制度に対する行政需要はますます高まっていくものと予想されることから、増加を続ける個別労働紛争に対して、引き続き効率的な制度運用を行うことによって、紛争の迅速かつ適正な解決の促進を図っていく必要がある。</p> <p>【評価結果の分類】</p> <ul style="list-style-type: none"> i 施策目標の終了・廃止を検討（該当する場合に○） ii 施策目標を継続（該当する場合に次のいずれか1つに○） <ul style="list-style-type: none"> (イ) 施策全体として予算規模の縮小等の見直しを検討 (ロ) 見直しを行わず引き続き実施 (ハ) 施策全体として予算の新規要求、拡充要求等の見直しを検討 iii 機構・定員要求を検討（該当する場合に○） <p>(理由) 助言・指導申出受付件数、あっせん申請受理件数は年々増加の一途を辿っており、助言・指導に係る事務処理や紛争調整委員会があっせんを実施するにあたっての事務処理等を行う労働紛争調整官、及び、都道府県労働局長より委任されたあっせんを実施する紛争調整委員会の紛争調整委員の増員を図るための組織要求について検討する。</p>	

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期) ※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)						
		H16	H17	H18	H19	H20
1	助言・指導手続終了件数に占める 処理期間1ヶ月以内のもの割合 (単位:%) (90%以上/毎年)	93.9	95.6	93.4	95.5	96.1 【107%】
2	あっせん手続終了件数に占める処 理期間2ヶ月以内のもの割合 (単位:%) (90%以上/毎年)	92.9	91.5	94.2	92.2	92.2 【102%】
(調査名・資料出所、備考) ・大臣官房地方課労働紛争処理業務室の調べによる。						

	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	「新雇用戦略」(平成20年4月23日経済財政諮問会議舛添臨時議員提出資料)	平成20年4月23日	2. 安定した雇用・生活の実現と安心・納得して働くことのできる環境整備 「働く人を大切にする社会」を実現するための基盤整備 (2) ワンストップ相談体制の整備 総合労働相談コーナーにおいて、労働問題に関するあらゆる分野の相談にワンストップで対応。

平成21年度実績評価書要旨

担当部局名：
職業安定局首席職業指導官室
職業安定局需給調整事業課

評価実施時期：平成21年8月

		政策体系上の位置付け
施策名	公共職業安定機関等における需給調整機能を強化すること (IV-1-1)	基本目標IV 経済・社会の変化に伴い多様な働き方が求められる労働市場において労働者の職業の安定を図ること 施策目標1 労働力需給のミスマッチの解消を図るために需給調整機能を強化すること
施策の概要	<p>1 求職者のニーズに応じた求人の確保、早期再就職に向けた個別支援の推進、求人者サービスの充実による就職促進 (1) 目的等 公共職業安定所において、個々の求人・求職者のニーズにあったきめ細かな職業相談・職業紹介を実施し、労働市場における需給調整機能の強化を図る。</p> <p>2 労働者派遣事業、職業紹介事業等の適正な運営の確保 (1) 目的等 職業安定機関以外の者の行う職業紹介事業等が労働力の需要供給の適正かつ円滑な調整に果たすべき役割にかんがみその適正な運営を確保すること等により、各人にその有する能力に適合する職業に就く機会を与え、及び産業に必要な労働力を充足し、職業の安定を図る。 また、労働力の需給の適正な調整を図るため、労働者派遣事業の適正な運営の確保に関する措置を講ずるとともに、派遣労働者の就業に関する条件の整備を図り、もって派遣労働者の雇用の安定等に資する。</p> <p>3 官民の連携による労働力需給調整機能の強化 求職者が、インターネットを利用して官民の参加機関（民間職業紹介事業者、民間求人情報提供事業者、公共職業安定所等）の有する豊富な求人情報等を一覧し、希望に合致する求人情報等を検索することを可能とするシステムである「しごと情報ネット」を運営することにより、求人情報等へのアクセスの円滑化を図る。</p>	
	<p>【評価結果の概要】</p> <p>(現状分析（施策の必要性）) 平成20年度の雇用失業情勢は、世界的な金融危機の影響等により、平成21年3月には、有効求人倍率（季節調整値）が0.52倍（平成14年4月以来6年11か月ぶりの水準）、完全失業率（季節調整値）が4.8%（平成16年8月以来4年7か月ぶりの水準）、正社員の有効求人倍率が0.32倍になるなど、その厳しさが増しているところである。また、非正規労働者の雇止め数の状況が、平成20年10月から平成21年3月までにおいて約18万人となるなど、非正規労働者の雇止め等が大きな問題となったところである。 このため、公共職業安定所において、個々の求人・求職者のニーズにきめ細かな職業相談・職業紹介を実施するとともに、能力・経験や求職活動のノウハウの不足等により、安定した職業に就くことが難しい非正規労働者等に対して、担当者制によるきめ細かな就職支援等も活用し、その労働力需給調整機能の強化を図ることが一段と重要となっている。 なお、平成20年12月末に雇止め等が大量に発生した状況を踏まえ、公共職業安定所において、非正規労働者就労支援センター等の特別の相談窓口や年末緊急職業相談窓口を開設し、非正規労働者等に対する職業相談・求人情報の提供・住宅確保にかかる相談を実施したところである。</p> <p>また、官のみならず、以下のとおり事業所数が増加傾向にある職業紹介事業、労働者派遣事業等の適正な運営を確保し、産業構造の変化や働き方の多様化等に対応し、労働力需給の迅速、円滑かつ的確な結合が図られるようにする必要性も高まっている。加えて、官民の連携による労働力需給調整機能の強化により、悪化する雇用失業情勢等に対応する必要もある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般労働者派遣事業 27,572事業所（平成21年3月現在）（対前年度比約7.8%増加） ・特定労働者派遣事業 56,033事業所（平成21年3月現在）（対前年度比約26.0%増加） ・有料職業紹介事業 17,700事業所（平成21年3月現在）（対前年度比約14.5%増加） ・無料職業紹介事業（※） 679事業所（平成21年3月現在）（対前年度比約5.0%増加） <p>（※）学校等、特別の法人及び地方公共団体によるものを除く</p> <p>さらに、労働者派遣制度については、日雇派遣など社会的に問題のある形態が出てきているほか、やむを得ず労働者派遣を選択する者の存在や法違反事案の顕在化などが課題となっており、これらに的確に対応する必要がある。</p>	

(有効性)

(1) 雇用失業情勢の厳しさが増し、前述のとおり、平成21年3月には有効求人倍率が0.52倍となり、また、平成20年度の有効求人倍率が昨年度比で▲0.25ポイントと急減、再就職が非常に困難になっている中で、就職件数の減少率は6.3%減にとどまり、求人の充足率は、目標水準を上回っていること等を踏まえれば、公共職業安定所の就職率及び雇用保険受給者の早期再就職割合については、目標水準に達しなかったものの、個々の求人・求職者のニーズに合ったきめ細かな職業相談・職業紹介を実施したこと等により、公共職業安定所の需給調整機能は、有効に機能したものと評価できる。

(2) 労働者派遣事業、職業紹介事業等を行う者等の指導監督については、集団指導、文書の送付による指導等を実施するとともに、定期的に又は申告等に応じて、事業所を訪問し、指導監督を実施したところである。これらの指導監督により職業安定法第5条の3の違反率の低下等法令違反が是正され、職業紹介事業の適正な運営の確保が有効に図られている。一方、労働者派遣事業アドバイザーの相談により解決した苦情等の処理件数については減少(平成20年度188(対前年度比98.7%減))しており、見直しを検討するが、事業全体としては、各都道府県労働局において派遣元事業主、派遣先、派遣労働者向けセミナーを開催する等労働者派遣事業の適正な運営の確保が有効に図られているところである。

(3) しごと情報ネットへの1日当たりのアクセス件数(平成20年度約120万件)及び求人情報件数(平成20年度約68万件)については、雇用情勢の影響等により実績の増減が見られるが、求人情報提供サイトとして引き続き高い水準を保っているところである。さらに、しごと情報ネットの参加機関数(平成21年3月31日現在10,613機関)が増加していることから、しごと情報ネットの運営により、求人情報等へのアクセスの円滑化が有効に図られていると評価できる。

(効率性)

(1) 雇用失業情勢の厳しさが増し、前述のとおり、平成21年3月の有効求人倍率が0.52倍、また、平成20年度の有効求人倍率が昨年度比で▲0.25ポイントと急減している中、個々の求人・求職者のニーズに合ったきめ細かな職業相談・職業紹介を実施するために、未充足求人のフォローアップを徹底することなどにより、求人の充足率を向上(平成20年度目標達成率112%)させたことから、効率的な事業の実施が図られていると評価できる。

(2) 労働者派遣事業、職業紹介事業等を行う者等の指導監督については、計画的かつ効果的に実施するために、重点対象を選定するとともに、集団指導、文書の送付による指導、事業所訪問による指導監督等多用な手法を活用し、効率的な実施が図られている。また、労働者派遣事業アドバイザーを設置し、労働者からの苦情の処理についての事業所からの相談等を一元的に受け付けており、労働者派遣事業の適正な運営の確保が効率的に図られていると評価できる。

(3) しごと情報ネットは、インターネットの利用により、一か所のシステム整備コスト及び運用コストをもって、全国の多数の求職者が、官民の参加機関の有する豊富な求人情報等を一覽し、希望に合致する求人情報等を検索することを可能とするものであり、求人情報等へのアクセスの円滑化が効率的に図られていると評価できる。

(総合的な評価)

(1) 雇用失業情勢の厳しさが増し、公共職業安定所の需給調整機能の強化がますます必要となっているところ、前述のとおり、その有効性や効率性は、ともに評価できるものである。

しかしながら、この雇用失業情勢の悪化に対しては、従来の事業に引き続き取り組むのみならず、公共職業安定所における人員・組織体制の抜本的充実・強化が必要不可欠であり、平成21年度補正予算により求人開拓の実施体制の強化等を行ったところである。

なお、今後、同補正予算による求人開拓の実施体制の強化等の効果が得られるものと見込まれるところであるが、本年5月の雇用失業情勢において、有効求人倍率(季節調整値)が0.44倍、完全失業率(季節調整値)が5.2%、正社員の有効求人倍率が0.24倍となるなど、引き続き厳しい情勢が続いているところであること、また、非正規労働者の雇止め数の状況についても同様に、平成20年10月から本年9月までにおいて約22万人と見込まれるなど、今後とも厳しい情勢が続くことが懸念されると

ころであることから、雇用保険受給者を含めた非正規労働者等に対する就職支援について、更なる効果的・効率的な事業運営の検討等を行う必要があると考えている。

(2) 労働者派遣事業、職業紹介事業等を行う者等の指導監督については、平成20年度において、職業安定法第5条の3の違反率及び第32条の15の違反率が減少するなど、成果で出ていると評価でき、引き続き実施する必要があると考えられる。

また、事業全体としては、各都道府県労働局において派遣元事業主、派遣先及び派遣労働者向けセミナーを開催するなど、労働者派遣事業の円滑な運営が図られていると評価できるところであるが、労働者派遣事業アドバイザーについては、事業実績を踏まえ見直しを検討することとする。

(3) しごと情報ネットを通じて利用者が求人情報に応募するなど具体的行動を起こした割合(予定も含む)については、「平成20年度しごと情報ネット求職者アンケート調査」によると35%を上回っており、利用者の求職活動のツールとしても一定の効果を上げていると評価でき、今後とも引き続き制度の円滑な運用が必要である。

なお、平成21年度補正予算により造成した「緊急人材育成・就職支援基金」により、公共職業安定所が中心となって、再就職や生活への支援を総合的に実施することとしたところである。具体的には、実習型雇用や職場体験を通じた正規の雇入れの促進を図るほか、民間職業紹介事業者を活用し、長期失業者や住居を喪失し就職活動が困難な者に対する再就職支援の強化等を、平成21年7月より順次実施している。

(評価結果の分類)

i	施策目標の終了・廃止を検討(該当する場合に○)
ii	施策目標を継続(該当する場合に次のいずれか1つに○)
	(イ) 施策全体として予算規模の縮小等の見直しを検討
	(ロ) 見直しを行わず引き続き実施
	(ハ) 施策全体として予算の新規要求、拡充要求等の見直しを検討
iii	機構：定員要求を検討(該当する場合に○)
(理由)	
事業の実施状況等を踏まえ、効率的な運用を図ることなどで、予算規模の縮小を検討しているが、早急な対策が求められている分野については拡充を図るなど、施策目標の達成に向け、メリハリをつけた措置を講じる。	

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期)		H16	H17	H18	H19	H20
1	公共職業安定所の求職者の就職率(常用)(%) (31%以上/平成20年度)	30.7 【102%】	31.6 【99%】	32.4 【101%】	31.8 【96%】	25.4 【82%】
2	雇用保険受給者の早期再就職割合(%) (31%以上/平成20年度)	13.6 【113%】	14.0 【93%】	15.1 【90%】	29.6 【99%】	23.1 【75%】
3	公共職業安定所の求人の充足率(常用)(%) (22%以上/平成20年度)	21.6 【-%】	20.5 【-%】	20.3 【-%】	21.1 【-%】	24.6 【112%】
4	職業安定法第5条の3(労働条件等の明示)の違反率(%) (前年度より1ポイント以上減少/平成20年度)	- 【-%】	9.3 【-%】	8.9 【40%】	8.3 【60%】	7.7 【60%】
5	職業安定法第32条の15(帳簿の備付け)の違反率(%) (前年度より1ポイント以上減少/平成20年度)	- 【-%】	10.7 【-%】	10.3 【40%】	9.1 【120%】	7.3 【180%】
6	労働者派遣事業アドバイザーの相談により解決した苦情等の処理件数(件) (前年度以上/平成20年度)	- 【-%】	- 【-%】	13,203 【-%】	14,472 【110%】	188 【1.3%】 ※
7	しごと情報ネットの利用者がこれを通じて求人情報に応募するなど具体的行動を起こした割合(%) (35%以上/平成20年度)	- 【-%】	- 【-%】	35.7 【102%】	38.6 【110%】	35.3 【101%】
(調査名・資料出所、備考)						
①指標1～3						
資料出所：職業安定局調べによる。						
備考：						
・公共職業安定所の求職者の就職率は、公共職業安定所に求職申込みをした求職者に対する就職者の比率をいい、						

求職者のうち公共職業安定所から紹介あっせんを受け、求人者との間に雇用関係が成立したものの割合である。なお、平成20年度からは、季節的・一時的な労働需要等を除き、公共職業安定所の職業相談・職業紹介の取組の成果を正確に反映させるため、臨時雇用・季節雇用を除く常用雇用のみにより集計している。

- ・雇用保険受給者の早期再就職割合については、雇用保険の基本手当の受給資格決定件数に対する給付日数を3分の2以上残して就職した者の割合である。平成18年度までは上記要件に加えて再就職手当を受給した者の割合としていたが、公共職業安定所における職業相談・職業紹介の取組の成果をより正確に反映させるため、平成19年度からは集計方法を改めた。
- ・公共職業安定所の求人充足率は、公共職業安定所で受理した常用（臨時・季節を除くもの）求人に対して充足した求人の割合であり、目標設定を行ったのは、平成20年度からである。

◎指標4～6
資料出所：職業安定局調べによる。

※指標5については、平成19年度末に競争入札の公示を行ったところ、応札がなかったため、事業仕様の見直しを行った上で、平成20年5月に再公示を行い、平成20年7月1日から事業を開始したため、受託者の変更、事業実施期間の短縮及び相談拠点の縮小等、前年度との単純比較が困難となったもの。

◎指標7
資料出所：「平成20年度しごと情報ネット求職者アンケート調査」（財団法人雇用情報センター調べ。）による。

備考：

- ・インターネットによるモニターリサーチ調査。
- ・アンケート調査回答時点で応募などの具体的行動を起こす予定としている者を含む。

関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
	安心実現のための緊急総合対策など	平成20年8月29日	非正規労働者就労支援センター及び非正規労働者就労支援コーナーの設置・拡充等

平成21年度実績評価書要旨

担当部局名：
 職業安定局雇用開発課
 職業安定局地域雇用対策室
 職業安定局建設・港湾対策室
 職業安定局雇用開発課農山村雇用対策室
 職業安定局雇用政策課介護労働対策室

評価実施時期：平成21年8月

<p>施策名</p>	<p>地域、中小企業、産業の特性に応じ、雇用の創出及び雇用の安定を図ること</p> <p>(IV-2-1)</p>	<p>政策体系上の位置付け</p> <p>基本目標IV 経済・社会の変化に伴い多様な働き方が求められる労働市場において労働者の職業の安定を図ること 施策目標2 雇用機会を創出するとともに雇用の安定を図ること</p>
<p>施策の概要</p>	<p>人口減少下における経済社会情勢の変化、雇用情勢の変化、雇用・就業形態の多様化に的確に対応するため、働く希望を持つすべての者の就業参加の実現、良質な雇用の創出、セーフティネットの整備等に向け、積極的雇用政策の推進に取り組む必要がある。</p> <p>このような観点から、</p> <p>(1) 中小企業等における創業・新分野進出、雇用管理改善等に係る支援 (2) 事業規模の縮小等の際の失業の予防・再就職の援助・促進 (3) 雇用機会の不足している地域における雇用の促進 (4) 産業の特性に応じた雇用管理の改善等</p> <p>といった雇用機会の創出、雇用の安定等のための諸施策を講じているところである。</p> <p>(1) 中小企業等における創業・新分野進出、雇用管理改善等に係る支援</p> <p>①目的等： 中小企業等における雇用機会の創出、労働力確保のための雇用管理の改善を図るため、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・創業・新分野進出等に係る支援 ・中小企業等の雇用管理の改善に係る支援 <p>を行う。</p> <p>(2) 事業規模の縮小等の際の失業の予防・再就職の援助・促進</p> <p>①目的等： 事業規模の縮小等の際の失業の予防・再就職の援助・促進を図るため、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業活動の縮小を余儀なくされた事業所の失業者の発生の予防 ・離職を余儀なくされる者に対する再就職の援助・促進 ・出向・移籍支援事業による円滑な労働移動の促進 <p>を行う。</p> <p>(3) 雇用機会の不足している地域における雇用の促進</p> <p>①目的等： 雇用機会の不足している地域における雇用の促進を図るため、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・雇用情勢の厳しい地域における雇用機会の創出 <p>を行う。</p> <p>(4) 産業の特性に応じた雇用管理の改善等</p> <p>①目的等： 産業の特性に応じた雇用管理の改善等を図るため、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建設労働者の雇用の改善、能力の開発及び向上 ・港湾労働者の雇用の改善等 ・林業事業体の雇用管理改善及び林業への円滑な就業の促進 ・農林業等への多様な就業の促進 ・介護労働者の雇用管理の改善等 <p>を行う。</p>	
	<p>【評価結果の概要】</p> <p>(現状分析(施策の必要性))</p> <p>(1) 中小企業等における創業・新分野進出等、雇用管理改善に係る支援、事業規模の縮小等の際の失業の予防・再就職の促進</p> <p>① 創業・新分野進出等に係る支援、中小企業における雇用管理改善に係る支援、事業規模の縮小等の際の失業の予防</p> <p>平成20年度の雇用情勢についてみると、完全失業率はおおむね4%台で推移する中、平成21年3月における有効求人倍率は0.52倍となり、平成14年6月以来6年11か月ぶりの低水準となるなど、注意を要</p>	

する状態にある。

また、景気変動等に伴い事業活動の縮小を余儀なくされる事業主が存在しており、労働経済動向調査（厚生労働省）によると、平成20年10月－12月期に雇用調整を実施した事業所の割合は、35%と前期16%に比べ増加している。こうした中、引き続き失業者の就労支援や、休業等又は出向といった一時的な雇用調整を行う事業主を支援し失業の予防を図るとともに、経済活性化や雇用機会創出の中核となる中小企業の雇用管理の改善等を推進する必要がある。

また、景気の回復ペースが落ち込んでいる中、創業支援策をより一層積極的に展開していく必要がある。

② 離職を余儀なくされる者に対する再就職の援助・促進

雇用のミスマッチが依然として大きく構造調整が進展する中で、労働者の雇用の安定を図るためには、離職を余儀なくされる労働者に対して事業主が行う在職中からの求職活動や労働移動前後の職場体験講習等を効果的に支援することにより、円滑な労働移動の実現に重点的に取り組むことが一層求められている。

また、現在の経済状況を受け、やむを得ず派遣労働者、有期契約労働者等の雇用契約の中途解除や雇い止めが行われ、当該労働者が社員寮等に居住している場合、雇用と住居を同時に失う状況があり、円滑な就職活動を実施するためには、離職後の住居支援が重要となっている。

③ 出向・移籍支援事業による円滑な労働移動の促進

最近の労働移動の状況をみると、完全失業率はここ数年低下傾向にあるが、在職者に対する入職者及び離職者の割合である労働移動率は横ばいの傾向にある。

（延べ労働移動率：平成12年 30.7%、平成13年 32.0%、平成14年 31.0%、平成15年 30.9%、平成16年 31.7%、平成17年 34.9%、平成18年 32.2%、平成19年 31.3%「雇用動向調査（厚生労働省大臣官房統計情報部）」）

労働移動が一定割合にある中で、出向・移籍などによる産業間・企業間の円滑な労働移動は、労働者が失業を経ずして次の職場に移動できることから、雇用の安定を図るために引き続き重要となっている。

(2) 雇用機会の不足している地域における雇用の促進

① 雇用情勢の厳しい地域における雇用機会の創出

全国的には雇用失業情勢が厳しさを増す中、依然として雇用失業情勢が特に厳しい地域があるなど地域差がみられる。こうした中で、雇用情勢が特に厳しい地域と雇用情勢の改善に向けた意欲が高い地域に対して支援を重点化する必要がある。そのため地域求職者の雇入れを伴う施設・設備の設置・整備を行う事業主等に対し地域雇用開発助成金を支給することで雇用機会の創出を促進するとともに、地域雇用創造推進事業等を積極的に実施することで地域の創意工夫を生かした雇用機会の創出への取組を支援することが求められている。

(3) 産業の特性に応じた雇用管理の改善等

① 建設労働者及び港湾労働者の雇用の改善

建設労働者については、建設投資の減少による厳しい経営環境の中で、必要な教育訓練や雇用管理教育等の実施が困難となっているとともに、業界全体として技能の承継や建設労働者の能力開発に取り組まなければならない状況であり、そうした取組を支援し、建設労働者の雇用の改善、能力の開発及び向上を図る必要がある。

また、港湾労働者については、昨今の厳しい経済情勢の中で、港湾運送事業者が労働者を常用労働者からより安価な日雇労働者へ切り替える危惧があるとともに、港湾運送事業における新規事業参入及び運賃・料金等についての規制緩和策の実施など、港湾労働を取り巻く環境に大きな変化が生じてきている。

② 林業の事業体の雇用管理改善及び林業への円滑な就業の促進、農林業等への多様な就業の促進

林業労働力については、林業経営の収益性の低下、林業労働者の雇用管理面での改善の立ち後れ等に伴い、減少・高齢化が進行しており、平成17年国勢調査の結果では林業労働者は4万7千人と平成12年度（6万7千人）から減少し、また、50歳以上の者の割合は6割以上を占めている。

また、農業生産法人の増加に伴い、公共職業安定所における関係求人や農業等への求職者数が増加傾向にある。

③ 介護労働者の雇用管理の改善

介護分野については、我が国の急速な高齢化の進展等を背景として、今後も労働需要の拡大が見込まれる分野であり（介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく要介護又は要支援とされる高齢者等は、平成16年度は410万人程度であったものが、平成20年度には460万人となり、今後も増加が見込まれている。）、一方、介護労働者については、賃金、労働時間、健康面等の不安や不満が多く見られるように厳しい労働環境にあり、定着率が低いこと等、雇用管理等の面で解決すべき問題が多いことから、介護分野を労働者にとって魅力ある職場とするために、介護労働者の雇用管理の改善等を図っていく必要がある。

(有効性)

(1) 中小企業等における創業・新分野進出、雇用管理改善等に係る支援

指標1について、平成20年度においては、受給資格者創業支援助成金を利用した法人等の設立から1年経過後の平均雇用労働者数は1.9人であり、目標の2人をわずかに下回ったが、事業を継続している割合は97.4%と目標を達成しており、概ね有効に機能していると考え。一方、平均雇用労働者数については、目標を下回っており、雇用の創出及び維持が図られるよう、今後事業の見直しを検討する。

指標2について、目標(アウトカム:22%)を上回る31.7%の求人が充足されたことから、本助成金が事業協同組合等の構成中小企業者における雇用管理の改善からなる雇用創出等に有効に機能したものと考える。

(2) 事業活動の縮小等を余儀なくされた事業所の失業者の発生を予防

指標3について、雇用調整助成金の平成19年度の対象者数は、前年度と比べ約3千人増加し、延べ約131万3千人を対象に、休業手当の一部助成を行った。本助成金を利用した事業所のうち保険関係消滅事業所に対して支給した額が利用事業所の総支給額の8.73%(10%以下)となっており、失業の予防・雇用維持のために有効かつ適正に活用されたといえる。

(3) 離職を余儀なくされる者に対する再就職を援助・促進

指標4について、離職を余儀なくされる労働者等に対して、求職活動のための休暇付与、再就職先となりうる事業所において行う職場体験講習を受講させる等の支援を行う事業主等に対し、助成金を支給することにより円滑な労働移動支援の促進を図っており、目標を達成していることから、本取組は個別目標の達成に有効に機能しているものと評価できる。

(効率性)

(1) 中小企業等における創業・新分野進出、雇用管理改善等に係る支援

指標1については、①受給資格者の開始した事業及び雇い入れた労働者の雇用の継続性を担保する必要がある一方、②創業に係る立ち上げの支援のため、迅速な資金供給が求められることから、支給を事業開始3か月後及び6か月後の2回に分けて半額ずつ支給する方式を採るなど、効率的に行われている。

指標2については、事業協同組合等を通じた支援を行うことにより、個別に中小企業主の取り組みを支援するものに比べ雇用管理の改善による雇用の創出等を幅広く行えたため効果的であったと考える。

(2) 事業活動の縮小等を余儀なくされた事業所の失業者の発生を予防

指標3については、雇用調整を行う事業所の実情にあわせて休業・教育訓練又は出向のいずれかの雇用調整を選択することが可能であること、雇用調整を行う企業の規模に応じ、中小企業には高率助成を行っていることなどから、効率的な助成が行われている。

(3) 離職を余儀なくされる者に対する再就職を援助・促進

指標4については、離職を余儀なくされる労働者等に対して、求職活動のための休暇付与、再就職先となりうる事業所において行う職場体験講習を受講させる等の支援を行う事業主等に対し、助成金を支給することにより円滑な労働移動支援の促進を図るものであり、求職活動等支援給付金にかかる離職後3か月以内の平成20年度における就職率は35.0%と目標値を上回っており効率的に再就職への支援が行われている。

(総合的な評価)

(1) 中小企業等における創業・新分野進出、雇用管理改善等に係る支援

受給資格者創業支援助成金に関する指標1、中小企業人材確保推進事業助成金に関する指標2について、平成19年度実績は目標を上回っており、中小企業等における創業・新分野進出、雇用管理改善等が有効かつ効率的に進んだものと評価できる。

(2) 事業活動の縮小等を余儀なくされた事業所の失業者の発生を予防

雇用調整助成金に関する指標3について、実績は目標を上回っており、事業縮小の際の失業予防が有効かつ効率的に進んだものと評価できる。

(3) 離職を余儀なくされる者に対する再就職を援助・促進

労働移動支援助成金に関する指標4について、実績はいずれも目標を上回っており、再就職の援助・促進が有効かつ効率的に進んだものと評価できる。

(評価結果の分類)

i	施策目標の終了・廃止を検討（該当する場合に○）
ii	施策目標を継続（該当する場合に次のいずれか1つに○）
(イ)	施策全体として予算規模の縮小等の見直しを検討
(ロ)	見直しを行わず引き続き実施
(ハ)	施策全体として予算の新規要求、拡充要求等の見直しを検討
iii	機構・定員要求を検討（該当する場合に○）
(理由)	事業の実施状況等を踏まえ、効率的な運用を図ることなどで、予算規模の縮小を検討しているが、早急な対策が求められている分野については拡充を図るなど、施策目標の達成に向け、メリハリをつけた措置を講じる。

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期) ※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)		H16	H17	H18	H19	H20
1	受給資格者創業支援助成金の支給を受けた事業主が法人等を設立し雇用保険適用事業所となった日から1年経過後に雇用している					
	①平均労働者数(人) (2人以上/平成20年度)	- 【-%】	2.4 【120%】	2.3 【115%】	2.0 【100%】	1.9 【95%】
	②事業継続割合(%) (95%以上/平成20年度)	- 【-%】	97.0 【108%】	97.5 【103%】	97.4 【103%】	97.9 【103%】
2	中小企業人材確保推進事業助成金の支給を受けた事業協同組合等の構成中小企業者の本事業終了時における平均求人充足率(%) (22%以上/平成20年度)	- 【-%】	- 【-%】	25.0 【114%】	29.3 【133%】	31.7 【144%】
3	雇用調整助成金利用事業所のうち保険関係消滅事業所に対して支給した額(%) (利用事業所の総支給額の10%以下/平成20年度)	5.71 【143%】	8.73 【127%】	- 【-%】	- 【-%】	- 【-%】
4	求職活動等支援給付金に係る離職後3か月以内の就職率(%) (34%以上/平成20年度)	33.6 【-%】	34.4 【115%】	34.5 【101%】	34.1 【100%】	35.0 【102%】
(調査名・資料出所、備考)						
①指標1 資料出所：職業安定局調べによる。 備考：利用事業所の平均雇用労働者数及び事業継続割合は、雇用保険データにおける助成金利用事業所の法人等の設立から1年経過後の雇用保険被保険者数の平均数及び事業継続割合である。						
②指標2 資料出所：独立行政法人雇用・能力開発機構調べによる。						
③指標3 資料出所：職業安定局調べによる。 ※なお、助成金の利用後に、保険関係消滅事業所が判明するまで期間を要するため、現時点では17年度までしか判明しない。						
④指標4 資料出所：職業安定局調べによる。						

関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
	生活防衛のための緊急対策	平成20年12月19日	住宅・生活支援に緊急に取り組む。

平成21年度実績評価書要旨

担当部局名: 職業安定局高齢者雇用対策課
 職業安定局障害者雇用対策課
 職業安定局若年者雇用対策室
 職業安定局雇用開発課
 職業安定局就労支援室
 職業安定局外国人雇用対策課

評価実施時期: 平成21年8月

<p>施策名</p>	<p>高齢者・障害者・若年者等の雇用の安定・促進を図ること</p>	<p>政策体系上の位置付け</p> <p>基本目標 IV 経済・社会の変化に伴い多様な働き方が求められる労働市場において労働者の職業の安定を図ること</p> <p>施策目標 3 労働者等の特性に応じた雇用の安定・促進を図ること</p> <p>(IV-3-1)</p>
<p>施策の概要</p>	<p>人口減少下における経済社会情勢の変化、雇用情勢の変化、雇用・就業形態の多様化に的確に対応するため、働く希望を持つすべての者の就業参加の実現、良質な雇用の創出、セーフティネットの整備等に向け、積極的雇用政策※の推進に取り組む必要がある。</p> <p>このような観点から、</p> <p>(1) 高齢者等の雇用の安定・促進 (2) 障害者の雇用の安定・促進 (3) 若年者の雇用の安定・促進 (4) 就職困難者等の円滑な就職支援</p> <p>といった労働者等の特性に応じた雇用の安定・促進を図るための諸施策を講じているところである。</p> <p>※「積極的雇用政策」とは、政府が積極的に変更できる政策であり、職業訓練、若年者・高齢者雇用対策、雇入れ支援や雇用維持支援のための給与助成など、主に失業者が就職することを支援する政策を言う。</p> <p>(1) 高齢者等の雇用の安定・促進</p> <p>①目的等： 定年の引上げ、継続雇用制度の導入等による高齢者の安定した雇用の確保の促進、高齢者等の再就職の促進、定年退職者その他の高齢退職者に対する就業の機会の確保等の措置を総合的に講じ、もって高齢者等の職業の安定その他福祉の増進を図るとともに、経済及び社会の発展に寄与することを目的とする。</p> <p>(2) 障害者の雇用の安定・促進</p> <p>①目的等： 障害者雇用促進法は、障害者が職業生活において自立することを促進するための措置を総合的に講じ、もって障害者の職業の安定を図ることを目的としており、これに基づき、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害者に対するきめ細かな相談、職業紹介等を実施することを通じて障害者の就職の促進 ・障害者雇用率制度の厳格な運用を通じて障害者の雇入れの促進 ・雇用・福祉等との連携等による障害者の就労支援の強化 <p>等を目的とし、これらを実現するため各事業を実施している。</p> <p>(3) 若年者の雇用の安定・促進</p> <p>目的等： フリーターの正規雇用化を推進するとともに、学生から職業人への円滑な移行の実現を図ることにより、我が国の将来を担う若者が、安心・納得して働き、その意欲や能力を十分に発揮できる社会の実現を目指す。</p> <p>(4) 就職困難者等の円滑な就職支援</p> <p>目的等：</p> <ul style="list-style-type: none"> i 高齢者、障害者その他就職が特に困難な者の雇用機会の増大を図るため、これらの者を、公共職業安定所又は有料・無料職業紹介事業者の紹介により、継続して雇用する労働者として雇い入れる事業主に対し、特定就職困難者雇用開発助成金を支給することにより、就職困難者等の円滑な就職等を図ることを目的とする。また、雇用失業情勢が厳しい場合に再就職援助計画対象者の早急な再就職を促進するため、厚生労働大臣が「雇用に関する状況が全国的に悪化したと認める」場合等に、再就職援助計画対象者（45歳以上60歳未満）を雇い入れる事業主に対し、緊急就職支援者雇用開発助成金を支給する。 ii 就労・自立の意欲が一定程度以上ある生活保護受給者及び児童扶養手当受給者に対して、個々の対象者の態様、ニーズ等に応じた就職支援を行う。 iii ホームレスが多数存在する地域において、就業による自立の意思があるホームレスを対象に、就業支援相談や、ホームレスの就業ニーズに合った仕事・職場体験講習の開拓・提供を、地方公共団体等で構成される 	

- 協議会に委託して実施し、その就業による自立を図る。
- iv 派遣労働者や契約社員等の解雇・雇止めに伴って、社員寮等の退去を余儀なくされた離職者に対して、住居と安定就労の確保のための的確な相談・職業紹介等を行うとともに、住宅入居初期費用、生活・就職活動費等の貸与を行う。
 - v 専門的・技術的分野の外国人の就業を促進するため、外国人雇用サービスセンターを中核に、公共職業安定所の全国ネットワークを活用した支援を行うとともに、外国人指針に基づく雇用管理指導や、不安定雇用にある日系人求職者への支援等により、外国人の適正就労・安定雇用を図る。

施策に関する
評価結果の
すべき目標等

【評価結果の概要】

【現状分析（施策の必要性）】

(1) 高齢者等の雇用の安定・促進

少子高齢化の急速な進展により、2015年までに生産年齢人口は約780万人減少し、これに伴って労働力人口も、高齢者や女性の労働力率が相当程度上昇することを見込んで、若年層及び壮年層の大幅な減少により約110万人減少する見通しとなっている。また、いわゆる団塊の世代が、2007年から順次60歳に到達し、また2013年からは65歳に到達することとなっている。

一方で、諸外国と比較しても我が国の高齢者の就労意欲は非常に高く、実態としても、60歳代前半の男性の労働力率は70%を超えている。

このような中で、高い就労意欲を有する高齢者が長年培ってきた知識と経験を活かし、社会の支え手として生き生きと活躍し続けることを可能とし、もって我が国経済社会の活力の維持を図るためには、高齢者が意欲と能力のある限り社会の支え手として活躍し続けることができる環境を社会全体で築き上げていくことが必要である。

このため、高齢者の安定した雇用の確保等を図るため、①事業主に対する定年の引上げ、継続雇用制度の導入、定年の廃止のうちのいずれかの措置による年金支給開始年齢までの雇用機会の確保の義務付け、②高齢者の再就職の促進に関する措置の拡充、③定年退職者等に対する臨時的かつ短期的な就業等の機会の確保に関する措置の充実を図ること、等を内容とした「高齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律」が2004年（平成16年）6月5日に成立し、関係政省令と併せ同年12月1日（①については2006年（平成18年）4月1日）に施行されたところである。

(2) 障害者の雇用の安定・促進

障害者の雇用については、平成20年6月1日現在の民間企業の実雇用率が、1.59%と前年比0.04ポイント上昇するなど、着実な進展がみられる。

一方、有効求職者数は約14万人と依然として高い水準で推移しているとともに、年度後半の急激な経済情勢の悪化を受け、就職件数は前年比2.4%減の44,463件にとどまるなど、引き続き改善すべき点多い状況にある。

このため、障害者の雇用機会の確保と促進のための取組を進める必要性は依然として高いものであると考えられる。

障害者雇用納付金制度の対象事業主が拡大されること及び短時間労働が障害者雇用率制度の対象となること等を内容とした「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律」が成立し、平成21年4月から段階的に施行されている。

(3) 若年者の雇用の安定・促進

若年者の雇用情勢については、失業率については、年齢計に比べて相対的に高い水準で推移するとともに、平成20年秋頃からの金融危機の影響による雇用失業情勢の悪化により、平成21年3月卒業の高校生の就職内定率は95.6%（平成21年3月末現在）と前年同期に比べ1.5ポイント低下し、平成21年3月卒業の大学生の就職率は95.7%（平成21年4月1日現在）と前年同期に比べ1.2ポイント低下している。

また、フリーターの数については、平成15年をピークに5年連続で減少するなど、改善の動きが続いている状況にあるものの、25歳から34歳までのフリーター（年長フリーター）はいまだ多い状況にあり、さらに、いわゆる就職氷河期に正社員となれなかった若者が30代半ばを迎える状況となっている。

以上の現状を踏まえれば、将来を担う若年者の雇用の安定を促進するための取組を進める必要性は依然として高いものであると考えられる。

(参考)

・フリーター数	平成20年	170万人(対前年比△11万人)
うち、15歳～24歳	平成20年	83万人(対前年比△6万人)
うち、25歳～34歳	平成20年	87万人(対前年比△5万人)
・失業率		
・15～24歳	平成20年	7.2%(対前年比△0.5ポイント)
・25～34歳	平成20年	5.2%(対前年比 0.3ポイント)
・年齢計	平成20年	4.0%(対前年比 0.1ポイント)

資料出所：総務省「労働力調査（基本集計／詳細集計）」 厚生労働省「職業安定業務統計」

(4) 就職困難者等の円滑な就職支援

高齢者、障害者、ホームレス、母子家庭の母等の就職困難者については、例えば、高齢者（60歳以上65歳未満）の平成20年度平均の完全失業率（労働力調査（総務省統計局）による）が4.3%（年齢計4.0%）となるなど、依然として高水準で推移し、職業安定業務統計（厚生労働省職業安定局）による同年度平均の有効求人倍率も0.77倍（年齢計0.74倍）と極めて低い。

さらに、近年、生活保護受給者は大幅な増加傾向にあり（約66万世帯（平成10年）、約118万世帯（平成20年））、受給期間の長期化や、その抱える問題の多様化がみられる状況にある。

また、児童扶養手当受給者（母子家庭）についても増加傾向にある（約62万人（平成7年）、約101万人（平成20年））。

平成21年1月実施のホームレスの実態に関する全国調査（厚生労働省社会・援護局）の結果によると、すべての都道府県でホームレスが確認され、全国でのホームレスの数は、15,759人であった。また、19年1月実施の調査によるとホームレスとなった主な理由として、「仕事が減った」が31.4%、次いで「倒産・失業」が26.6%と仕事関係が多くを占めており、ホームレスとなる原因は、現下の厳しい経済情勢であると考えられる。

ホームレスの高齢化、路上生活の長期化、就労自立の意欲の低下が指摘されているところであるが、今後の望む生活については、「きちんと就職して働きたい」が35.9%となっており、就業機会の確保を望む者が多数いることが確認されている。

自動車産業等の製造業を中心として派遣労働者や契約社員等の雇止め・解雇が増加してきており、これに伴い、それまで入居していた社員寮等からの退去を余儀なくされ、住居を喪失する離職者が発生している。これらの者は、ひとたび住居を喪失すると、就職活動が困難となり、安定就労への再就職は困難となる状況にあり、そのまま放置すればいずれホームレスとなり、その自立支援のための大きな国民負担が必要となるおそれがある。

以上の現状を踏まえれば、これらの就職困難者等に対する就職支援の必要性は高いと認識している。

外国人の雇用については、東京、愛知及び大阪に外国人雇用サービスセンターを設置しているが、来所する外国人留学生の新規求職件数は年々増加（H18：4,926人、H19：5,957人、H20：6,680人（業務取扱状況報告（職業安定局調べ）））しており、留学生を中心とした専門的・技術的分野の外国人労働者からの需要は高いものと考えられる。

また、日系人重点支援地域の公共職業安定所9所（群馬局太田所、長野局松本所、岐阜局大垣所、美濃加茂所、静岡局浜松所、愛知局豊橋所、豊田所、刈谷所、三重局四日市所）に来所する外国人の新規求職件数は年々増加（H18：3,452人、H19：4,786人、H20：24,585人（業務取扱状況報告（職業安定局調べ）））しており、引き続き日系人労働者に対する就職支援を実施する必要性は高いといえる。

【有効性の観点】

(1) 高齢者等の雇用の安定・促進

高齢者の生活の安定のためには、公的年金の支給開始年齢が、平成25年度には定額部分が65歳に引き上げられ、報酬比例部分の引き上げが始まることも踏まえ、平成18年度から改正高齢者雇用安定法（以下、「改正高齡法」という。）により65歳（男性の年金支給開始年齢に合わせ男女同一の年齢）までの高齢者雇用確保措置（「定年の廃止」、「定年の引上げ」又は「継続雇用制度の導入」（以下、「雇用確保措置」という。）を講じることが事業主に義務づけられるとともに（義務年齢は段階的に上げられる）、今後、知識・経験を生かして雇用の継続を希望する高齢者のニーズに応えるため、希望者全員が65歳まで働ける企業の普及に努める必要がある。

このため、希望者全員が65歳以上まで働ける企業（65歳以上定年企業等）の割合を平成22年度末までに50%とすることを踏まえ、平成20年度においてはその割合を46%を目指し、取組を実施した。実績については平成21年度高齢者雇用状況報告により把握するが、平成20年度の同報告では、65歳以上定年企業等の割合が39.0%と前年比2.0ポイントの増加しており、平成21年度の同報告においてもさらなる増加が見込まれるため、施策目標の達成に向けて進展があったと評価できる。

(2) 障害者の雇用の安定・促進

平成20年度の公共職業安定所における就職率は、17.1%（対前年度比0.4%ポイント減）と、現下の経済情勢の悪化に伴う厳しい雇用情勢や、特に精神障害者や発達障害者等の新規求職申込件数が増加したこと等により、実績目標である18%を達成することができなかった。しかしながら、トライアル雇用事業を始めとした他の個別目標は達成しており、上記のような状況においても、トライアル雇用事業等を踏まえた障害者に対するきめ細やかな職業相談・職業紹介が効果的かつ効率的に実施されるとともに、ジョブコーチ支援事業や障害者就業・生活支援センター事業が障害者の円滑な就職及び職場定着に向けた手段として非常に有効に機能し、障害者の雇用の促進・安定に資していると評価できる。

(3) 若年者の雇用の安定・促進

平成20年度においては、フリーター常用雇用化プランを推進し、平成20年秋以降の金融危機の影響による

雇用失業情勢の悪化にもかかわらず、約26.8万人（速報値）を前年度と同水準の常用雇用を実現したところである。また、フリーターの数は、平成15年の217万人をピークに5年連続で減少し、平成20年では170万人と改善傾向が続いており、平成20年夏頃までの景気の回復等により、企業が若年層の採用を増やしてきたことと相まって、各種対策の成果があらわれたものと考えられ、若年者の雇用の安定に向けた手段として有効に機能している。

（４）就職困難者等の円滑な就職支援

特定求職者雇用開発助成金においては、平成17年度には当該助成金の対象者の事業主都合離職割合（1.5%）が同時期における対象ではない雇用保険被保険者の事業主都合離職割合以下（3.3%）となっており、数値としても1/2以下となっていることから、施策目標を上回る効果を出している。このように、就職困難者等の事業主都合による離職が低く抑えられていることで、就職困難者等の円滑な就職等を図ることに寄与している。

【効率性の観点】

（１）高年齢者等の雇用の安定・促進

改正高齢法により、事業主に対して、65歳までの雇用確保措置の実施が義務づけられたところであるが、その具体的な実施については、労使間合意に基づく事業主の自主的取組が基本となっている。

これを推進していくために、各都道府県労働局及び公共職業安定所による雇用確保措置の実施状況及び企業規模に応じた重点的な指導のほか、独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構の高年齢者雇用アドバイザー等による技術的な相談・援助や定年引上げ等奨励金の活用による事業主への助成措置、雇用確保措置の円滑な実施及びその充実を図るための取組を一体的に行う事業を労働局が事業主団体等へ委託して実施するなど効率的な事業の実施を行っている。

（２）障害者の雇用の安定・促進

雇用の促進については、トライアル雇用事業及びジョブコーチ支援事業等において8割を超える常用雇用移行率（定着率）であり、また、障害者就業・生活センター事業等でも就職件数が伸びている等、一定の成果を上げているところであり、障害者一人ひとりの特性に配慮した効率的な事業の実施となっている。

しかし、現下の経済情勢が悪化している中において、障害者の解雇者数も2,774人（平成19年度は1,523人）と増加しており、これまで以上に障害者の雇用の安定を図る必要があり、これらへの効率的な対応が必要である。

（３）若年者の雇用の安定・促進

フリーターをはじめとする若年者の雇用の安定を促進するためには、①早い段階から職業理解を促進し、学校から職業への円滑な移行を図ること、②フリーター一人ひとりの抱える課題に応じて必要な支援を行い、常用雇用化を図ることが不可欠であるが、①については、学校との密接な連携により高卒就職ジョブサポーターによる一貫した支援、②については、フリーター等常用就職支援事業や若年者等トライアル雇用事業など、公共職業安定所において、フリーターをはじめとする若年者の個々のニーズに応じ、各種就職支援施策を組み合わせ提供できるなど、効率的に取り組むことができたものと評価できる。

（４）就職困難者等の円滑な就職支援

特定求職者雇用開発助成金は、より就職が困難な重度障害者等には助成率、助成期間が手厚くなっており、また、雇い入れを行う企業の規模に応じて、中小企業には高率助成を行うとともに、助成率を区別した上で短時間労働者も対象とし、近年の多様な就労形態に対応を図るなど、効率的な運用がなされている。

【総合的な評価】

（１）高年齢者等の雇用の安定・促進

当該施策目標に係る指標（65歳以上定年企業等の割合）は、2010年度末までに50%とすることを目標とし、各年度ごとの目標値を定めているため、平成20年度以降も引き続き希望者全員が65歳まで働ける企業の普及に向け、取り組みを進める必要がある。

（２）障害者の雇用の安定・促進

精神障害者等の新規求職申込件数の増加や、障害者の解雇者の増加などを踏まえ、障害者の雇用の安定を図るために、平成21年度予算においてうつ病等精神障害者の職場復帰支援（リワーク支援）を拡充するとともに、平成20年度第1次補正予算において障害者専門支援員を増員するなどの支援の拡充を図っており、今後とも引き続き、障害者の雇用の安定・促進に向け、一層努める必要がある。

（３）若年者の雇用の安定・促進

上記の通り、雇用失業情勢の悪化に伴い、若年者の就職環境が厳しくなり安定した雇用の確保が懸念される状況を踏まえ、平成21年度においては、改善が遅れている年長フリーターや30代後半の不安定就労者に重点を置いた「フリーター等正規雇用化プラン」の推進などにより、若年者の一層の雇用の安定・促進に向けた取

り組みを進める必要がある。

(4) 就職困難者等の円滑な就職支援

特定求職者雇用開発助成金については、当該助成金支給後の事業主都合離職割合が対象ではない者の事業主都合離職割合以下とすることを施策目標としており、上記のとおり施策目標を達成したこと、有効性及び効率性の観点から就職困難者の円滑な再就職を図る上で良好に機能している。

しかしながら、昨年からの急激な雇用失業情勢の悪化に伴い、中小企業事業主における就職困難者等の新規雇用の意欲の低下が懸念されたため、平成21年度においては、中小企業事業主の就職困難者の新規雇用に係る助成金の支給額を増額し、就職困難者等の新規雇用の雇用機会の増大に係る支援の拡充を図ったところであり、平成21年度以降も引き続き就職困難者の雇用機会の増大に向けた取り組みを行う必要がある。

【評価結果の分類】

- i 施策目標の終了・廃止を検討（該当する場合に○）
- ii 施策目標を継続（該当する場合に次のいずれか1つに○）
- (イ) 施策全体として予算規模の縮小等の見直しを検討
 見直しを行わず引き続き実施
 (ハ) 施策全体として予算の新規要求、拡充要求等の見直しを検討
- iii 機構・定員要求を検討（該当する場合に○）

(理由)

事業の実施状況等を踏まえ、効率的な運用を図ることなどで、予算規模の縮小を検討しているが、早急な対策が求められている分野については拡充を図るなど、施策目標の達成に向け、メリハリをつけた措置を講じる。

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期) ※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)		H16	H17	H18	H19	H20
1	65歳以上定年企業等の割合 (%) (46%以上/平成20年度)	— 【—%】	— 【—%】	33.0 【66%】	37.0 【74%】	39.0 【85%】
2	公共職業安定所における就職率 (障害者)(%) (18%以上/平成20年度)	14.5 【—%】	15.5 【—%】	17.6 【—%】	17.5 【—%】	17.1 【95%】
3	フリーター数(万人) (170万人/平成22(2010)年)	214 【—%】	201 【—%】	187 【—%】	181 【—%】	170 【—%】
4	特定求職者雇用開発助成金支給対象者の事業主都合離職割合(%) (当該助成金支給後の事業主都合離職割合が対象ではない者の事業主都合離職割合以下/平成20年度)	1.6 (3.4) 【213%】	1.5 (3.3) 【220%】	— — 【—%】	— — 【—%】	— — 【—%】

(調査名・資料出所、備考)

①指標1
資料出所：職業安定局調べによる。
備考：
・「65歳以上定年企業等」は、51人以上規模企業のうち65歳以上定年企業、65歳以上希望者全員継続雇用制度企業及び定年廃止企業を指し、各年度の高年齢者雇用状況報告(毎年6月1日の状況)から把握した。
・なお、目標値に対する実績の把握は、達成時期の翌年度の高年齢者雇用状況報告から(翌年度の6月1日の状況)から把握する。

②指標2
資料出所：職業安定局調べによる。
備考：公共職業安定所を通じた就職率である。
【参考】厚生労働省ホームページ
<http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyou/shougaisha02>

③指標3
資料出所：「労働力調査(詳細集計)」(総務省統計局調べ)による。

④指標4
資料出所：職業安定局調べによる
備考：指標の上段は支給対象労働者に係る支給終了後1年経過後の事業主都合離職割合、下段(括弧内)は同時期における雇用保険被保険者の事業主都合離職割合である。
・平成20年度においては、特定求職者雇用開発助成金の対象者の事業主都合離職割合が対象ではない雇用保険被保険者の事業主都合離職割合以下となることを目指す。

関係する施政方針演説等の重要政策 (主なもの)	施政方針演説等 経済財政改革の基本方針2008	年月日 平成20年6月27日	記載事項(抜粋) 今後3年間で、①若者について、ジョブ・カード制度の整備・充実、「フリーター等正規雇用化プラン」による100万人の正規雇用化を目指す。
	新雇用戦略	平成20年4月23日	「障害者等について、『福祉から用へ』推進5カ年計画」に基づき、着実に就労による自立を図る。

平成21年度実績評価書要旨

評価実施時期：平成21年8月

担当部局名：職業安定局雇用保険課

<p>施策名</p>	<p>雇用保険制度の安定的かつ適正な運営及び求職活動を容易にするための保障等を図ること (IV-4-1)</p>	<p>政策体系上の位置付け 基本目標IV 経済・社会の変化に伴い多様な働き方が求められる労働市場において労働者の職業の安定を図ること 施策目標4 求職活動中の生活の保障等を行うこと</p>
<p>施策の概要</p>	<p>○目的等 労働者が失業してその所得の源泉を喪失した場合、労働者について雇用の継続が困難となる事由が生じた場合及び労働者が自ら職業に関する教育訓練を受けた場合に、生活及び雇用の安定並びに就職の促進のために失業等給付を支給する。</p>	
<p>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p>	<p>【評価結果の概要】</p> <p>(現状分析(施策の必要性)) 厳しい雇用失業情勢を踏まえ、非正規労働者に対するセーフティネット機能及び離職者に対する再就職支援機能の強化を図るため、雇用保険制度について、公労使の三者構成による審議会(労働政策審議会職業安定分科会雇用保険部会)において、検討が行われ、2009(平成21)年1月7日に報告書が取りまとめられた。この報告を踏まえ、同年1月20日に「雇用保険法等の一部を改正する法律案」を2009年通常国会に提出し、同年3月27日に成立した(一部を除き、同年3月31日施行)。改正の主な内容は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> i 非正規労働者に対するセーフティネットの機能の強化 運用上の適用基準である「1年以上の雇用見込み」を「6か月以上」に緩和し、適用範囲を拡大した上で、契約更新がされなかったため離職した有期契約労働者について、被保険者期間が6か月で受給資格を得られるようにするとともに、解雇等の離職者と同様の給付日数とする。 ii 再就職が困難な場合の支援の強化 解雇や労働契約が更新されなかったことによる離職者について、年齢や地域を踏まえ、特に再就職が困難な場合に、給付日数を60日分延長する。 iii 安定した再就職へのインセンティブ強化 再就職手当について、給付率の引上げ・支給要件の緩和を行い、また、常用就職支度手当について、給付率の引上げ・支給対象者の拡大を行う。 iv 育児休業給付の見直し 平成22年3月末まで給付率を引き上げている暫定措置を当分の間延長するとともに、休業中と復帰後に分けて支給している給付を統合し、全額を休業中に支給する。 v 雇用保険料率の引下げ 失業等給付に係る雇用保険料率を、平成21年度に限り、現行の1.2%から0.8%に引き下げる。 <p>(有効性) 雇用保険制度のうち失業等給付については、支出が収入を上回る場合には積立金を取り崩すこととしており、また、雇用情勢の急激な悪化による受給者の急激な増加により、毎会計年度において、徴収保険料額及び国庫負担の合計額と失業等給付額との差額をその会計年度末における積立金に加減した額が失業等給付額を下回った場合には法律改正を経ずに弾力条項による保険料率の引き上げを行うことができる等、セーフティネットとして財政の安定を図るために有効な制度設計となっている。 平成19年度は収支バランスは安定したものとなり、必要な給付に支障を来すことはなかった。</p> <p>(効率性) 上記「有効性の観点」でも述べたとおり、一定の場合には法律改正を経ずに弾力条項による保険料率の引き上げを行うことができ、他方、毎会計年度において徴収保険料額及び国庫負担の合計額と失業等給付額との差額をその会計年度末における積立金に加減した額が失業等給付額の2倍に相当する額を超える場合には法律改正を経ずに弾力条項による保険料率の引き下げを行うことができる等、財政の運営を効率的に図ることができる制度設計となっている。</p> <p>(総合的な評価) 雇用失業情勢の悪化を受け、平成20年度の受給者実人員(年度月平均)は607千人と前年度より7.1%増加しており、また、基本手当給付額も前年度より増加する見込みである(個別目標2のアウトプット指標5及び6参照)。ただし、平成20年度の失業等給付関係においては、収入が支出を上回る見込みである。 また、失業等給付に係る不正受給件数については減少傾向が続いており、支給業務を担当する公共職業安定所において、法令等に基づき概ね適正な給付が行われたものと考えられる。 したがって、施策目標(雇用保険制度の安定的かつ適正な運営及び求職活動を容易にするための保障等を図ること)について、達成できたものと考えられる。 なお、雇用保険制度については、厳しい雇用失業情勢を踏まえ、</p>	

(評価結果の分類)

i 施策目標の終了・廃止を検討(該当する場合に○) ii 施策目標を継続(該当する場合に次のいずれか1つに○) (イ) 施策全体として予算規模の縮小等の見直しを検討 <input checked="" type="checkbox"/> (ロ) 見直しを行わず引き続き実施 (ハ) 施策全体として予算の新規要求、拡充要求等の見直しを検討 iii 機構・定員要求を検討(該当する場合に○)
(理由) 2 「現状分析」のとおり、雇用保険制度については、現下の雇用失業情勢を踏まえ、非正規労働者に対するセーフティネット機能及び離職者に対する再就職支援の強化を重点に見直しを行ったところであり、引き続き適正な業務運営を徹底する。
3 施策目標等に係る指標の見直し(該当するものすべてに○)
(施策目標に係る指標) i 指標の変更を検討 ii 達成水準又は達成時期の見直しを検討
(個別目標に係る指標) i 指標の変更を検討 ii 達成水準又は達成時期の見直しを検討
(理由)

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期) ※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)					
	H16	H17	H18	H19	H20
1 収入額(単位:億円)	25,377	28,978	28,764	22,214	集計中
(-)	【-】	【-】	【-】	【-】	
2 支出額(単位:億円)	17,416	16,972	15,261	14,917	集計中
(-)	【-】	【-】	【-】	【-】	
3 積立金残高(単位:億円)	16,026	28,032	41,535	48,832	集計中
(-)	【-】	【-】	【-】	【-】	
4 不正受給の件数 (前年度以下/平成20年度)	11,716 【92.7%】	9,855 【115.9%】	8,140 【117.4%】	7,346 【109.8%】	7,101 【103.4%】
(調査名・資料出所、備考) 資料出所:労働保険特別会計雇用勘定の決算及び業務統計による。 備考:指標1~3については現在集計中であり、平成21年9月頃公表予定である。					
【参考】厚生労働省ホームページ http://www.mhlw.go.jp/wp/yosan/other/syocho06/dl/7.pdf					

関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
	新たな雇用対策について	平成20年12月9日	非正規労働者のセーフティネット機能・再就職支援機能の強化を重点に雇用保険制度の見直しを行う。雇用保険の国庫負担については、雇用対策に政府が責任を担うべきであることから、その廃止・削減を行うべきでない。

平成21年度実績評価書要旨

評価実施時期:平成21年8月

担当部局名: 職業能力開発局能力開発課、実習併用職業訓練推進室、育成支援課、能力評価課、キャリア形成支援室

<p>施策名</p>	<p>多様な職業能力開発の機会を確保すること</p> <p>(V-1-1)</p>	<p>政策体系上の位置付け</p> <p>基本目標 V 労働者の職業能力の開発及び向上を図るとともに、その能力を十分に発揮できるような環境整備をすること</p> <p>施策目標 1 多様な職業能力開発の機会を確保すること</p>
<p>施策の概要</p>	<p>労働者の職業能力の開発及び向上を図るとともに、その能力を十分に発揮できるような環境整備を行うこと。</p>	
<p>施策に関する 評価結果の 概要と達成 すべき目標等</p>	<p>【評価結果の概要】</p> <p>【現状分析（施策の必要性）】 少子高齢化が急速に進行し、人口減少社会に突入した我が国において、経済社会を将来にわたって持続可能なものとしていくためには、一人ひとりの能力を高め生産性を向上させていくことが不可欠である。 さらに、最近の我が国の雇用失業情勢の悪化を踏まえ、新たな知識・技能の修得を通じた離職者等の再就職が促進されるよう、フリーターや母子家庭の母、子育て終了後の女性等、これまで職業能力開発形成機会に恵まれなかった方に対して、ジョブ・カード制度の活用、離職者訓練の拡充等万全な措置を取ることが求められている。 また、専門的・技術的職業の割合の増加や職務内容の高度化・多様化などが進む中で、労働者の職業能力を適正に評価して企業が求める職業能力と労働者の持つ職業能力とのミスマッチを抑制することの重要性が高まるとともに、職業生活の長期化等を背景として、働く者自らが職業生活設計を行う傾向が強まる中で、キャリア・コンサルティングの重要性が増している。</p> <p>【有効性の観点】 公共職業訓練（離職者訓練・委託訓練）の修了者における就職率は、目標値である65%を達成しており、また、厳しい雇用失業情勢の下においても、平成19年度を上回る実績を上げている。一方、公共職業訓練（離職者訓練・施設内訓練）の修了者における就職率については、目標値である80%を下回っているものの、約95%の目標達成率となっており、引き続き公共職業訓練（離職者訓練）を実施することは、多様な職業能力開発の機会を確保するために有効であると評価できる。</p> <p>【効率性の観点】 公共職業訓練（離職者訓練）は、施設内で国（（独）雇用・能力開発機構）が自ら行うとともに、都道府県が地域の実情に応じた訓練を実施するほか、多様な人材ニーズに機動的に対応するため、民間で実施できるものについては専修学校などの民間教育訓練機関等へ委託して実施しており、都道府県や民間を効果的に活用しているという観点から、効率的な施策であると評価できる。</p> <p>【総合的な評価】 厳しい雇用失業情勢にも関わらず、公共職業訓練の修了者の就職率は、ほぼ例年通りの水準で推移していることから、離職者に対し公共職業訓練を実施し、新たな知識・技能の習得を通じた再就職の促進を図ることは、依然として有効な施策であると評価できる。 平成20年度においては、このような従来の取組に加え、フリーターや母子家庭の母、子育て終了後の女性等、これまで職業能力形成機会に恵まれなかった方に対して、ジョブ・カード制度を活用し正社員への移行を図る取組を実施したところである。20年度前半においては、ジョブ・カード取得者数等の実績に伸び悩みが見られたものの、その後、積極的な周知・広報活動を行うことで、年度後半には大きな増加傾向に転じており、そのニーズは高まってきているものと考えられる。平成21年度以降も関係機関の連携を強化し、普及・啓発活動を積極的に行い、制度の普及に努めるとともに、就職率等を把握しながらより効果的な施策の実施に努めてまいりたい。 また、多様な職業訓練機会の確保に当たっては、 ①企業が行う人材育成に対する支援、 ②技能検定の実施による労働者の技能習得意欲の増進及び労働者の社会的地位の向上、 ③能力評価制度の整備を通じた労働市場で共通的に通用する職業能力の評価基準の策定 ④労働者個人のキャリア形成を促進するためのキャリア・コンサルティング機能の強化 など、職業能力を活かすための環境整備に取り組む必要があるが、これらの施策についても概ね前年度と同様の実績をあげており、これらの施策を実施することで、職業能力を発揮する環境整備に一定程度の効果があったものと考えられる。また、昨今、厳しい雇用失業情勢が続いており、雇用調整により離職を余儀なくされた非正規労働者等については、その失業期間が長期化していくことが懸念されている。このため、平成21年度補正予算に</p>	

において、「緊急人材育成・就職支援基金」を創設し、平成23年度までの3年間、雇用保険を受給できない方に重点を置いて、職業訓練及び生活保障給付を行う「緊急人材育成支援事業」を実施することとする。

このように、多様な職業訓練の機会を確保し、その能力を十分に発揮するためには、公共職業訓練等を通じた職業能力の向上を図るとともに、それを生かすための環境整備を併せて実施していく必要があることから、今後とも効果的な施策の実施に努めていく。

【評価結果の分類】

- i 施策目標の終了・廃止を検討（該当する場合に○）
- ii 施策目標を継続（該当する場合に次のいずれか1つに○）
 - (イ) 施策全体として予算規模の縮小等の見直しを検討
 - (ロ) 見直しを行わず引き続き実施
 - (ハ) 施策全体として予算の新規要求、拡充要求等の見直しを検討
- iii 機構・定員要求を検討（該当する場合に○）

(理由)

雇用失業情勢の悪化を踏まえ、新たな知識・技能の習得を通じた離職者等の再就職が促進されるよう、離職者訓練の拡充等万全の対応を取ることが求められているため。

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期)						
※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)						
		H16	H17	H18	H19	H20
1	公共職業訓練(離職者訓練・委託訓練)の修了者における就職率(65%以上/平成20年度)	59.8% 【92.0%】	65.1% 【100.2%】	68.2% 【104.9%】	69.8% 【107.4%】	69.9% 【107.5%】 ※速報値
2	公共職業訓練(離職者訓練・施設内訓練)の修了者における就職率(80%以上/平成20年度)	76.6% 【95.8%】	78.0% 【97.5%】	79.7% 【99.6%】	78.5% 【98.1%】	75.9% 【94.9%】 ※速報値
(調査名・資料出所、備考)						
・指標は職業能力開発局調べによるものであり、訓練修了3ヶ月後の就職率である。						

	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
関係する施政閣の重要政策(主なもの)	新雇用戦略	平成20年4月23日	ジョブ・カード制度の整備・充実
	経済財政改革の基本方針2008	平成20年6月27日	ジョブ・カード制度の整備・充実
	社会保障の機能強化のための緊急対策～5つの安心プラン～	平成20年7月29日	ジョブ・カード制度の整備・充実
	安心実現のための緊急総合対策	平成20年8月29日	・フリーター等若者の常用化支援の拡充 ・ジョブ・カード制度の整備・充実
	生活対策	平成20年10月30日	・ジョブ・カード制度の拡充 ・雇用情勢の厳しい地域における安定的雇用機会の創出、職業訓練の強化
	生活防衛のための緊急対策	平成20年12月19日	離職者訓練の実施規模の拡充等、安定雇用の実現に向けた長期間訓練の実施
	経済危機対策	平成21年4月10日	・「緊急人材育成・就職支援基金(仮称)」による職業訓練、再就職、生活への総合的な支援 ・職業能力開発支援の拡充・強化
	経済財政改革の基本方針2009	平成21年6月23日	・職業訓練やジョブ・カード制度の拡充 ・非正規雇用から正規雇用への転換促進

平成21年度実績評価書要旨

評価実施時期:平成21年8月

担当部局名: 職業能力開発局実習併用職業訓練推進室、能力開発課、育成支援課、キャリア形成支援室

施策名	若年者等に対して職業キャリア支援を講ずること (V-2-1)	政策体系上の位置付け
		基本目標 V 労働者の職業能力の開発及び向上を図るとともに、その能力を十分に発揮できるような環境整備をすること 施策目標 2 働く者の職業生涯を通じた持続的な職業キャリア形成への支援をすること
施策の概要	人口減少下においても、経済の発展を将来にわたって持続可能なものとしていくため、若者をはじめとする人材の育成を進め、一人ひとりの能力を高め我が国の産業を支える人材の質を向上させる。	
施策に関する 評価結果の 概要と達成 すべき目標等	【評価結果の概要】	
	【現状分析（施策の必要性）】 若者の雇用情勢については、フリーター数が5年連続で減少しているものの、年長フリーター（25～34歳）やニート状態にある若年無業者（15～34歳で、非労働力人口のうち、家事も通学もしていない者）は依然として多く、また、いわゆる就職氷河期に正社員になれなかった若者が30代後半を迎える状況となっている。 このため、平成20年4月に策定した「新雇用戦略」（平成20年4月23日経済財政諮問会議外添臨時議員提出資料）において、就職氷河期に正社員になれなかった若者について、早急に安定雇用を実現するため、今後3年間で100万人の正規雇用化を目指すことや、ニート等の自立支援の充実を図ることとしており、これに向けた若者の職業能力を向上させるための施策の拡充を図ることとしている。 フリーター等への実践的な職業訓練の実施や地域若者サポートステーション等によるニート等の若者の自立支援を通じて、若者の働く意欲を引き出し、その能力の向上を図り、就業に結びつけるための施策の推進が求められている。	
	【有効性の観点】 委託訓練活用型デュアルシステムの修了者における就職率が目標値である75%を若干下回ったものの、目標達成率は98.4%と高い水準を維持しており、若者に対する職業キャリア支援策として有効であると評価できる。	
	【効率性の観点】 委託訓練活用型デュアルシステムは、企業における実習と民間教育訓練機関等における座学を組み合わせた職業訓練であり、企業の求人内容の高度化に対応した実践的な能力を修得することができ、また、民間活力を活用した訓練であるため、実施方法として効率的であると評価できる。	
	【総合的な評価】 引き続き高い水準での成果をあげている事業がある一方、雇用失業情勢の悪化の影響もあり、委託訓練活用型デュアルシステムの就職率など目標達成に至らなかった事業もあった。今後も厳しい雇用情勢が続くことが見込まれるが、その中においても、各事業の拡充・強化を図り、若者の職業キャリア支援の一層の充実を図っていく必要がある。	
【評価結果の分類】		
<ul style="list-style-type: none"> i 施策目標の終了・廃止を検討（該当する場合に○） ii 施策目標を継続（該当する場合に次のいずれか1つに○） <ul style="list-style-type: none"> (イ) 施策全体として予算規模の縮小等の見直しを検討 (ロ) 見直しを行わず引き続き実施 (ハ) 施策全体として予算の新規要求、拡充要求等の見直しを検討 iii 機構・定員要求を検討（該当する場合に○） 		
(理由) 厳しい雇用失業情勢の続く中で、若者の働く意欲を引き出し、その能力の向上を図り、安定雇用へと結びつけるために、各事業について拡充・強化を図り、若者への支援策を一層充実させるための措置を講じる必		

必要がある。

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期) ※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)					
	H16	H17	H18	H19	H20
委託訓練活用型デュアルシステム (若年者)の修了者における就職 率(75%以上/平成20年度)	68.8% 【98.3%】	71.9% 【102.7%】	75.5% 【107.9%】	76.5% 【109.3%】	73.8% 【98.4%】 (暫定値)
(調査名・資料出所、備考) ・指標は職業能力開発局調べによるものであり(職業能力開発行政定例業務統計報告)、訓練修了3ヶ月後の就職率である。					

	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	新雇用戦略	平成20年4月23日	<ul style="list-style-type: none"> ・ジョブ・カード制度の整備・充実 ・地域若者サポートステーションによるニート等の進路決定者割合を2010年度までに30%とする。
	経済財政改革の基本方針2008	平成20年6月27日	<ul style="list-style-type: none"> ・ジョブ・カード制度の整備・充実
	社会保障の機能強化のための緊急対策～5つの安心プラン～	平成20年7月29日	<ul style="list-style-type: none"> ・ジョブ・カード制度の整備・充実
	安心実現のための緊急総合対策	平成20年8月29日	<ul style="list-style-type: none"> ・フリーター等若者の常用化支援の拡充 ・ジョブ・カード制度の整備・充実
	生活対策	平成20年10月30日	<ul style="list-style-type: none"> ・ジョブ・カード制度の拡充
	雇用・能力開発機構の廃止について	平成20年12月24日	<ul style="list-style-type: none"> ・私のしごと館業務は、遅くとも平成22年8月までに廃止する。 ・売却を含めた建物の有効活用に向けた検討を行うとともに、廃止に伴うコストの最小化という点に配慮する。
	経済危機対策	平成21年4月10日	<ul style="list-style-type: none"> ・職業能力開発支援の拡充・強化
	経済財政改革の基本方針2009	平成21年6月23日	<ul style="list-style-type: none"> ・職業訓練やジョブ・カード制度の拡充 ・国と地方の連携による地域のニーズに対応した職業能力開発の実施 ・非正規から正規雇用への転換促進

平成21年度実績評価書要旨

評価実施時期:平成21年8月

担当部局名: 雇用均等・児童家庭局 雇用均等政策課、
職業家庭両立課、短時間・在宅労働課

<p>施策名</p>	<p>男女労働者が多様な個性や能力を発揮でき、かつ仕事と家庭の両立ができる雇用環境及び多様な就業ニーズに対応した就業環境を整備すること (VI-1-1)</p>	<p style="text-align: center;">政策体系上の位置付け</p> <p>基本目標 VI 男女がともに能力を発揮し、安心して子どもを生育育てることなどを可能にする社会づくりを推進すること</p> <p>施策目標 1 男女労働者が多様な個性や能力を発揮でき、かつ仕事と家庭の両立ができる雇用環境及び多様な就業ニーズに対応した就業環境を整備すること</p>
<p>施策の概要</p>	<p>男女労働者が性別により差別されることなく、能力を十分に発揮できる雇用環境を整備するとともに、育児や家族の介護を行う労働者の福祉の増進を図ること等の目的のために、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保、育児・介護休業制度の定着促進、労働者が仕事と育児・介護とを両立できるようにするための支援などの諸施策を推進する。</p>	
<p>施策に関する評価結果のすべき目標等</p>	<p>【評価結果の概要】</p> <p>【現状分析（施策の必要性）】</p> <p>1 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保については、昭和61年に男女雇用機会均等法（以下「均等法」という。）が施行され、2度の改正を経て、努力義務規定から禁止規定への強化、男女双方に対する差別や間接差別の禁止など性差別の範囲の拡大をはじめ、妊娠・出産等を理由とする不利益取扱いの禁止、ポジティブ・アクション（実質的な男女均等な職場環境整備のため、男女労働者の間に事実上生じている格差の解消を目指し、企業が進める自主的かつ積極的な取組）、セクシュアルハラスメントに関する規定が設けられる等、法制度の整備は大きく進展したものの、依然として以下のような現状がみられるため、実質的な均等確保に向けて、引き続き取組が必要である。</p> <p>(1) 女性労働者の就業実態をみると、女性雇用者については平成20年には2,312万人、雇用者総数に占める割合は41.9%と毎年増加傾向にある。勤続年数は長期的には伸長しているものの、平成20年の一般労働者の平均勤続年数をみると、男性13.1年に対し、女性8.6年と、男性に比べいまだ短い。また、管理職に占める女性の割合は年々上昇しており、平成20年は8.5%となったが、先進諸国と比較すると、依然低い割合である。</p> <p>(2) 企業規模5,000人以上企業におけるポジティブ・アクションの取組状況をみると、平成15年度の取組企業割合は74.0%であったが、平成18年度には66.5%となり、その動きに鈍化がみられる。また、全体としてみても、中小企業への広がりが十分でないことなどにより、平成15年度の取組企業割合29.5%から、平成18年度20.7%と低下している。</p> <p>(3) 都道府県労働局雇用均等室に寄せられる均等法に関する相談は増加傾向にあり、平成20年度で25,478件である。内容をみると、最も多いのはセクシュアルハラスメントに関するもので、13,529件と全体の半数以上を占めている。次いで、妊娠・出産等を理由とした不利益取扱い、母性健康管理に関するものがそれぞれ約1割強を占め、個別事案の解決に向けて、紛争解決援助制度を利用するケースも増加している。</p> <p>(4) 都道府県労働局長による均等法に基づく是正指導については、近年事案が複雑・困難化しており、外見上、直ちには差別か否かの判断が難しいケースが見られる。</p> <p>2 さらに、子育てや介護等をしながら安心して働き続けることができるためには、育児休業制度や介護休業制度、短時間勤務制度などが企業においてしっかりと整備されていることが重要であり、例えば、育児休業制度の規定率は平成17年度86.1%が平成20年度には88.8%と、介護休業制度の規定率は平成17年度81.4%が平成20年度には85.5%と、「小学校就学の始期に達するまで」以上の勤務時間短縮等の措置が規定されている事業所の割合も平成17年度の16.3%が平成20年度には25.3%と、両立支援制度が規定整備されている企業の割合は着実に増加しているところである。</p> <p>育児休業取得率については、女性が平成16年度に70.6%が平成20年度には90.6%と高水準になったところであるが、一方で、第一子出産前後の継続就業率は38%にとどまっていることから、平成19年12月に政労使で取りまとめられた「仕事と生活の調和推進のための行動指針」において、女性の継続就業率が社会全体の</p>	

目標（平成24年：45%、平成29年：55%）として設定されたことも踏まえ、本評価書においても当該指標を目標として掲げている。

また、男性の育児休業取得率については、平成20年度は19年度と比較して若干低下したものの平成16年度0.56%が平成20年度には1.23%と増加している。しかしながら、依然として低い水準にとどまっており、こうした状況を踏まえ、男性のワーク・ライフ・バランスを実現するとともに女性の仕事と子育ての両立の負担を軽減し、その継続就業や円滑な職場復帰を図るため、男性の育児休業の取得促進策が必要となっている。

急速な少子高齢化による労働力人口の減少に対応するためにも、働き方の見直しを含めた対策が求められている。

企業が従業員のために、働き方の見直しを含めた次世代育成支援対策を行うことを促進するため、次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画策定・実施を進めていくことが重要である。

- 3 近年、パートタイム労働者は増加し、平成20年には1,407万人と、雇用者総数の約26.1%にも達しており、従来のような補助的な業務ではなく、役職に就くなど職場において基幹的役割を果たす者も増加している。一方で、パートタイム労働者の待遇がその働き・貢献に見合ったものになっていない場合もあり、働き・貢献に見合った公正な待遇を確保することが課題となっている。

このような中で、正社員との均衡待遇の確保、正社員転換の推進等を内容とする改正パートタイム労働法が平成20年4月1日より施行されているところであり、事業主への指導や支援等を通じ、同法の実効性を確保していく必要がある。

【有効性の観点】

- 1 男女が能力を発揮できる職場環境の整備に向けて、均等法の履行確保とともに、ポジティブアクション（男女労働者間に生じている事実上の格差を解消するための企業の積極的な取組）を推進しているところであり、これによりテンポは緩やかであるものの、役職者に占める女性の割合が毎年上昇しており、取組は有効であったと評価できる。
- 2 育児・介護を行う労働者が働き続けやすい雇用環境の整備に向けて、労使に対する相談対応や育児・介護休業法の徹底のための行政指導を行うとともに、助成金の支給等の事業主支援のための事業や社会の気運を醸成するための事業等を実施しているところであり、これらの施策を実施したことにより、特に、育児休業取得率については、女性が平成16年度に70.6%が平成20年度には90.6%となり目標の80%が達成された。男性は、平成20年度は19年度と比較して若干低下したものの、平成16年度0.56%が平成20年度には1.23%と全体的にみて増加している等の効果が見られ、取組は有効であったと評価できる。
- 3 平成20年度において都道府県労働局雇用均等室が実施したパートタイム労働法に基づく助言・指導による是正率は、93.2%と目標値の80%を上回り、パートタイム労働者の雇用管理の改善に向けて着実に前進していると評価できる。

【効率性の観点】

- 1 男女が能力を発揮できる職場環境の整備に向けて、均等法の履行確保のため、都道府県労働局では、法違反の蓋然性の高い業種、地域に重点を置いて事業場を選定するなど、計画的な事業所訪問を行っている。また、ポジティブ・アクションの普及のため、広く企業への周知啓発を行うだけでなく、各企業において選任された機会均等推進責任者に対する情報提供やセミナーの開催等、取組意欲のある企業への集中的な周知啓発を行い、効率的に事業を実施している。
- 2 育児・介護を行う労働者が働き続けやすい雇用環境の整備に向けて、都道府県労働局では行政指導や助成金の支給等の事業を実施しているところであり、特に、事業所訪問の際には、あらかじめ訪問計画を立て計画的に事業所訪問を行うとともに、あわせて、助成金の説明を行うことで両立支援に取組む事業主にインセンティブを与えるなど、効率的な行政運営に努めている。さらに、男性に対する意識啓発等、社会の気運を醸成するための事業等は委託事業として民間企業のノウハウを活用することにより、効率的な事業展開を図ることができた。この結果、ここ数年間は育児休業取得率が増加するなど施策の効果を上げていることから、取組は効率的であると評価できる。
- 3 パートタイム労働者の均衡待遇の確保等を効果的かつ効率的に推進するため、事業主への助言・指導等に加え、事業主がパートタイム労働者の雇用管理の改善に積極的に取り組むことができるよう、事業主への経済的支援や具体的事例に則したアドバイス等を併せて行っているところである。

【総合的な評価】

以上のことから、施策目標の達成に有効かつ効率的であったと評価できる。

- 1 今後とも、雇用情勢を踏まえ、法違反が疑われる事業主に対する迅速かつ的確な行政指導を行い、均等法の履行確保を徹底するとともに、企業の実態に応じた取組支援により、ポジティブ・アクションの一層の推進を図ることが必要である。
- 2 経済情勢が悪化する中で、育児や家族の介護を行う労働者が働き続けやすい雇用環境を整備することは引き続き重要な課題であり、引き続きこうした取組みを推進していく必要がある。
- 3 経済情勢が悪化する中で、非正規労働者、とりわけその約7割を占めるパートタイム労働者の公正な処遇を確保することはますます重要な課題となっており、引き続きこうした取組を推進していく必要がある。

【評価結果の分類】

- i 施策目標の終了・廃止を検討（該当する場合に○）
- ii 施策目標を継続（該当する場合に次のいずれか1つに○）
 - (イ) 施策全体として予算規模の縮小等の見直しを検討
 - (ロ) 見直しを行わず引き続き実施
 - (ハ) 施策全体として予算の新規要求、拡充要求等の見直しを検討
- iii 機構・定員要求を検討（該当する場合に○）

(理由)

女性の継続就業率や男性の育児休業取得率を高めていく等のため、今後、仕事と子育てや介護の両立を進めるための制度的対応や助成金、広報・周知等の施策の拡充要求を行っていく必要がある。

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期) ※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)					
	H16	H17	H18	H19	H20
1 役職者に占める女性の割合 (単位:%) (前年以上/毎年)	6.7 【109.8%】	6.7 【100.0%】	7.3 【109.0%】	8.2 【112.3%】	8.5 【103.7%】
2 育児休業取得率 (単位:%) (男性:前年以上/毎年、5%以上/平成24年、10%/平成29年 女性:80%以上/平成24年、80%以上/平成29年)	男性 0.56 【169.7%】 女性 70.6 【-】	男性 0.50 【89.2%】 女性 72.3 【-】	男性 0.57 【129.5%】 女性 88.5 【-】	男性 1.56 【312.0%】 女性 89.7 【-】	男性 1.23 【78.8%】 女性 90.6 【-】
3 第1子出産前後の女性の継続就業率(単位:%) (45%以上/平成24年、55%以上/平成29年)	-	38% 【-】	-	-	-
	【%】	【%】	【%】	【%】	【%】
(調査名・資料出所、備考) ・指標1は賃金構造基本統計調査(厚生労働省)による。 ・指標2は、雇用均等・児童家庭局雇用均等政策課の「雇用均等基本調査」(平成18年度までは「女性雇用管理基本調査」)による。平成16年度、平成17年度、平成19年度及び平成20年度は5人以上の規模事業所調査、平成15年度及び平成18年度は30人以上規模調査。 目標達成率については、比較可能な年度と比較した数値であり、平成16年度は平成14年度と、平成17年度は平成16年度と、平成18年度は平成15年度と、平成19年度は平成17年度と、平成20年度は平成19年度と比較した数値である。 【参考】厚生労働省ホームページ (URL) http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/71-19.html ・指標3は、国立社会保障・人口問題研究所が実施した「第13回出生動向基本調査」(平成17年)による。当該数値(38%)は子どもの出生年を平成12年から平成16年とする第1子出産前後の継続就業率。					

関係する施政方針演説等 の重要政策 (主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
	新しい少子化対策について	平成18年6月20日	仕事の進め方の再構築や代替要員の活用など、特に中小企業における子育て支援の充実を図る。積極的取組を行っている企業に対する社会的な評価の促進を図る。これらの施策により、育児休業の取得を促進し、特に男性の育児休業制度の利用促進を図る。子育て期の短時間勤務制度の強化や在宅勤務の推進など、育児介護休業法の改正を検討する。あわせて、育児休業中の経済的支援のあり方を検討する。
	規制改革・民間開放の推進に関する第3次答申	平成18年12月25日	(略) このような民間企業等の独自の取組状況を踏まえ、一層の育児休業の取得、短時間勤務等の活用が促進されるよう、民間企業や育児休業や短時間勤務等の取得者をサポートする仕組みについて、育児・介護休業法等の改正も含め、早期に検討すべきである。
	仕事と生活の調和推進のための行動指針	平成19年12月18日	育児・介護休業、短時間勤務、短時間正社員制度、テレワークといった多様な働き方を推進するとともに、パート労働者の均衡待遇の推進、働く意欲と能力のある女性や高齢者の再就職や就業継続の支援、促進等、その多様な働き方を推進するための条件を整備する。 男性の育児休業の取得促進方策の検討等を進め、男性の子育て参加の支援・促進を図る。
	経済財政改革の基本方針2008	平成20年8月	(略) 育児・介護休業の取得促進策の充実など仕事と育児等を両立できる環境整備、マザーズハローワーク事業の充実及びポジティブアクションの促進等に取り組む。女性のライフサイクル全般にわたる能

		力開発や就業促進の在り方を検討する。
仕事と生活の調和の実現に向け当面取り組むべき事項	平成20年7月	出産・子育て期にある女性が就労と結婚・子育ての二者択一を迫られており、また、長時間労働を背景に男性の家事・育児時間が先進諸国と比べて短い状況にある。子育て期の男女労働者がともに子育てをしながら働き続けられるよう、厚生労働省において、育児期の柔軟な働き方の実現や男性の育児参加促進のための第一歩となる男性の育児休業取得の促進などを、パパ・クォータ制度の検討など制度的な手当も含めて進めていくべきである。(略) これらにより男性の子育て参加を促進する。
社会保障の機能強化のための緊急対策（5つの安心プラン）	平成20年7月29日	育児期の短時間勤務制度の強化、男性の育児休業取得の促進等について、育児・介護休業法の見直しの検討
社会保障国民会議最終報告	平成20年11月4日	育児休業制度については、短時間勤務制度など柔軟な働き方を支援することが重要。あわせて、男性（父親）の長時間労働の是正や育児休業の取得促進などの働き方の見直しが必要。

平成21年度実績評価書要旨

評価実施時期:平成21年8月

担当部局名:雇用均等・児童家庭局総務課少子化対策企画室

<p>施策名</p>	<p>地域における子育て支援等施策の推進を図ること (VI-2-1)</p>	<p>政策体系上の位置付け</p> <p>基本目標 VI 男女がともに能力を発揮し、安心して子どもを産み育てるなどを可能にする社会づくりを推進すること</p> <p>施策目標 2 利用者のニーズに対応した多様な保育サービスなどの子育て支援事業を提供し、子どもの健全な育ちを支援する社会を実現すること</p>
<p>施策の概要</p>	<p>地域子育て支援拠点の設置促進や、生後4か月までの全戸訪問事業・育児支援家庭訪問事業など地域における子育て支援施策の推進を図ることにより、安心して子育てができる社会の実現を目指す。</p>	
<p>施策に関する</p>	<p>【評価結果の概要】</p> <p>【現状分析（施策の必要性）】 平成19年の合計特殊出生率は過去最低となった17年の1.26から3年連続で上昇し1.37となったものの、出生数自体は横ばいで、依然として急速な少子化が進行していることや、核家族化の進行など家庭及び地域を取り巻く環境の変化により、家庭や地域における子育て支援機能が低下していること等が問題となっている。</p> <p>【有効性の観点】</p> <ol style="list-style-type: none"> 地域子育て支援拠点事業は、地域における子育て支援機能の充実を図り、子育ての不安感等を緩和し、子どもの健やかな育ちを促進するものであり、地域のニーズに応え着実に実施箇所が増加しており、その普及に向けて取組が推進されている。 生後4か月までの全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）は乳児家庭の孤立化を防ぎ、乳児の健全な育成環境の確保を図るものであり、毎年度、定量的に実施か所数を延ばしていることから、その普及に向けて取組が推進されている。 育児支援家庭訪問事業は、毎年度、定量的に実施か所数を延ばしていることから、市町村における児童虐待の発生子防の取組が進んでいる。 ファミリー・サポート・センター事業は、地域の会員間による育児の相互援助活動であり、毎年度、定量的に実施か所数を延ばしていることから、その普及に向けて取組が推進されている。 6 ショートステイ事業、トワイライトステイ事業は、児童を養育することが一時的に困難となった家庭等を支援しており、毎年度、定量的に実施か所数を延ばしていることから、その普及に向けて取組が推進されている。 要保護児童対策地域協議会を設置している市町村の割合は94.1%に達しており、市町村における児童虐待の早期発見・早期対応の体制強化に向けて取組が推進されている。 <p>以上のことから、平成21年度目標に向け着実に取組が推進されており、地域における子育て支援等施策の推進が図られていると評価できる。</p> <p>【効率性の観点】 地域子育て支援拠点事業の運営においては、地域の実情に応じNPO法人や社会福祉法人等が担い手となり民間活力を活かした事業を展開しており、効率的なサービスの提供が行われていると評価できる。 また、次世代育成支援対策交付金により実施する、生後4か月までの全戸訪問事業やファミリー・サポート・センター事業等（事務事業2～7）は、市町村行動計画をもとに作成される毎年度の事業計画を総合的に評価したうえで、計画全体に対し一括して交付金を交付するため市町村の特性・裁量を尊重した柔軟な執行を可能とし、市町村による創意工夫を活かした独自の取組のより一層の推進が図られることから、効率的であると評価できる。</p> <p>【総合的な評価】 以上、有効性や効率性の観点からみた各事業の内容から、平成21年度目標値に向け取組が推進されているところであるが、今後、更なる取組が推進されるよう、児童福祉法を一部改正し、法律に基づく事業として位置づけたところである。また、今後策定される「子ども・子育て応援プラン（後期プラン）」においても、市町村の取組状況を把握し、引き続き施策の推進を図ることとしており、地域における子育て支援等施策の推進が図られていると評価できる。</p>	

【評価結果の分類】

- i 施策目標の終了・廃止を検討（該当する場合に○）
- ii 施策目標を継続（該当する場合に次のいずれか1つに○）
 - (イ) 施策全体として予算規模の縮小等の見直しを検討
 - (ロ) 見直しを行わず引き続き実施
 - (ハ) 施策全体として予算の新規要求、拡充要求等の見直しを検討
- iii 機構・定員要求を検討（該当する場合に○）

(理由)

全体として、地域における子育て支援等施策の推進といった施策目標の達成に向けて取組が進展しており、引き続き推進していく必要がある。

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期) ※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)					
	H16	H17	H18	H19	H20
1 地域における子育て支援の拠点整備か所数 (全国の中学校区数の6割(6,000か所)以上/平成21年度)	-	-	-	4,386 【-】	4,889 【-】
2 生後4か月までの全戸訪問事業(こんには赤ちゃん事業)の実施市町村割合(単位:%) (100%/平成21年度)	-	-	-	58.2 【-】	72.2 【-】
3 育児支援家庭訪問事業の実施市町村割合(単位:%) (前年度以上/毎年度)	-	20.6 【-】	24.6 【-】	42.9 【-】	45.3 【105.6%】
4 ファミリー・サポート・センターの設置か所数 (710か所以上/平成21年度)	344 【-】	437 【-】	480 【-】	527 【-】	570 【-】
5 ショートステイ事業実施施設か所数 (870か所以上/平成21年度)	364 【-】	430 【-】	511 【-】	546 【-】	613 【-】
6 トワイライトステイ事業実施施設か所数 (560か所以上/平成21年度)	134 【-】	210 【-】	236 【-】	268 【-】	304 【-】
7 要保護児童対策地域協議会(虐待防止ネットワーク)を設置している市町村割合(単位:%) (100%/平成21年度)	39.8 【-】	51.0 【-】	69.0 【-】	84.1 【-】	94.1 【-】

関係する施政の重要政策 (主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
	少子化社会対策大綱	平成16年6月4日	3 少子化の流れを変えるための4つの重点課題 (4) 子育ての新たな支え合いと連帯 ○ 特に地方公共団体は、地域の特性に応じた多様なニーズや生活実態を十分把握し、それを十分に反映しながら次世代法に基づく行動計画を策定し、自主性を存分に発揮しつつ効果的な施策を実施する。 ○ すべての子育て家庭が利用できるような身近な場所に地域での子育て支援の拠点を作り、子どもの育ちの段階に応じた「親と子の育ちの場」の提供を進め、親の成長と子育てを支援していく。その際には、身近な近隣地域レベルでの子育て支援で地域の力を生かす必要がある。幼稚園や保育所などを地域に開かれたものにしていくとともに、NPOなどの民間団体も含めた多様な主体が参加できるように、子育て支援の取組をきめ細かく推進する。 ○ 児童虐待という親子間の最も深刻な事象に対応できる社会、あるいは障害児とその家族やひとり親家庭といった多様な家庭の

<p>少子化社会対策大綱に基づく重点施策の具体的実施計画について (子ども子育て応援プラン)</p>	<p>平成16年12月24日</p>	<p>ニーズに応えられる社会を創り上げていくことが、すべての子どもと子育てを大切にする社会づくりにつながるとの認識に立ち、こうした特に支援を必要とする子どもとその家庭に対する支援の充実を図る。</p> <p>(※) 次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画に掲げられた目標の実現を目指す(平成21年度の目標値は、各市町村において検討中の目標値の集計結果を踏まえて設定)。</p> <p>(平成16年度) (平成21年度)</p> <p>□地域における子育て支援の拠点の整備(※) 2,954か所 → <u>6,000か所</u> (全国の中学校区の約6割で実施)</p> <p>・つどいの広場事業の推進(※) 171か所 → <u>1,600か所</u></p> <p>・地域子育て支援センター事業の推進(※) 2,783か所 → <u>4,400か所</u></p> <p>□子育て短期支援事業の推進</p> <p>・ショートステイ事業の推進(※) 569か所 → <u>870か所</u> (全国の児童養護施設、母子生活支援施設、乳児院の約9割で実施)</p> <p>・トワイライトステイ事業の推進(※) 310か所 → <u>560か所</u> (全国の児童養護施設、母子生活支援施設、乳児院の約6割で実施)</p> <p>□ファミリー・サポート・センターの推進(※) 368か所 → <u>710か所</u> (全国の市区町村の約4分の1で実施)</p> <p>□虐待防止ネットワークの設置 1,243市町村 → <u>全市町村</u></p> <p>(今後5年間の目標)</p> <p>□乳児健診未受診児など生後4か月までに全乳児の状況の把握 <u>全市町村で実施</u></p> <p>□育児支援家庭訪問事業の推進</p>
<p>新しい少子化対策について</p>	<p>平成18年6月20日</p>	<p>2 新たな少子化対策の推進</p> <p>(1) 子育て支援策</p> <p>I 新生児・乳幼児期(妊娠・出産から乳幼児期まで)</p> <p>⑦ 子育て初期家庭に対する家庭訪問を組み入れた子育て支援ネットワークの構築</p> <p>II 未就学期(小学校入学前まで)</p> <p>① 全家庭を対象とする地域における子育て支援拠点の拡充</p> <p>(3) その他重要な施策</p> <p>④ 児童虐待防止対策及び要保護児童対策の強化</p>
<p>第169回国会における福田内閣総理大臣施政方針演説</p>	<p>平成19年1月26日</p>	<p>「少子化は、我が国の活力にもかかわる問題であり(中略)保護者それぞれの事情に応じた多様な保育サービスを充実し、(中略)『新待機児童ゼロ作戦』を展開します。」</p>

平成21年度実績評価書要旨

評価実施時期:平成21年8月

担当部局名: 雇用均等・児童家庭局育成環境課

施策名	児童の健全な育成及び資質の向上に必要なサービスを提供すること (VI-2-2)	政策体系上の位置付け
		基本目標 VI 男女がともに能力を発揮し、安心して子どもを産み育てることなどを可能にする社会づくりを推進すること 施策目標 2 利用者のニーズに対応した多様な保育サービスなどの子育て支援事業を提供し、子どもが健全に育成される社会を実現すること
施策の概要	次代の社会を担う児童の健全な育成及び資質の向上を目的として、以下のような必要なサービスを提供する。 ① 放課後等の子どもの安全で健やかな活動場所の確保 ② 中・高校生と乳幼児のふれあう機会の確保	
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p>【評価結果の概要】</p> <p>【現状分析（施策の必要性）】 少子化や、核家族化の進行、就労形態の多様化及び家庭や地域の子育て機能の低下等に伴う育児の負担感の増大、多様な人間関係を経験する機会の減少など、こどもや家庭を取り巻く環境が変化している。このため、地域のニーズを踏まえた子どもの健全育成及び資質の向上に必要なサービスを提供することが課題となっている。</p> <p>【有効性の観点】 児童の健全育成及び資質の向上については、「子ども・子育て応援プラン」、「放課後子どもプラン」、「新待機児童ゼロ作戦」等に基づき、関連施策の充実を図っているところである。放課後児童クラブの提供割合（小学校1年～3年の放課後児童クラブの登録児童数/小学校1年～3年の学年別児童数）を見ると、平成16年の14.9%から平成20年には20.2%と5.3ポイント増加しており、放課後児童に対する適切な遊び及び生活の場が適切に提供されており、有効であると評価できる。こうした傾向は、昨年2月に「新待機児童ゼロ作戦」を策定し、その目標達成に必要なクラブ数の運営費の確保や整備費単価の大幅な増など、必要な予算を計上していることなどから、今後も着実に伸びていくものと考えられるが、当該提供割合を平成22年度までに32%にするという目標を達成するためには、引き続き、放課後児童クラブの登録児童数の増加等に必要ソフト面及びハード面での支援措置が必要である。</p> <p>また、児童ふれあい交流促進事業の実施か所数については市町村合併等のため若干の減少傾向にあるが、中・高校生等と乳幼児のふれあう機会を持つことは、将来の子育ての貴重な予備体験となり、また虐待予防にも資する効果があることから、有効であると評価できる。</p> <p>【効率性の観点】 当該事業の運営においては、地域の実情に応じ民間活力を活かした事業を展開しており、また、事業の実施場所についても既存施設を活用するなど、効率的に必要なとされるサービスの提供が行われているものと評価できる。</p> <p>【総合的な評価】 上記のとおり、有効性や効率性を考慮しながら必要とされるサービスの提供が一定程度行われているものと評価できるが、放課後児童クラブにおいては、量的拡充等が課題となっており、引き続き、登録児童数の増加等に必要、ソフト面及びハード面での支援措置が必要である。</p> <p>【評価結果の分類】</p> <p>i 施策目標の終了・廃止を検討（該当する場合に○）</p> <p>ii 施策目標を継続（該当する場合に次のいずれか1つに○） (イ) 施策全体として予算規模の縮小等の見直しを検討 (ロ) 見直しを行わず引き続き実施 (ハ) 施策全体として予算の新規要求、拡充要求等の見直しを検討</p> <p>iii 機構・定員要求を検討（該当する場合に○） (理由) 放課後児童クラブについては「新待機児童ゼロ作戦」等を踏まえ、その目標達成に必要なクラブ数の運営費の確保や整備費単価の大幅な増など、これまでも予算の拡充等を行ってきたところであり、引き続き、放課後児童クラブの登録児童数の増加等に必要ソフト面及びハード面での支援措置を図ることとしている。</p>	

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期) ※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)						
		H16	H17	H18	H19	H20
1	放課後児童クラブの提供割合(単位:%) (対象児童の32%に提供/平成22年度)かつ、(前年以上/平成20年度)	14.9 【-】	16.3 【-】	17.7 【-】	19.0 【-】	20.2 【106%】
2	児童ふれあい交流促進事業の実施 か所数(単位:か所) (前年度比増加/平成21年度)	198 【-】	185 【-】	181 【-】	171 【-】	162 【-】
(調査名・資料出所、備考) ・指標1は、雇用均等・児童家庭局育成環境課調べ(各年5月1日現在)及び文部科学省「学校基本調査」(各年5月1日現在)による。 ・指標2は、雇用均等・児童家庭局育成環境課調べによる。						

	年月日	記載事項(抜粋)
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	経済財政改革の基本方針2009 平成21年6月23日	「安心子ども基金」(2010年度まで)等により、保育所・放課後児童クラブの整備、家庭的保育、小規模保育など保育サービスの提供手段の多様化・供給拡大を進めるとともに、放課後子どもプランを推進する。

平成21年度実績評価書要旨

評価実施時期: 平成21年8月

担当部局名: 雇用均等・児童家庭局保育課

施策名	保育所の受入児童数を拡大するとともに、多様なニーズに対応できる保育サービスを確保すること (VI-2-3)	政策体系上の位置付け
		基本目標 VI 男女がともに能力を発揮し、安心して子どもを産み育てることなどを可能にする社会づくりを推進すること 施策目標 2 利用者のニーズに対応した多様な保育サービスなどの子育て支援事業を提供し、子どもの健全な育ちを支援する社会を実現すること

施策の概要	安心して子どもを産み育てることなどを可能にする社会づくりを推進するために、保育所の受入児童数を拡大するとともに、多様なニーズに対応できる保育サービスを確保する。
-------	--

施策に関する 評価結果の	<p>【評価結果の概要】</p> <p>【現状分析(施策の必要性)】</p> <p>「待機児童ゼロ作戦」(平成13年7月6日閣議決定)に基づき平成14年度から16年度までに15.6万人の保育所受入児童数の増を行い、さらに、平成16年に策定された「子ども・子育て応援プラン」(少子化社会対策会議決定)に基づき平成17年度より平成21年度までに保育所受入児童数を203万人から215万人に拡大することとしたところである。しかし、待機児童数については平成16年から平成19年にかけて連続で減少したものの、平成20年には再び増加し、その保育サービスの量的な拡充に関わらず、現在も約2.0万人(平成20年4月現在)の待機児童が存在している。</p> <p>現在の約2.0万人の待機児童の状況等を分析すると以下の問題があり、これらの問題に対応することが必要である。</p> <p>① 低年齢児(0~2歳)の待機児童数が全体の約76%</p> <p>② 待機児童が多い地域の固定化 →待機児童50人以上の特定市区町村(84市区町村)で待機児童総数の約76%を占める。</p>					
	<p>【保育所入所待機児童 2万人の内訳】</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>3歳以上児</td> <td>4千人</td> <td>1千人</td> </tr> <tr> <td>低年齢児 (0~2歳児)</td> <td>11千人 (待機児童全体の約6割)</td> <td>4千人</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">特定市区町村(84か所)</p> <p>※ 特定市区町村の待機児童数は、全待機児童数のうち約8割。 ※ 低年齢児の待機児童数は、全待機児童数のうち約8割。</p> <p>待機児童の解消がなかなか進まない理由としては、女性の就業率の伸びなどに伴う保育需要の増大がある。</p> <p>※ 自治体によって事情は異なるため、待機児童の解消が進まない理由については、一概には言えないが、例えば、</p> <p>① 保育所等の保育サービスが整うにつれて、子どもを預けて働きたいという保護者の潜在的な保育需要が顕在化していくこと、</p> <p>② 経済状況の悪化などによる保育需要の増加に対して、自治体の財政状況や保育所に適した土地の確保の困難性などから、短期的に多くの保育所を整備することが困難であること、</p>	3歳以上児	4千人	1千人	低年齢児 (0~2歳児)	11千人 (待機児童全体の約6割)
3歳以上児	4千人	1千人				
低年齢児 (0~2歳児)	11千人 (待機児童全体の約6割)	4千人				

などがあげられる。

したがって、希望するすべての人が子どもを預けて働くことができるためのサービスの受け皿を確保し、待機児童をゼロにするため、「新待機児童ゼロ作戦」(平成20年2月27日厚生労働省策定)に基づき、女性の就業率の高まりに応じて必要となるサービスの中長期的な潜在的な需要を踏まえた目標値(保育サービス(3歳未満児)の提供割合を20%から38%にすること)を設定するとともに、地域の実情に応じて必要な保育サービスを提供できるよう、保育所の整備のみならず、家庭的保育事業(保育ママ)などの提供手段の多様化等を図ることが必要である。

また、市町村等が次世代育成支援対策推進法に基づき、後期行動計画を策定するに当たって、「行動計画策定指針」の参酌標準などを踏まえ、各市町村における家族類型ごとの潜在需要の把握をした上で、保育サービスの拡大を推進することとしている。

【有効性の観点】

保育所受入児童数については、平成16年4月から平成20年4月までの4年間で約5万5千人の増となっており、保育所の整備は計画的かつ着実に進んでいる。また、保育所定員数を増加する中で、待機児童の多い3歳未満児への保育サービス提供割合についても毎年増加していることから、現在の施策は目標達成にあたり有効であると評価できる。

【効率性の観点】

「子ども・子育て応援プラン」・「新待機児童ゼロ作戦」において、待機児童の多い市町村を中心に重点的に受入児童数の拡大を図る方向性を示した。その結果、都市部を中心に待機児童の多い地域における重点的な保育所の整備が進み、平成19年度時点までは徐々に特定市区町村の数が減少しており、効率的な保育所整備が進んでいると評価できる。

しかし、平成20年度には再び増加し、特定市区町村が84に上っており、都市部を中心とした待機児童の多い地域における重点的な保育所整備に係る支援を改善し、さらに推し進めていく必要がある。

【総合的な評価】

上記のとおり、保育所の整備が進み、保育サービス(3歳未満児)の提供割合については増加しているものの、平成22年度に目標としている数値26%にはまだ開きがある。また経済状況の悪化等により保育需要が増大していることを踏まえて、目標達成には、現在の保育所の整備等に係る支援策につき、内容などの改善が必要である。

そこで、現在取り組んでいる「新待機児童ゼロ作戦」を加速化し、平成22年度までの集中重点期間において15万人分の保育所の整備等を推進することなどを目的として、平成20年度第2次補正予算及び平成21年度第一次補正予算において「安心こども基金」(総額2,500億円)を創設し、保育所、家庭的保育(保育ママ)、認定こども園などの整備に係る支援を行うとともに、その支援に当たっても、都市部を中心とした待機児童の多い地域においても、保育所等の整備が進むよう、

- ・ 待機児童が多く財政力が乏しい市町村における保育所の新設等に係る追加的財政措置(市町村負担を1/4から1/12に)、
- ・ 賃貸物件による保育所の整備を促進するための賃借料、改修費等に係る新たな補助、
- ・ 保育所の分園の整備に係る新たな財政支援

など、その支援内容についても、改善を図ったところである。

なお、現在、社会保障審議会少子化対策特別部会において行われている、次世代育成支援のための新たな制度体系の設計に係る検討においても、現行の保育制度の課題でもある、スピード感あるサービス量の抜本的拡充方策などについて議論しているところである。

【評価結果の分類】

- i 施策目標の終了・廃止を検討(該当する場合に○)
- ii 施策目標を継続(該当する場合に次のいずれか1つに○)
 - (イ) 施策全体として予算規模の縮小等の見直しを検討
 - (ロ) 見直しを行わず引き続き実施
 - (ハ) 施策全体として予算の新規要求、拡充要求等の見直しを検討
- iii 機構・定員要求を検討(該当する場合に○)

(理由)

すべき目標等

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期) ※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)						
		H16	H17	H18	H19	H20
1	3歳未満児への保育サービス提供割合(単位:%) (26%/平成22年度)	17.9% 【-】	18.6% 【-】	18.8% 【-】	20.3% 【-】	21.0% 【-】
2						
(調査名・資料出所、備考) ・指標1は、雇用均等・児童家庭局保育課の調べによる。 ・保育サービスの提供割合: 当該年齢の保育所利用児童数 ÷ 当該年齢の就学前児童数						

関係する施政方針演説等閣の重要政策	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
(主なもの)	子ども・子育て応援プラン	平成16年12月24日	子育て家庭が必要なときに利用できる保育サービス等の充実
	新待機児童ゼロ作戦	平成20年2月27日	保育所等の待機児童解消をはじめとする保育施策を質・量ともに充実・強化し、推進するための「新待機児童ゼロ作戦」を展開する。
	経済財政改革の基本方針2008	平成20年6月27日	待機児童ゼロに向け、保育サービスの充実を目指し(2010年に保育サービス利用率を20.3%から26%へ)、その財源の在り方について、社会保障国民会議の議決も踏まえ、抜本的税制改革において検討する。
	社会保障の機能強化のための緊急対策 ~5つの安心プラン~	平成20年7月29日	従来からの保育所定員の増員に加えて、自治体の積極的取組による認可保育所の緊急整備を促進するための支援、分園の緊急整備のための支援、認可保育所の設置等を促進するための沖縄の特別対策(20年度中の対応も検討)等の実施

平成21年度実績評価書要旨

評価実施時期:平成21年7月

担当部局名:雇用均等・児童家庭局

<p>施策名</p>	<p>児童虐待や配偶者による暴力等への支援体制の充実を図ること</p>	<p>政策体系上の位置付け</p> <p>基本目標 VI 男女がともに能力を発揮し、安心して子どもを産み育てるなどを可能にする社会づくりを推進すること</p> <p>施策目標 4 児童虐待や配偶者による暴力等の発生予防から保護・自立支援までの切れ目のない支援体制を整備すること (VI-4-1)</p>
<p>施策の概要</p>	<p>児童虐待を防止し、すべての子どもの健全な心身の成長、自立を促すため、虐待の「発生予防」から「早期発見・早期対応」、さらには虐待を受けた子どもの「保護・自立支援」に至るまでの切れ目のない総合的な支援体制を整備、充実させる。併せて、配偶者による暴力被害者の適切な保護及び自立に向けた支援のため、婦人相談所、婦人相談員、婦人保護施設における相談・保護の充実化を図る。</p>	
<p>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p>	<p>【評価結果の概要】</p> <p>【現状分析（施策の必要性）】</p> <p>児童虐待への対応については、平成12年11月に「児童虐待の防止等に関する法律（以下「児童虐待防止法」という。）」が施行され、その後平成16年には児童虐待防止法及び児童福祉法の改正が行われ、制度的な対応について充実が図られてきたところである。しかしながら、子どもの生命が奪われるなど、重大な児童虐待事件が跡を絶たず、全国の児童相談所における児童虐待に関する相談対応件数も増加を続け、平成20年度には児童虐待防止法制定直前の約3.7倍に当たる42,662（速報値）件となるなど、早急に取り組むべき社会全体の課題となっている。平成19年には、児童の安全確認等のための立ち入り調査等の強化、保護者に対する面会・通信等の制限の強化、保護者が指導に従わない場合の措置の明確化等を主な内容とした再度の法改正が行われ、平成20年4月に施行された。さらに、平成20年11月、新たな子育て支援サービスの創設、虐待を受けた子ども等に対する家庭の環境における養育の充実等の措置を講ずる「児童福祉法等の一部を改正する法律」が成立し、大部分が平成21年4月に施行されたところであり、虐待を受けた子どもたちへの支援を引き続き充実させることが必要である。</p> <p>また、配偶者からの暴力（以下「DV」という。）の問題については、平成13年4月に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「DV法」という。）」が成立し、同法において、婦人相談所、婦人相談員、婦人保護施設において、DV被害の相談・保護を行うこととされた。その後、平成16年12月と平成19年7月にDV法が改正され、DVの定義の拡大、保護命令制度の拡充、被害者の自立支援の明確化、市町村の役割強化が盛り込まれ、支援の充実を図ってきたところである。しかしながら、婦人相談所における夫等の暴力の相談件数は、平成13年度13,071件（19.2%）から平成19年度23,758件（30.7%）と増加しており、依然として早急に取り組むべき課題となっている。</p> <p>【有効性の観点】</p> <p>児童相談所における24時間365日体制確保などの児童相談所の体制強化や、小規模グループケアや地域小規模児童養護施設の設置数の増加による施設の小規模化も進んでいるところであり、子どもの生命に関わるような緊急時への対応や、保護した後のきめ細やかな対応ができる体制の整備が進展していると認められ、児童虐待の「発生予防」、「早期発見・早期対応」、子どもの「保護・自立支援」に有効であると評価できる。また、「婦人相談所及び婦人相談員における配偶者からの暴力被害者からの来所相談件数」の増加は、DV被害者への支援体制強化への取組に一定の成果を示すものである。</p> <p>【効率性の観点】</p> <p>児童相談所における24時間365日体制確保において、地域の実情に応じて必要な協力員の配置や代替職員の確保ができるなど柔軟な対応が可能となっており、効率的であると認められる。</p> <p>小規模グループケアや地域小規模児童養護施設の設置については、虐待を受けた子どもがより家庭的な環境で個別的な対応を受けやすくなるよう、平成20年6月に設置要件等を緩和したところであり、効率的であると認められる。</p> <p>また、婦人相談員の配置箇所数、配置数が年々増加しているが、「婦人相談所及び婦人相談員における配偶者からの暴力被害者からの来所相談件数」も増加していることから、DV被害者に対する支援が効率的に実施されていると評価できる。</p> <p>【総合的な評価】</p> <p>児童相談所における24時間365日体制が児童相談所を設置するすべての自治体で確保されている。しかしながら、全国の児童相談所における児童虐待に関する相談対応件数は増加し続けていることから、児童相談における相談体制を維持・促進するために継続して実施する必要がある。</p> <p>子どもの「保護・自立支援」については、児童虐待相談対応件数の増加等を踏まえると、今後とも、施設の小規模化や心理療法的担当職員の配置の推進等により、児童の実情に応じたきめ細かなケアを行う体制を整備していく必要がある。</p> <p>DV被害者支援における相談体制の整備は、家庭内に潜在するDV事案の顕在化を図る上で大変重要であるこ</p>	

とから、「婦人相談所及び婦人相談員における配偶者からの暴力被害者からの来所相談件数」が増加していることは、DV被害者への支援体制の充実が図られているものと評価できる。一方、保護・自立支援体制の充実を図るため行った、婦人保護施設における心理療法担当所員の常勤化等の補助事業の取組が進んでいないことから、今後、事業の普及・定着に向け、実施主体である各都道府県等と調整を図っていく必要がある。

【評価結果の分類】

- i 施策目標の終了・廃止を検討（該当する場合に○）
- ii 施策目標を継続（該当する場合に次のいずれか1つに○）
 - (イ) 施策全体として予算規模の縮小等の見直しを検討
 - (ロ) 見直しを行わず引き続き実施
 - (ハ) 施策全体として予算の新規要求、拡充要求等の見直しを検討
- iii 機構・定員要求を検討（該当する場合に○）

(理由)

全体として、児童虐待やDVへの支援体制の充実といった施策目標の達成に向けて取組が進展してきているが、一方で都道府県によって取組の差があるなど、現在の施策を全国的により一層推進していく必要がある。

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期)		H16	H17	H18	H19	H20
※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)						
1	24時間365日体制が確保されている児童相談所を設置している都道府県・市割合(単位:%) (100%/平成21年度)	—	100 【—】	100 【—】	100 【—】	100 【—】
2	小規模グループケアや地域小規模児童養護施設の設置数 (単位:か所) (845か所/平成21年度)	280 【—】	375 【—】	440 【—】	503 【—】	617 【—】
3	配偶者からの暴力被害者からの来所相談件数 (単位:件) (前年度以上/毎年度)	20,119 【105.3 %】	21,125 【105.0 %】	22,315 【105.6 %】	23,758 【106.5 %】	集計中 【 %】
(調査名・資料出所、備考)						
<ul style="list-style-type: none"> ・指標1は、雇用均等・児童家庭局総務課の調べによる。平成16年度の数値は、事業が平成17年度開始のため、記載できない。 ・指標2は、雇用均等・児童家庭局家庭福祉課の調べによる。 ・指標3は、雇用均等・児童家庭局家庭福祉課の「婦人保護事業実施状況報告」による。平成20年度の数値は21年10月確定予定。 						

関係する施政方針演説等閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
	男女共同参画基本計画(第2次)(閣議決定)	平成17年12月27日	多様なライフスタイルに対応した子育て支援策の充実 ○児童虐待への取組の推進
	子ども・子育て応援プラン(少子化社会対策会議決定)	平成16年12月24日	虐待防止ネットワークを平成21年度までに全市町村で設置 ・乳児健診未受診児など生後4か月までの全乳児の状況把握を平成21年度までに全市町村で実施 ・育児支援家庭訪問事業を全市町村で実施 ・児童相談所の夜間対応等の体制整備を平成21年度までに全都道府県・指定都市で実施 ・児童家庭支援センターを平成21年度までに100か所整備
	新しい少子化対策について(少子化社会対策会議決定)	平成18年6月20日	(1) 子育て支援策 ⑦子育て初期家庭に対する家庭訪問を組み入れた子育て支援ネットワークの構築 (3) その他重要な施策 ④児童虐待防止対策及び要保護児童対策の強化
	第166回国会における安倍内閣総理大臣施政方針演説	平成19年1月26日	「児童相談所、警察、学校、NPOなどが連携して、子どもを虐待から守る地域ネットワークの市町村への設置を進めます」、「配偶者からの暴力や母子家庭など、困難な状況に置かれている女性に対し、行き届いたケアや自立支援を進めます」

平成21年度実績評価書要旨

評価実施時期:平成21年8月

担当部局名: 雇用均等・児童家庭局母子保健課

施策名	母子保健衛生対策の充実を図ること (VI-5-1)	政策体系上の位置付け
		基本目標 VI 男女がともに能力を発揮し、安心して子どもを産み育てるなどを可能にする社会づくりを推進すること 施策目標 5 母子保健衛生対策の充実を図ること
施策の概要	母性並びに乳児及び幼児の健康の保持、増進を図るために、不妊について悩む夫婦に対する相談体制の整備や特定不妊治療に要する費用の一部の助成、妊婦健診費用に対する公費補助等、母子保健衛生対策の充実のための施策を推進する。	
施策に関する 評価結果の すべき目標等	<p>【評価結果の概要】</p> <p>【現状分析（施策の必要性）】 近年、わが国における母と子の健康を取り巻く環境は変化してきており、個々の実情や地域の特性などに応じたきめ細やかな母子保健衛生対策の充実が急務となっている。 具体的には、女性の社会進出の進行等に伴う出産年齢の上昇等により、健康管理がより重要となる妊婦が増加傾向にあるとともに、経済的な理由等により健康診査を受診しない妊婦もみられ、母体や胎児の健康確保を図る上で、妊婦に対する保健指導及び健康診査の重要性、必要性が一層高まっている。 また、出産年齢の上昇や医療技術の進歩等によって、不妊治療を受ける夫婦の数が増加しており、特定不妊治療を受けた者の子の割合が年間出生数の約2%になるなど、特定不妊治療の果たす役割は大きくなっており、不妊治療を受ける者への精神的、経済的な支援を適切に行うことも重要である。</p> <p>【有効性の観点】 母子保健の水準を示す指標の1つである妊産婦死亡率について、他の先進国に比べても常に低率を維持し(注)、平成19年(2007年)においては過去最低の3.1を記録したことの要因の1つとして、各種母子保健施策を着実に実施してきたことがあげられることから、取組は有効であると評価できる。</p> <p>(注) 主要先進国の妊産婦死亡率 アメリカ 9.4 [2002年]、イギリス 7.7 [2004年]、フランス 7.4 [2003年]、ドイツ 5.2 [2004年]、イタリア 3.2 [2002年]、カナダ 6.9 [2003年]</p> <p>【効率性の観点】 母子保健衛生対策は、事業の目的により、実施主体が都道府県(指定都市、中核市)又は市町村と異なるが、その目的に沿った事業の実施が図られており、結果として、妊産婦死亡率も低率を維持していることから、取組は効率的であると評価できる。</p> <p>【総合的な評価】 以上のとおり、母子保健衛生対策については、有効的・効率的に実施され、その充実が進められていると評価できる。 一方で、今後の課題としては、妊婦健診の公費負担の回数や内容、不妊専門相談センターの設置状況等について、自治体によって差があることがあげられる。各母子保健事業が適切に実施されるよう、各自治体に対して働きかけを行うことが必要である。</p> <p>【評価結果の分類】</p> <p>i 施策目標の終了・廃止を検討(該当する場合に○) ii 施策目標を継続(該当する場合に次のいずれか1つに○) (イ) 施策全体として予算規模の縮小等の見直しを検討 (ロ) 見直しを行わず引き続き実施 (ハ) 施策全体として予算の新規要求、拡充要求等の見直しを検討 iii 機構・定員要求を検討(該当する場合に○) (理由) 全体として、母子保健衛生対策の充実という施策目標の達成に向けて取組が進展しており、現在の施策を引き続き推進していく必要がある。</p>	

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期) ※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)						
		H16	H17	H18	H19	H20
1	妊産婦死亡率の減少 (前年以下/毎年)	4.3	5.7	4.8	3.1	(集計中)
		【-】	【67.4%】	【115.7%】	【135.4%】	【-】
(調査名・資料出所、備考)						
<ul style="list-style-type: none"> 指標1は、人口動態調査による。 指標1の平成20年の数値は平成21年9月頃確定。 妊産婦死亡率 = (1年間の妊産婦死亡数 / 1年間の出産数) × 10万 						

関係する施政方針演説等 の重要政策 (主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
	「生活対策」(新たな経済対策に関する政府・与党会議、経済対策閣僚会議合同会議決定)第171回国会における麻生内閣総理大臣施政方針演説	平成20年10月30日	「安心・安全な出産の確保 ー妊婦健診の無料化等に向けた取組の推進」
		平成21年1月28日	「少子化対策については、妊婦健診を十四回分すべて無料にします。」

平成21年度実績評価書要旨

評価実施時期:平成21年8月

担当部局名: 社会・援護局保護課

<p>施策名</p>	<p>生活困窮者に対し適切に福祉サービスを提供すること (Ⅶ-1-1)</p>	<p>政策体系上の位置付け 基本目標 Ⅶ 利用者の視点に立った質の高い福祉サービスの提供等を図ること 施策目標 1 生活困窮者に対し適切に福祉サービスを提供すること</p>
<p>施策の概要</p>	<p>生活保護制度は、利用し得る資産、稼働能力、他法他施策などを活用してもなお最低限度の生活を維持できない者に対し、その困窮の程度に応じて保護を行い、最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。</p>	
<p>施策に関する評価結果のすべき目標等</p>	<p>【評価結果の概要】</p> <p>【現状分析（施策の必要性）】 生活保護制度は、利用し得る資産、稼働能力、他法他施策などを活用してもなお最低限度の生活を維持できない者に対し、困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とするもので、社会保障制度の最後のセーフティネットとも言われている。 2008年の世界的な金融危機の影響等による厳しい雇用失業情勢の中、政府は職や住まいを失った方々について、雇用施策、福祉施策などにより、就職活動や住宅・生活に関する支援を緊急的に実施している。これらの施策を活用してもなお生活に困窮する方々に生活を保障するのが生活保護制度である。生活保護受給者は増加傾向が続いており、2009年4月の被保護人員は約166万人となっている。 急増する生活保護受給者に対しては、必要な保護を行うとともに、生活保護受給者ができる限り就労し、自立した生活を取り戻せるよう支援することが重要である。特に厳しい雇用失業情勢の中で離職された生活保護受給者が早期に就労の場を得ることができるよう、ハローワーク等関係機関と連携を図りつつ積極的に自立支援の取組を進めている。 また、生活保護制度が最後のセーフティネットとしての役割を果たし続けるためには、生活保護を受けるべき者が受け（漏給防止）、受けるべきでない者が受けない（濫給防止）ことも重要であり、そのための取組を進める必要がある。</p> <p>【有効性の観点】 自立支援プログラムは、単に就労による経済的自立を目指すだけでなく、生活保護受給者の抱える多様な課題を踏まえ、個々の被保護者の状況に応じた自立を早期に支援する仕組みとして、これを受ける生活保護受給者及びこれを実施する生活保護の実施機関の双方にとって有効なものである。</p> <p>【効率性の観点】 生活保護受給者への支援については、これまで担当職員個人の努力や経験に依存して行われてきた面があるが、担当職員の努力により培われた経験や他の実施機関での取組の事例等を自立支援プログラムの内容に反映させていくことにより、こうした経験等を組織全体として共有することが可能となり、自立支援の組織的対応や効率的な実施につなげることが可能となった。</p> <p>【総合的な評価】 自立支援プログラムには、就労による経済的自立のためのプログラムのみならず、日常生活において自立した生活を送ることを目指すプログラム、地域社会の一員として充実した生活を送ることを目指すプログラムがあり、各プログラムの目的・内容が様々であることから、定量的な判断は困難であるが、導入初年である平成17年度の参加者28,028人に比べ、平成18年度の参加者は60,555人、平成19年度の参加者は76,695人、平成20年度の参加者は107,554人と増えている。また、自立支援プログラムにより就職・増収した者の数も、平成18年度は13,865人、平成19年度は14,308人、平成20年度は15,693人と増えていることから、生活保護受給者の自立の助長に資していると認められる。 他方で、「生活保護制度に関する国と地方の協議の取りまとめ」（平成21年3月23日）においては、①就労意欲の十分でない者や、様々な就労阻害要因を抱える者など既存の就労支援で対応しにくいケースの就労支援の推進、②若齢世代の自立支援を充実させるため、教育部門との連携、支援体制の強化等の総合的な取組等についての指摘がなされている。これらの課題に対応するため、平成21年度においては、就労意欲喚起等支援事業の実施、子どもの健全育成プログラムの策定等に取り組みこととし、生活保護受給者の状況に応じたきめ細かい支援を行うこととしている。 また、就労又は増収した生活保護受給者は増加してきているが、就労による経済的自立のためのプログラム参加者の伸びと、当該プログラムに参加して就労又は増収した者の伸びを比べると、就労又は増収した者の伸びの方が小さくなっており、就労支援のより一層の強化が必要である。そのため、就労支援の中心的な担い手</p>	

となっている就労支援員の能力の向上、標準化を図るため、平成21年度においては就労支援員を対象とした全国研修会を実施することとしている。

【評価結果の分類】

- i 施策目標の終了・廃止を検討（該当する場合に○）
- ii 施策目標を継続（該当する場合に次のいずれか1つに○）
 - (イ) 施策全体として予算規模の縮小等の見直しを検討
 - (ロ) 見直しを行わず引き続き実施
 - (ハ) 施策全体として予算の新規要求、拡充要求等の見直しを検討
- iii 機構・定員要求を検討（該当する場合に○）

(理由)

自立支援プログラムは、平成17年度に開始し、現在着実に実績を上げつつある。生活保護を取り巻く状況を考慮すると、引き続き自立支援プログラムによる自立支援を推進する必要がある。

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期) ※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)					
	H16	H17	H18	H19	H20
1 自立支援プログラムの各年度の参加者数(単位:人) (前年度以上/毎年度)	—	28,208 【—】	60,555 【216.0%】	76,695 【127.0%】	107,554 【140.2%】
2 自立支援プログラムにより就職・増収した者の数(単位:人) (前年度以上/毎年度)	—	—	13,865 【—】	14,308 【103.2%】	15,693 【109.7%】

(調査名・資料出所、備考)

- ・指標1は、社会・援護局調べによるものであり、自立支援プログラムの導入を推進することとした平成17年度からのものである。
- ・指標1は、毎年12月末現在の数値である。
- ・指標2は、社会・援護局調べによるものであり、平成18年度からのものである。
- ・指標2は、毎年12月末現在の数値である。

※「自立支援プログラム」とは、保護の実施機関が管内の生活保護受給者世帯全体の状況を把握した上で、生活保護受給者の状況や自立阻害要因について類型化を図り、それぞれの類型ごとに取り組むべき自立支援の具体的内容及び実施手順を定め、これに基づき個々の生活保護受給者に必要な支援を組織的に実施するものである。

関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
	経済財政改革の基本方針2007	平成19年6月19日	・『「福祉から雇用へ」推進5か年計画』の策定 厚生労働省を中心に、母子家庭、生活保護世帯、障害者等の就労移行について、5年後の具体的目標を平成19年内に策定する。平成19年度～21年度を目標実現の集中戦略期間として、就労支援体制の全国展開、ハローワークを中心としたチーム支援、関係者の意識改革のための情報提供・支援のネットワークづくり等を推進する。」
	「福祉から雇用へ」推進5か年計画	平成19年12月26日	・「平成19年度までに生活保護の就労支援プログラムを全自治体で策定するとともに、当該プログラムの一環である生活保護受給者等就労支援事業の支援対象者の就職率を平成21年度までに、60%に引き上げること等により、生活保護の被保護者の就労を推進する。」

平成21年度実績評価書要旨

評価実施時期:平成21年8月

担当部局名: 社会援護局地域福祉課

<p>施策名</p>	<p>地域社会のセーフティネット機能を強化し、地域の要援護者の福祉の向上を図ること (VII-2-1)</p>	<p>政策体系上の位置付け 基本目標 VII 利用者の視点に立った質の高い福祉サービスの提供等を図ること 施策目標 2 地域社会のセーフティネット機能を強化し、地域の要援護者の福祉の向上を図ること</p>
<p>施策の概要</p>	<p>地域社会のセーフティネット機能を強化し、地域の要援護者の福祉の向上に資することを目的として、日常生活自立支援事業等の要援護者の自立に向けた事業を実施する。</p>	
<p>施策に関する評価結果のすべき目標等</p>	<p>【評価結果の概要】</p> <p>【現状分析（施策の必要性）】 地域社会の支えを必要とする要援護者の自立・就労を支援するため、福祉サービスの利用援助や苦情解決、住民が相互に支え合う地域づくりの支援等により、地域社会におけるセーフティネット機能を整備することが期待されている。 しかしながら、少子高齢化の進行や地域の連帯感の希薄化の問題、高齢化や障害者等の電球交換といった軽微な生活課題など既存の制度のみでは充足できない問題や制度の狭間にある問題など多くの課題があり、地域における支え合いの強化が求められている。</p> <p>【有効性の観点】 ホームレス総合相談推進事業等を通してホームレス自立支援センターに入所した者のうち、平成20年度中に退所した者の約60%が、就労又は福祉等の措置により自立を果たしていることから、その事業に有効性があると認められる。 運営適正化委員会における苦情受付件数に占める解決件数の割合は、これまで95%以上と高い数字を維持してきており、その有効性が認められる。</p> <p>【効率性の観点】 ホームレス総合相談推進事業等によりホームレスの各人の状況に応じた取組を行っており、効率的に自立が図られていると評価できる。 福祉サービス利用者からの苦情については、事業者自身がその解決に努めることとされており、都道府県社会福祉協議会に置く運営適正化委員会が実施する苦情解決は、その補完的役割を担うものであり、このような仕組みのもと、効率的な事業実施を図っていると認められる。</p> <p>【総合的な評価】 ホームレス自立支援センターを利用し、就労及び福祉等の措置により退所した者の数が増加しており、着実に事業が行われていると評価できる。今後もホームレス個々の状況に応じ、自立に向けた支援を行うとともに、退所した者が再び路上に戻ることはないよう、アフターケアが必要な者には定期的な訪問等を実施し、生活上の相談・助言等を行うことが必要である。 運営適正化委員会における苦情受付件数は、ここ数年横ばいであり、その解決件数の割合は高水準を維持しているため、福祉サービス利用者からの苦情解決に向けて適切に努めていると評価できる。今後とも、高い解決率を維持しつつ、福祉サービスの利用者に対し、本制度の周知に努める必要がある。</p> <p>【評価結果の分類】</p> <p>i 施策目標の終了・廃止を検討（該当する場合に○）</p> <p>ii 施策目標を継続（該当する場合に次のいずれか1つに○） <input type="checkbox"/> 施策全体として予算規模の縮小等の見直しを検討 <input type="checkbox"/> 見直しを行わず引き続き実施 <input checked="" type="checkbox"/> 施策全体として予算の新規要求、拡充要求等の見直しを検討</p> <p>iii 機構・定員要求を検討（該当する場合に○）</p> <p>(理由) 個別目標1については、ホームレス数が減少していることから、現行のホームレス事業が有効に機能してい</p>	

ることが評価できるため、引き続き施策目標として継続、実施するが、現下の厳しい雇用情勢の中、解雇や派遣労働者の雇止め等により、今後ホームレス等の増加が考えられるため、事業の拡充を予定している。

個別目標2については、運営適正化委員会における苦情受付件数に占める解決件数の割合は、これまで95%以上と高い数字を維持してきており、現行の苦情解決事業が有効に機能していると評価できるため、引き続き施策目標として継続、実施する。

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期) ※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)						
		H16	H17	H18	H19	H20
1	全国のホームレスの数(人) (前年以下/毎年)	—	—	—	18,564 【—】	16,018 【114%】
2	ホームレス自立支援センター退所者のうち、就労及び福祉等の措置により退所した者の割合(%) (60%以上/毎年度)	64 【107%】	61 【102%】	59 【98%】	59 【98%】	58 【97%】
3	福祉サービスに関する苦情受付件数に占める解決件数の割合(単位:%) (95%以上/毎年度)	95.7 【100.7%】	95.0 【100.0%】	96.7 【101.8%】	95.1 【100.1%】	96.6 【101.7%】

(調査名・資料出所、備考)

- 指標1は、ホームレスの実態に関する全国調査により各自治体が調査した数値を社会・援護局地域福祉課において取りまとめたものであり、平成19年、平成20年は共に1月の数値である。なお、平成16年～18年は調査を実施していない。
【参考】厚生労働省ホームページ
<http://www.mhlw.go.jp/bunya/seikatsuhogo/homeless.html>
- 指標2は、各自治体が調査した数値を社会・援護局地域福祉課で取りまとめたものである。
- 指標3は、社会福祉法人全国社会福祉協議会調べによるもので、運営適正化委員会における苦情受付件数に占める解決件数の割合を記載している。なお、「運営適正化委員会」とは、福祉サービスに関する苦情の解決のあっせん等を行う組織で、社会福祉法第83条に基づき、都道府県社会福祉協議会に設置されている。

関係する施政方針演説等閣の重要政策 (主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)

平成21年度実績評価書要旨

評価実施時期:平成21年8月

担当部局名: 社会・援護局福祉基盤課

<p>施策名</p>	<p>社会福祉に関する事業に従事する人材の養成確保を推進すること等により、より質の高い福祉サービスを提供すること</p> <p>(VII-4-1)</p>	<p>政策体系上の位置付け</p> <p>基本目標 VII 利用者の視点に立った質の高い福祉サービスの提供等を図ること</p> <p>施策目標 4 福祉サービスを支える人材養成、利用者保護等の基盤整備を図ること</p>
<p>施策の概要</p>	<p>より質の高い福祉サービスを提供するため、社会福祉に関する専門性を持った人材の養成、福利厚生の実施等による社会福祉事業従事者の確保、福祉サービスの質の向上のための措置の援助等を行う。</p>	
<p>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p>	<p>【評価結果の概要】</p> <p>【現状分析（施策の必要性）】</p> <p>近年、少子・高齢化の進展により福祉人材への期待が高まってきている。特に介護保険制度の見直しや障害者自立支援法の制定等に伴い、多様化・高度化する介護・福祉ニーズに対応するための高い倫理と技術を修得した人材が求められており、その中核的役割を担うものとして、介護福祉士及び社会福祉士を養成し、その資質の確保・向上を図ることが必要である。</p> <p>また、介護保険制度の見直し、障害者自立支援法の制定等、福祉サービスの利用に係る制度改正が行われた中で、引き続き、福祉サービスの質の向上と利用者保護が重要となっているが、このような状況の中で、福祉サービス第三者評価事業については、平成16年5月7日に発出した「福祉サービスの第三者評価事業に関する指針について（通知）」に基づき、各都道府県等において事業の実施体制の整備に向けた取組が行われている。</p> <p>【有効性の観点】</p> <p>質の高い福祉・介護サービスを確保するためには、サービスの担い手となる人材の資質の向上を図ることが不可欠の要素であり、こうした意味で、福祉・介護サービスの現場において、社会福祉士及び介護福祉士の確保を進めていくことは重要である。実際に福祉・介護分野で就業している介護福祉士及び社会福祉士は、平成17年以降着実に増加しており、一定の専門性を有する有資格者による質の高い福祉・介護サービスの提供という面で有効性が認められる。</p> <p>【効率性の観点】</p> <p>福祉・介護分野で就業している介護福祉士及び社会福祉士の就業者数は、平成17年以降着実に増加しており、質の高い福祉・介護サービスを提供するための基盤整備の推進について、効率的に進められていると評価できる。</p> <p>【総合的な評価】</p> <p>高齢化の進行等に伴い、国民のニーズに対応できる質の高い福祉・介護人材を安定的に確保していくことが求められる一方、福祉・介護分野では、他産業と比べ、離職率が高い、給与をはじめ処遇が厳しいといった様々な課題を抱えている。</p> <p>このような状況のなか、福祉・介護サービスの現場に就業している有資格者数の推移についてみると、平成17年から平成19年までの間で、社会福祉士約0.2万人、介護福祉士約10万人が増加しているが、さらに有資格者の参入を促進し、定着を支援することが必要である。</p> <p>このような観点から、介護福祉士及び社会福祉士のさらなる資質の向上を図り、資格に対する社会的な評価を高めていくため、平成19年度には、「社会福祉士及び介護福祉士法」の一部を改正し、資格取得方法の見直しを行うとともに、教育カリキュラムの見直しを行ったところである。</p> <p>さらに、質の高い福祉・介護人材の確保を図るため、</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 介護報酬のプラス3.0%改定による介護人材の処遇改善 ○ 雇用管理改善に取り組む事業主に対する支援 ○ 介護福祉士等の養成校に通う学生に対する修学資金の貸付け ○ 潜在的介護福祉士等の再就業を支援するための研修の実施 <p>等の総合的な人材確保対策を講じているところであり、これらを通じて、引き続き、より一層質の高い福祉・介護サービスの確保を図ることとしている。</p> <p>【評価結果の分類】</p> <p>⋮ i 施策目標の終了・廃止を検討（該当する場合に○）</p> <p>⊙ ii 施策目標を継続（該当する場合に次のいずれか1つに○）</p> <p>⋮ (イ) 施策全体として予算規模の縮小等の見直しを検討</p>	

○見直しを行わず引き続き実施

(八) 施策全体として予算の新規要求、拡充要求等の見直しを検討

iii 機構・定員要求を検討(該当する場合に○)

(理由)

個別目標に係るアウトカム指標1及び2(介護福祉士及び社会福祉士就業者数)については、毎年度就業者数が増加していることから、現行の人材確保対策は有効であると評価できるため、引き続きこれに関する事業を継続、実施する。

個別目標に係るアウトプット指標(第三者評価受審件数)については、平成20年度に限れば受審件数は前年度に比べて減少しているが、この5年間を通じればおおむね増加傾向にあり、また、サービスの質の向上を図っていくためには、本事業を実施していくことは重要であることから、引き続きこれに関する事業を継続、実施する。

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

施策目標に係る指標

(達成水準/達成時期)

※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)

		H16	H17	H18	H19	H20
1	介護福祉士就業者数(単位:人) (前年度以上/毎年度)	- 【-】	313,222 【-】	357,909 【114.3%】	414,149 【115.7%】	- 【-】
2	社会福祉士就業者数(単位:人) (前年度以上/毎年度)	- 【-】	20,728 【-】	20,481 【98.8%】	22,534 【110.0%】	- 【-】

(調査名・資料出所、備考)

- ・指標1及び2は、「介護サービス施設事業所調査(厚生労働省大臣官房統計情報部)」及び「社会福祉施設等事業所調査(厚生労働省大臣官房統計情報部)」によるものであり、毎年10月1日現在の数値である。
- ・各年の数値は、「介護サービス施設事業所調査」及び「社会福祉施設等事業所調査」において、把握できる有資格取得者の数(実人員)を合算したものである。
- ・指標1は、介護保険施設等において、介護の業務に従事している者のうち、介護福祉士有資格者数(実人員)である。
- ・指標2は、社会福祉施設等において、相談援助業務に従事している者のうち、社会福祉士有資格数(実人員)である。
- ・平成16年の数値については、「社会福祉施設等事業所調査」において、有資格者数を調査していないため「-」とした。
- ・平成20年の数値については、調査結果が出ていないため「-」とした。

(参考)アウトプット指標

(達成水準/達成時期)

※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)

		H16	H17	H18	H19	H20
1	第三者評価受審件数 (単位:件) (前年度以上/毎年度)	60	1,67 【2798.3%】	1,964 【117.0%】	2,835 【144.3%】	2,750 【97.0%】

(調査名・資料出所、備考)

- ・指標1は、社会福祉法人全国社会福祉協議会調べによる。

	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	社会保障の機能強化のための緊急対策~5つの安心プラン~	平成20年7月29日	「1 高齢者が活力を持って、安心して暮らせる社会」 ・「介護労働者の人材確保及び雇用管理改善の支援」 ・「福祉・介護サービス従事者の確保・養成の推進」

平成21年度実績評価書要旨

評価実施時期：平成21年8月

担当部局名：社会・援護局 援護企画課外事室

<p>施策名</p>	<p>戦没者の遺骨の収集等を行うことにより、戦没者遺族を慰藉すること (VII-5-2)</p>	<p>政策体系上の位置付け 基本目標 VII 利用者の視点に立った質の高い福祉サービスの提供等を図ること 施策目標 5 戦傷病者、戦没者遺族、中国残留邦人等を援護するとともに、旧陸海軍の残務を整理すること</p>
<p>施策の概要</p>	<p>戦没者遺族の慰藉を目的として、戦没者の遺骨収集等の迅速かつ適切な実施、慰霊巡拝、慰霊友好親善事業の着実な実施及び慰霊碑の適切な維持管理等を行う。</p>	
<p>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p>	<p>【評価結果の概要】 【現状分析（施策の必要性）】 戦没者の遺骨については、相手国の事情や海没その他の自然条件等により収集できない地域が残されているという事情はあるものの、未だ多くの海外戦没者遺骨が海外に残されていることから、遺骨収集の促進に努めている。しかしながら、戦後60年以上が経過し、遺骨等の所在に関する情報が減少するとともに、戦没者の遺族の高齢化が進んでいることから、これらの施策を、より迅速かつ着実に実施することが求められている。そこで、南方地域においては、集中的な情報収集を行うとともに、ソ連抑留中死亡者の遺骨収集については、平成3年に日ソ両国間で協定が締結されて以降に実施した一次調査で再調査が必要とされた埋葬地について、現地の事情に詳しい関係者の調査同行等の協力をロシア政府に求めており、迅速な遺骨収集の実施に努めている。 硫黄島等全15箇所に建立した戦没者慰霊碑は、戦没者遺族の慰藉上重要なものであり、今後も適切に維持管理を行う必要がある。これらについては、それぞれ建立地の関係機関等と維持管理に関する委託契約を締結し、維持管理が適切に行われるよう努めている。 【有効性の観点】 戦没者遺族の慰藉のためには、戦没者の遺骨を収集して遺族に引き渡すことや、旧主戦場地域において遺族が慰霊を行うことが望まれており、このためには、遺骨収集事業をできる限り推進するとともに、慰霊巡拝事業については遺族が参加しやすい仕組みを整備することが必要である。 遺骨収集については、外交努力により収集の促進に努めているほか、NPO法人等の協力を得た情報収集を実施する等により実績を上げており、また、慰霊巡拝については、参加遺族決定の手続を弾力化して遺族を参加しやすくしたことから、いずれも施策目標の実現に有効であると評価できる。 【効率性の観点】 遺骨収集等事業について、南方地域においては、平成18年度から実施している海外未送還遺骨の集中的な情報収集を行い、これに基づく収集を行うとともにソ連抑留中死亡者の遺骨収集についても、収集可能と判断された埋葬地につき、計画的に収集を実施しており、効率的に行っているといえる。 【総合的な評価】 戦没者の遺骨収集や、慰霊巡拝、慰霊友好親善事業の着実な実施等により、特に遺骨収集数が前年度から大幅に増加するなど、戦没者遺族の慰藉という目標の達成に向けて進展があった。 平成20年度においては、慰霊巡拝については全14回、遺骨収集等事業については全26回実施し、遺族の慰藉に進展があったことから、今後も着実に実施していくこととしたい。 【評価結果の分類】 i 施策目標の終了・廃止を検討（該当する場合に○） ii 施策目標を継続（該当する場合に次のいずれか1つに○） （イ）施策全体として予算規模の縮小等の見直しを検討 （ロ）見直しを行わず引き続き実施 （ハ）施策全体として予算の新規要求、拡充要求等の見直しを検討 iii 機構・定員要求を検討（該当する場合に○） （理由）遺骨収集に関しては、平成18年度から南方地域に関して「海外未送還遺骨の情報収集事業」を実施し、現地情報を積極的に収集する体制を確立し、遺骨収集の促進を図っているところである。またNPO法人等民間団体との連携強化に努めた結果、収集実績があがってきたところである。しかしながら、未だ多くの遺骨が残されている現状にあり、遺骨収集の推進に向けて予算の大幅増額や体制の整備など、さらなる強化策を検討しているところである。 【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p>	

施策目標に係る指標 (達成水準／達成時期) ※【】内は、目標達成率(実績値／達成水準)						
		H16	H17	H18	H19	H20
1	遺骨収集数(単位:柱) (過去5年間の平均収集数以上/ 毎年度)	1,151 【57%】	604 【33%】	640 【38%】	760 【60%】	2,038 【230%】

(調査名・資料出所、備考)

指標1は、社会・援護局援護企課外事室調べによる。

参考統計						
		H16	H17	H18	H19	H20
1	遺骨収集等事業の実施数(単位: 回)	35	27	26	27	26

(調査名・資料出所、備考)

指標1は、社会・援護局援護企課外事室調べによる。

	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	なし		

平成21年度実績評価書要旨

評価実施時期:平成21年8月

担当部局名: 社会・援護局障害保健福祉部 企画課

<p>施策名</p>	<p>障害者の地域における自立を支援するため、障害者の生活の場、働く場や地域における支援体制を整備すること</p> <p>(VIII - 1 - 1)</p>	<p>政策体系上の位置付け</p> <p>基本目標 VIII 障害のある人も障害のない人も地域でともに生活し、活動する社会づくりを推進すること</p> <p>施策目標 1 必要な保健福祉サービスが的確に提供される体制を整備し、障害者の地域における自立を支援すること</p>
<p>施策の概要</p>	<p>障害者の就労支援の強化や地域生活への移行の推進等を通じ、障害者が安心して暮らすことのできる地域社会の実現を目指す。</p>	
<p>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p>	<p>【評価結果の概要】</p> <p>【現状分析（施策の必要性）】</p> <p>○ 我が国の障害保健福祉施策では、ノーマライゼーションの理念に基づき、従来の「施設収容型の福祉」から「地域生活の支援」へ向けて、さまざまな改革を行ってきた。 特に平成12年の社会福祉基礎構造改革では、「障害の有無や年齢にかかわらず、その人らしい安心のある生活を送れるよう自立を支援すること」という基本理念を示し、その一環として平成15年には措置制度から利用契約制度（支援費制度）を導入した。</p> <p>○ この支援費制度の導入により、利用者がサービスを選択できる仕組みとなったが、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者の支援の必要性にかかわらず、長期間にわたり同じ施設を利用し続けるなど、本来のサービスが想定している機能と利用者の実態が乖離したり、 ・ 障害者が地域で生活するために必要なサービスが不足している、 <p>など、障害者が地域で生活を送ることができるようにするための支援が不十分である状況が見られたほか、多くの障害者が就労を希望する一方で、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 養護学校（現特別支援学校）の卒業生数の半数以上が福祉施設に通うとともに、 ・ 就職のために施設を退所する障害者が1%程度にとどまっている、 <p>など、就労意欲のある障害者の自立への支援が必ずしもできていない状況も見られた。</p> <p>○ こうした状況を踏まえ、平成18年4月に障害者自立支援法が施行された。 同法は、支援費制度における課題を解決し、障害者の地域での安心した暮らしを支援できるよう、従前の制度について抜本的な改革を行ったものである。 特に、グループホーム・ケアホームなどの障害者が地域で生活するために必要な事業や、障害者が自らの能力を存分に発揮し、就労を通じた自立を支援することができるよう、一般就労への移行を支援するための事業を創設するなど新たな課題に対応するための支援を創設するとともに、サービスの地域的な偏在や不足を解消するため、各自治体において平成18年度から3年毎の障害福祉計画を策定することとし、計画的にこれらのサービスの提供基盤の強化を図ることとした。</p> <p>○ 同法の施行後、各自治体において計画に基づくサービス提供基盤の強化に取り組んできたほか、国においても障害保健福祉関係予算について毎年度着実な伸びを確保するなど、サービスの充実を図ってきたところであるが、同法が施行されてから3年が経過したばかりであり、法の目的を達成するため、引き続き全国的なサービス提供基盤の強化を行っていくことが必要である。</p> <p>○ また、障害者自立支援法については、法附則における施行後3年の見直し規定を踏まえ、制度全般にわたる見直しを行うこととされていた。 これを受け、平成21年3月末には、社会保障審議会障害者部会報告書や「与党障害者自立支援に関するプロジェクトチーム」による「障害者自立支援法の抜本見直しの基本方針」等を踏まえ、障害者が地域で安心して暮らすために必要な相談支援の充実や地域移行のための相談支援の創設、障害者の地域移行の受け皿となっているグループホーム・ケアホームを利用する際の助成の創設など、障害者の地域における自立した生活のための支援の一層の充実等を内容とする、「障害者自立支援法等の一部を改正する法律案」を第171回通常国会に提出したところである。（衆議院解散に伴い廃案）</p> <p>【有効性の観点】</p> <p>○ 施設に入所等をしてきた障害者の地域生活への移行を進めるには、退所後の単身での生活に不安がある障害者のために、介護などの一定の支援を受けながら安心して暮らせる場を確保することが必要である。</p>	

また、障害者の地域における自立した生活を実現するためには、生活に必要な所得が確保されることが重要であるが、稼働収入(給与や賃金)を得ながら生活することを望んでいる障害者は約75%に及んでおり(※)、就労を通じた自立を支援することが必要であるといえる。(※)平成18年度障害者施策総合調査(内閣府)

- これらの課題については、
- ① 全国で実施する障害者自立支援法上の給付の対象となるサービスについて、その提供基盤を確実に強化するとともに、
 - ② それぞれの地域の実情に応じ、よりきめ細やかな支援を行うための予算事業を実施することにより対応している。
- 具体的には、
- ① 障害者自立支援法において、地域での住まいの場として共同生活援助(グループホーム)や共同生活介護(ケアホーム)などのサービスを創設するとともに、就労意欲のある障害者については、「就労移行支援事業」や「就労継続支援事業」を設け、福祉施設から一般就労への移行を促進するとともに、福祉施設における就労の場を拡大しているほか、
 - ② 予算事業として、受入れ条件が整えば退院可能な精神障害者の地域移行を進めるため、都道府県において「精神障害者地域移行支援特別対策事業」を実施するとともに、就労支援の充実強化のため、各都道府県が「工賃倍増5カ年計画」に基づき実施する事業を支援する事業を実施し、工賃水準の引上げのための取組みを推進している、
- など、全国的に実施すべき施策と各地域の実情に応じて実施する施策を組み合わせる有効な取組を行っているところである。

【効率性の観点】

- 障害者自立支援法におけるサービスについては、市町村及び都道府県が障害福祉計画を策定し(障害者自立支援法第88条、第89条)、その基盤整備を行っているところであるが、これに際しては、
- ・ 地域の障害者の実情やサービスに対するニーズを把握しながら、それぞれの地域において必要な障害福祉サービスの種類及び量を事前に見込む、
 - ・ 地域移行や就労支援などの課題への対応が遅れている地域については、その地域の実情を勘案しながら、市町村と都道府県が協働して、広域的観点からサービス事業所の整備を行う、
 - ・ 障害者自立支援法上の障害福祉サービスのほか、「精神障害者地域移行支援特別対策事業」などの事業や各都道府県で策定する「工賃倍増5カ年計画」の役割についても計画上位位置づけることとし、地域資源を活用するとともに、個々の障害者へのきめ細かな支援ができるよう取組を行う、
- など、効率的かつ計画的な方法を採用している。

【総合的な評価】

- 障害者の地域における自立した生活の実現に向けては、以上のように、全国的に実施する障害福祉サービスや地域の実情に応じて実施する事業等によって、国・地方自治体において着実な取組を行っているところである。
- 施策目標に係る評価においては未集計の指標も含まれているものの、福祉施設入所者の地域生活への移行者数は3年間で1.4万人に及ぶほか、個別目標を達成するための事務事業に係る指標が示すように、サービス量やサービス利用者数は着実に増大しており、総合的には、施策目標の達成に向け、有効かつ効率的な取組を行っているとして評価できる。

- しかしながら、施設入所者の地域移行については、施設入所者総数についてみると、施設を退所した者とほぼ同数の新規入所者がいるために、施設入所者総数自体の減少幅が小さい(※)状況にあることから、退所が可能な者については地域移行を更に進めていくとともに、できるだけ地域での自立した生活を継続していけるよう支援していくことが必要である。

(※)平成17年10月時点の施設入所者数は139,009人であるのに対し、平成19年10月時点の施設入所者数は138,620人となっており、入所者総数で見ると389人(平成17年10月の入所者総数の0.3%)の減少にとどまっている。

(「施設入所者の地域生活への移行に関する状況について」(社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課調べ))

- このような中、障害者自立支援法については、法附則における施行後3年の見直し規定を踏まえ、制度全般にわたる見直しを行うこととされていたところである。

この点、

- ① 平成20年12月にとりまとめられた社会保障審議会障害者部会報告書「障害者自立支援法施行後3年の見直しについて」においては、障害者自立支援法の「障害者ができるだけ地域で自立して暮らせるようにする」という理念については「合意が得られているもの」とされ、地域移行や就労支援についても、引き続き、充実を図っていくべきとされている
- ② さらに、平成21年2月に「与党障害者自立支援に関するプロジェクトチーム」においてとりまとめられ

た「障害者自立支援法の抜本見直しの基本方針」においても、「障害者が地域で普通に暮らすことや自立と共生の社会づくりを目標とする『障害者自立支援法』の基本理念を堅持しつつ」、同法を抜本的に見直すことなど、障害者の自立した地域生活の実現に向けての取組については、その充実が一層求められているところである。

- これを受け、平成21年3月31日に「障害者自立支援法等の一部を改正する法律案」を国会に提出した。同法律案においては、地域移行に係る課題への対応として、
- ① 地域移行を更に進めていくという観点から、グループホームやケアホームのサービスを利用しやすくするよう、入居者に対してその利用に伴い必要となる費用の助成を行うこととする
 - ② 施設入所者などが地域での生活に移行するためには、住居の確保や新生活の準備などについて支援が必要であることから、入所等の段階から退所後の生活を見据えてグループホームなどを体験利用する場合や住居の確保のためのサポートを行う「地域移行支援」を創設する
 - ③ 地域移行した障害者が実際に地域で安心して暮らしていくため、地域生活を始めた障害者に対して24時間間にわたって緊急時の相談・連絡などの体制を整備し支援を行う「地域定着支援」を創設するなど、地域移行を更に進めるとともに、できるだけ地域での自立した生活を継続していけるようにするための支援を行っていくこととしている。
- また、法律案とは別途、身体障害者がグループホーム・ケアホームを利用できるよう、平成21年10月までに必要な措置を行うこととしている。
- このように、施策目標の達成に向けては、引き続き、サービス提供基盤の強化を図っていくほか、現行の施策を着実に実施していくとともに、障害者の自立した地域生活への支援を一層充実させるための制度づくりに向けて取組んでいく必要がある。

【評価結果の分類】

- i 施策目標の終了・廃止を検討（該当する場合に○）
- ii 施策目標を継続（該当する場合に次のいずれか1つに○）
 - (イ) 施策全体として予算規模の縮小等の見直しを検討
 - (ロ) 見直しを行わず引き続き実施
 - (ハ) 施策全体として予算の新規要求、拡充要求等の見直しを検討
- iii 機構・定員要求を検討（該当する場合に○）

(理由)

- 施策目標の達成に向けては、障害福祉サービス等の地域的な偏在や不足を解消するため、全国的なサービスの提供基盤の強化を図ることとしているところであるが、「施策目標の評価」において示したように、今後ともサービスの必要量の増大が見込まれており、障害者の自立した地域生活への支援の一層の充実が求められている。
- こうした中、必要なサービス量を確保するとともに、その質の向上を図る必要があるため、平成22年度概算要求においては、
- ・ 障害者就業・生活支援センターの増設
 - ・ 精神障害者の地域移行・地域定着にかかる支援の強化
 - ・ グループホーム・ケアホームにおけるエレベーター設置、短期入所事業所、児童デイサービス事業所の整備促進等に係る所要の財源を要求することとしている。

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期) ※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)						
		H16	H17	H18	H19	H20
1	福祉施設入所者の地域生活への移行者数 (単位:人) (平成17年度入所者数約14万人のうち、 1.9万人以上/平成23年度)(前年度以上/ 平成20年度・21年度)	—	—	—	9,344 【49.1%】	14,098 【74.2%】
2	受け入れ条件が整えば退院可能な精神科病院 入院患者の退院者数 (平成19年度入院患者数約4.9万人のうち、 3.7万人以上/平成23年度)(前年度以上/ 平成20年度・21年度)	—	—	—	—	—
3	一般就労への年間移行者数(単位:万人) (0.9万人以上/平成23年度)	—	0.2	—	—	—
<p>(調査名・資料出所、備考)</p> <p>○ 指標1は、「施設入所者の地域生活への移行に関する状況について」(社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課調べ)によるものであるが、平成19年度の数値は、平成17年10月から平成19年10月までに地域生活へ移行した者の数(2,586施設から回答を集計(回収率約92%))であり、平成20年度の数値は、平成19年度の数値と平成19年10月から平成20年10月までに地域生活へ移行した者の数(2,450施設から回答を集計(回収率約91%))を合計した数である。(目標達成率は平成23年の目標値である1.9万人を分母として計算している。)</p> <p>○ 指標2については、平成20年度の数値について、集計方法を含め、今後検討することとしている。</p> <p>○ 指標3は、「障害福祉計画にかかる報告等の提出について」(社会・援護局障害保健福祉部企画課調べ)による。平成16、18、19年度分は調査を実施していない。当該指標については、調査方法等も含め、今後検討することとしている。</p>						

	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	成長力底上げ戦略(基本構想)	平成19年2月15日	・「工賃倍増5か年計画」による福祉的就労の底上げ 授産施設等で働く障害者の工賃水準を引き上げるとともに、一般雇用への移行の準備を進めるため、『福祉から雇用へ』推進5か年計画の一環として、産業界等の協力を得ながら、官民一体となった取組を推進。
	経済財政改革の基本方針2008	平成20年6月27日	「障害者の生活支援や就労支援・雇用促進等を進めるとともに、障害者自立支援法について、障害児支援の在り方など制度全般にわたる抜本的な見直しを行う。また、発達障害児・者に対する支援や精神障害者の地域移行を推進する。」

平成21年度実績評価書要旨

評価実施時期:平成21年8月

担当部局名: 年金局総務課

<p>施策名</p>	<p>公的年金制度の持続可能性を確保すること (IX-1-1)</p>	<p>政策体系上の位置付け</p> <p>基本目標 IX 高齢者ができる限り自立し、生きがいを持ち、安心して暮らせる社会づくりを推進すること</p> <p>施策目標 1 老後生活の経済的自立の基礎となる所得保障の充実を図ること</p>
<p>施策の概要</p>	<p>公的年金制度は、現在の高齢者に対する年金給付を、現在の現役世代が支払う保険料で賄うという、世代と世代の支え合いの考え方にに基づき成り立っており、賃金や物価の上昇など、長期間の社会経済の変動に対応して、実質的に価値のある年金を支給することにより、終身にわたって高齢者の生活の基本部分を支えることを目的としている。</p>	
<p>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p>	<p>【評価結果の概要】</p> <p>【現状分析（施策の必要性）】 公的年金は、高齢者世帯の所得の7割を占め、6割の高齢者世帯が公的年金の収入だけで生活しているなど、公的年金制度は老後の所得保障の柱となっている。このような年金制度を、少子高齢化の中でも安定したものとするため、平成16年に、長期的な給付と負担の均衡を確保し、制度を持続可能なものとする視点から、</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 保険料水準固定方式の導入 ② 給付水準を自動調整する仕組み（マクロ経済スライド）の導入 ③ 基礎年金国庫負担割合の引上げ ④ 積立金の活用 <p>の4つを柱とする制度改正が行われた。</p> <p>この平成16年年金制度改正において、年金財政については給付と負担の均衡が確保されているかどうかについて少なくとも5年ごとに検証し、財政の現況及び見通しを作成することとなっている（財政検証）。このため、金融や経済の専門家で構成される社会保障審議会年金部会経済前提専門委員会で議論された長期の経済前提等を用いて検証を行い、平成21年2月23日に平成21年財政検証の結果を公表したところである。</p> <p>また、国際的な人的交流の活発化に対応し、社会保障協定の締結により、日本と外国の保険料の二重払い等の問題の解決を図ることが喫緊の課題となっている。経済団体等関係各方面からも、協定の締結による在外日系企業の負担の解消等のため、人的交流の多い各国との間で速やかに協定を締結することが求められている。</p> <p>【有効性の観点】 公的年金は、少子高齢化の急速な進行などにより、制度改正を行わなければ大幅な赤字財政に陥る状況にあったことから、平成16年年金制度改正により、給付と負担の在り方の大幅な見直しを行い、持続可能な公的年金制度の構築を図ったところである。</p> <p>平成20年度において、社会保障協定の発効に至ったものが2件、署名を行ったものが2件、また、政府間交渉を実施、又は、当局間協議を実施したものが5件となるなど一定の成果をあげており、日本と外国の保険料の二重払い等の問題を解消することにより、相手国との間の人的交流や経済交流を一層推進することは、国際化の進展への対応として有効な手段であった。</p> <p>【効率性の観点】 平成16年年金制度改正は、同年10月より順次施行されており、効率的に実施されている。</p> <p>平成20年度においては、1カ国との間で当局間協議を新規に開始し、2カ国との間で社会保障協定の署名を行った。また、1カ国との間で協定締結を前提としない作業部会を行った結果、当局間協議を開始することとしたなどの実績を残しており、効率的に施策を実施していると評価できる。</p> <p>【総合的な評価】 平成21年2月に公表された財政検証においては、将来の厳しい出生率の動向や現下の厳しい経済状況を織り込み、長期的には現下の経済状況の混乱を脱し、再び安定的な成長軌道に復帰する姿を想定しており、その中でも、「基本ケース」（注）の下では、最終的な所得代替率は50.1%になるとの試算となり、これによって年金の長期的な給付と負担の均衡が確保されていることが確認された。</p> <p>財政検証との乖離状況（積立金）については、平成20年度の数値は集計中であるが、平成16～19年度は、実績値が財政再計算結果を上回っている。</p> <p>平成16年年金制度改正においては、急速に進行する少子高齢化を見据え、将来にわたり年金制度を持続可能なものとするため、給付と負担の両面にわたる見直しを実施し、新たな年金財政の枠組みを構築した。その際、基礎年金の国庫負担割合については、法律の本則上2分の1とするとともに、改正法の附則において、3分の1から2分の1に引き上げる道筋を示した。</p> <p>この道筋を踏まえ、各年度において基礎年金国庫負担割合の段階的な引上げを実施するとともに、2009（平成21）年通常国会において、基礎年金国庫負担割合2分の1を実現するための「国民年金法等の一部を改正する法</p>	

律等の一部を改正する法律」が同年6月19日に成立し、6月26日に公布されたところである。

本法案は、2009（平成21）年度及び2010（平成22）年度において、財政投融资特別会計からの一般会計への繰入れにより臨時的財源を手当てし、基礎年金国庫負担を2分の1とするとともに、税制抜本改革により所要の安定財源を確保した上で2分の1を恒久化し、仮に恒久化する年度が2012（平成24）年度以降となった場合には、それまでの間も、臨時的法制上及び財政上の措置を講ずることにより2分の1とすること等を内容とするものである。

国際化への進展の対応については、人的交流が活発で、経済団体等から社会保障協定の締結への要望が強かったスイスとの間で、社会保障協定の締結に向けて、平成20年度中に当局間協議を開始し、毎年1カ国以上という目標を達成した。また、在留邦人数が多く、経済団体等から協定締結への要望が強かったイタリア及びスペインの2カ国との間で、平成20年度中に当該協定を署名するなどの成果があったと評価できる。

以上を踏まえると、施策目標である「公的年金制度の持続可能性を確保すること」については、目標の達成に向け進展していると評価できる。

基礎年金国庫負担割合2分の1の実現によって、平成16年年金制度改正における年金財政の枠組みは完成し、年金財政の安定性は高まることとなった。しかしながら、年金制度の成熟化により、40年加入の満額年金を受給する高齢者が多数現れるようになった昨今、高齢者間の所得格差が拡大しているとの指摘等とあいまって、無年金・低年金者が存在するという実態に焦点が当たるようになってきている。公的年金制度の在り方については、労使の関係団体や報道機関からの提言、国会での議論等を通じて、様々な見解が示されているが、2008（平成20）年11月に取りまとめられた社会保障国民会議の最終報告においては、基礎年金の最低保障機能の強化等が提言されており、これを踏まえつつ、社会保障審議会年金部会でも2008年11月末に、低年金・低所得者に対する年金給付のあり方等平成16年年金制度改正で残された課題について、年金部会における議論の中間的な整理が取りまとめられたところである。

また、2008年末に閣議決定された持続可能な社会保障構築とその安定財源確保に向けた「中期プログラム」において、社会保障機能強化の工程表が示された。これを受け、上述の「国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律」の附則には、基礎年金の最低保障機能強化等についての検討規定が盛り込まれている。

（注）出生中位（1.26〔2055（平成67）年〕）、経済中位（長期の物価上昇率1.0%、名目賃金上昇率2.5%、名目運用利回り4.1%〔2016（平成28）年度以降〕）のケース

【評価結果の分類】

- i 施策目標の終了・廃止を検討（該当する場合に○）
- ii 施策目標を継続（該当する場合に次のいずれか1つに○）
 - (イ) 施策全体として予算規模の縮小等の見直しを検討
 - (ロ) 見直しを行わず引き続き実施
 - (ハ) 施策全体として予算の新規要求、拡充要求等の見直しを検討
- iii 機構・定員要求を検討（該当する場合に○）

（理由）平成20年度においても、目標の達成に向けた取組は着実に進展しており、引き続きこの取組を推進していく。

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期) ※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)					
	H16	H17	H18	H19	H20
1 財政検証との乖離状況(積立金) (単位:兆円) (平成21年財政検証結果の数値以上/毎年度) ・厚生年金 実績 財政検証結果 ・国民年金 実績 財政検証結果	【102.4%】 171.1 167.5 11.7 11.0	【106.6%】 174.2 163.9 12.0 10.8	【108.1%】 173.6 160.8 11.7 10.6	【105.0%】 166.4 158.3 10.8 10.4	【-%】 - 145.3 - 9.9
2 マクロ経済スライドによる給付水準調整(累積スライド調整率)(単位:%) (平成21年財政検証結果の数値以下/毎年度) 実績 財政検証結果	【-%】 -	【0%】 0.0	【0%】 0.0	【0%】 0.0	【0%】 0.0

3	社会保障協定の締結に向けた当局間協議新規開始国数（単位：件） （1カ国以上／毎年度）	【100％】 1	【0％】 0	【300％】 3	【300％】 3	【100％】 1
---	---	-------------	-----------	-------------	-------------	-------------

（調査名・資料出所、備考）

（指標1について）

- ・財政検証結果どおりに積立金の実績が推移しているかどうかを検証するための指標である。
- ・「実績」は、財政検証と比較できるように、厚生年金基金の最低責任準備金、国庫負担繰延額、公社未移管積立金残高等を加えた数値（年度末現在）である。なお、平成17年度以降については、独立行政法人福祉医療機構への出資金のうち、将来の給付費等への充当を予定している分を含んでいる。
- ・「財政検証結果」は、平成21年財政検証結果による。ただし、平成19年以前は、平成16年財政再計算結果による。
- ・平成20年度の数値は現在集計中であり、平成22年7月頃公表予定。
- ・年金局数理課調べによるものである。

※財政再計算から財政検証へ

平成16年年金制度改正以前は、年金制度を長期的に安定したものとするため、少なくとも5年に一度、社会・経済情勢の変化に伴う様々な要素を踏まえ、給付と負担が均衡するよう将来の保険料引上げ計画を策定する財政再計算を行うとともに、必要に応じ制度改正を行っていたものである。

平成16年年金制度改正において、保険料の上限を固定したため財政再計算は行われなくなったが、給付と負担の均衡が確保されているかどうかについて少なくとも5年ごとに検証し、財政の現況及び見通しを作成（財政検証）することとなった。

【参考】厚生労働省ホームページ 平成21年財政検証結果等

<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/nenkin/nenkin/zaisei-kensyo/index.html>

<http://www.mhlw.go.jp/topics/nenkin/zaisei/zaisei/index.html>

（指標2について）

- ・財政検証結果どおりにマクロ経済スライドによる給付水準調整（累積スライド調整率が推移しているかどうかを検証するための指標である。
- ・マクロ経済スライドによる給付水準調整（累積スライド調整率）は、平成16年年金制度改正において、将来の保険料の上限を固定する保険料水準固定方式の下で、給付と負担の均衡が図られるよう導入されたものである。
- ・なお、平成17年～20年の実績欄の数値が0.0となっているのは、平成20年度時点では、物価スライド特例により、原則として本来の年金水準より1.7%高い水準の年金額となっており、当該特例が解消されるまでの間は、マクロ経済スライドによる調整は行われないことによるものである。
- ・年金局年金課・数理課調べによるものである。

（指標3について）

- ・社会保障協定の締結に向けて、当局間協議を新規に開始した国の数である。
- ・当局間協議新規開始国の内訳は、以下のとおり。

平成16年度 オランダ

平成18年度 チェコ、スペイン、イタリア

平成19年度 アイルランド、ハンガリー、スウェーデン

平成20年度 スイス

【参考】厚生労働省ホームページ 社会保障協定について

<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/nenkin/nenkin/shakaihoshou.html>

- ・年金局国際年金課調べによるものである。

	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	経済財政の基本方針2008	平成20年6月27日	<ul style="list-style-type: none"> ・被用者年金制度の一元化やパート労働者への社会保険適用拡大を実現する。 ・基礎年金国庫負担割合については、「平成16年改正法」に基づき、所要の安定的な財源を確保する税制の抜本的な改革を行った上で、平成21年度までに2分の1に引き上げる。
	社会保障の機能強化のための緊急対策～5つの安心プラン～	平成20年7月29日	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者雇用促進の観点からの在職老齢年金制度の見直しの検討 ※さらに、基礎年金の最低保障機能強化のあり方等指摘されている論点等について検討 ・継続審議中の被用者年金一元化法案の早期成立を目指すとともに、その後更に社会保険が適用される者を増やす方策について検討
	持続可能な社会保障構築とその安定財源確保に向けた「中期プログラム」	平成20年12月24日 閣議決定	<ul style="list-style-type: none"> ・基礎年金の最低保障機能の強化

平成21年度実績評価書要旨

評価実施時期:平成21年8月

担当部局名:老健局老人保健課

(関係部局)老健局振興課・介護保険計画課

<p>施策名</p>	<p>高齢者の介護予防・健康づくりを推進するとともに、生きがいつくり及び社会参加を推進すること</p> <p>(IX-3-1)</p>	<p>政策体系上の位置付け</p> <p>基本目標 IX 高齢者ができる限り自立し、生きがいを持ち、安心して暮らせる社会づくりを推進すること</p> <p>施策目標 3 高齢者の健康づくり・生きがいつくりを推進するとともに、介護保険制度の適切な運営等を通じて、介護を必要とする高齢者への支援を図ること</p>
<p>施策の概要</p>	<p>高齢者が尊厳を保持し、自立した日常生活を営むことができるよう、要支援・要介護状態になる前からの介護予防を推進するとともに、介護予防が円滑に展開されるよう支援体制や評価体制を整備する。</p>	
<p>施策に関する 評価結果の 概要と達成 すべき目標等</p>	<p>【評価結果の概要】</p> <p>【現状分析（施策の必要性）】 介護保険制度の施行後、要支援・要介護認定者数は増加しており、施行直後と施行8年後の要支援・要介護認定者数と比較すると約2.1倍となっている。特に軽度者（要支援1～要介護1）は、約2.3倍と大きく増加している。軽度者は、体を動かさないことにより徐々に生活機能が低下していく「老年症候群」の状態にある者や、その状態にある可能性の高い者が多いことが特徴であり、こうした者が、本人でできることは可能な限り本人が行うという観点で、介護予防サービスの適切な利用や介護予防事業への参加等により、状態の維持・改善を図ることが期待されている。</p> <p>【有効性の観点】 平成19年度は、54,793人の特定高齢者が改善しており、前年度の16,144人に比べて大幅に増加している。 また、継続的評価分析支援事業の参加市町村における予防給付受給者（要支援1相当）のうちの維持改善した者の割合は、平成16年に比べて、平成19年の方が増加している。このように、介護予防事業の実施や新予防給付により、介護予防・健康づくり等が推進されており、施策目標達成のための有効な取組を行うことができたものと評価できる。</p> <p>【効率性の観点】 平成19年度は、改善した特定高齢者の人数が増加するとともに、参考指標1にあるように、特定高齢者施策参加者数も増加している。また、継続的評価分析等支援事業の参加市町村における要支援1相当の者及び特定高齢者相当の者1人1年間にかかる費用は、平成16年に比べ平成19年の方がそれぞれ減少している。このように、特定高齢者事業及び予防給付の効率的な実施が図られたところであり、施策目標達成のための効率的な取組を行うことができたものと評価できる。</p> <p>【総合的な評価】 介護予防事業の実施や新予防給付等の取組を通じて、高齢者の介護予防・健康づくりの推進等を図ることができたものと評価できる。したがって、今後とも、これまで行ってきた取組を継続していくことが必要である。</p> <p>【評価結果の分類】</p> <p>i 施策目標の終了・廃止を検討（該当する場合に○）</p> <p>ii 施策目標を継続（該当する場合に次のいずれか1つに○） <input type="checkbox"/> (イ) 施策全体として予算規模の縮小等の見直しを検討 <input checked="" type="checkbox"/> (ロ) 見直しを行わず引き続き実施 <input type="checkbox"/> (ハ) 施策全体として予算の新規要求、拡充要求等の見直しを検討</p> <p>iii 機構・定員要求を検討（該当する場合に○） (理由) 高齢者が要支援・要介護状態となることを予防するため、引き続き介護予防関連事業を推進する必要があるとともに、これまで行われてきた取組に有効性及び効率性が認められるため。</p>	

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

施策目標に係る指標

(達成水準/達成時期)

※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)

		H16	H17	H18	H19	H20
1	改善した特定高齢者の人数 (前年度以上/毎年度)	-	-	16,144 【-%】	54,793 【339.4%】	集計中

(調査名・資料出所、備考)

指標1は、介護予防事業報告(老健局調べ)による。なお、介護予防事業とは、平成18年度から創設された、市町村が地域支援事業として実施している事業であり、要支援・要介護となる前的高齢者を対象に、要支援・要介護状態になることを予防する目的で行われている事業である。

介護予防事業は、基本チェックリスト等の生活機能評価によりスクリーニングされた要支援・要介護状態になるおそれの高い高齢者(特定高齢者)を対象とする特定高齢者施策(ハイリスクアプローチ)と、全ての高齢者を対象とする一般高齢者施策(ポピュレーションアプローチ)を組み合わせられている。

平成20年度の数値は現在集計中であり、平成22年3月頃に公表予定。

なお、予防給付受給者については、全国的な指標はないが、継続的評価分析支援事業(継続的評価分析支援事業とは、国が新予防給付サービス等の費用対効果等の評価・検証を行うに当たり、そのデータを取得するため、自治体における評価・検証等に資する事業を支援するための事業)に基づき全国83市町村から収集したデータ(老健局調べ)を分析した。その分析によって、平成19年1月～12月の事業参加市町村における予防給付受給者(要支援1相当)の状態を一年間追跡したところ、76.6%の者が維持改善しており、予防給付導入前の平成16年1月～12月の割合(61.1%)に比べ増加となっており、予防給付導入による効果が検証された。

【参考】厚生労働省ホームページ

<http://www.mhlw.go.jp/topics/2008/04/tp0411-2.html>

<http://www.mhlw.go.jp/topics/2009/04/tp0417-1.html>

<http://www.mhlw.go.jp/shingi/2008/05/s0528-5.html>

参考統計		H16	H17	H18	H19	H20
1	特定高齢者施策参加者数(人)	-	-	50,965	109,356	集計中

(調査名・資料出所、備考)

参考統計1は、介護予防事業報告(老健局調べ)による。

なお、平成20年度の数値は、平成22年3月頃に公表予定である。

関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)

平成21年度実績評価書要旨

評価実施時期:平成21年8月

担当部局名:老健局介護保険計画課

(関係部局)老健局高齢者支援課・老人保健課・振興課

<p>施策名</p>	<p>介護保険制度の適切な運営を図るとともに、質・量両面にわたり介護サービス基盤の整備を図ること</p> <p>(IX-3-2)</p>	<p style="text-align: center;">政策体系上の位置付け</p> <p>基本目標 IX 高齢者ができる限り自立し、生きがいを持ち、安心して暮らせる社会づくりを推進すること</p> <p>施策目標 3 高齢者の健康づくり・生きがいづくりを推進するとともに、介護保険制度の適切な運営等を通じて、介護を必要とする高齢者への支援を図ること</p>
<p>施策の概要</p>	<p>高齢者、特に認知症高齢者や一人暮らし高齢者が急増していく中で、高齢者が介護を必要とする状態となっても、尊厳を持って、その有する能力に応じて自立した生活を住み慣れた地域において継続できるよう、介護保険制度の適切な運営を図りつつ、質・量両面にわたり介護サービス基盤の整備を図る。</p>	
<p>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p>	<p>【評価結果の概要】</p> <p>【現状分析（施策の必要性）】 介護保険制度については、平成12年4月の施行から10年目をむかえ、要介護認定者数、サービス事業者数が増加するなど、国民の間に広く普及してきたところであるが、その一方で、我が国全体の介護費用が3.6兆円（平成12年度実績）から7.7兆円（平成21年度予算）に増加するなど、制度の持続可能性を確保していくことが課題になっている。また、今後とも、国民の保健医療の向上及び福祉の増進のため、全国的に一定水準のサービスを利用できるようにすることが必要である。このため、介護給付の適正化や要介護認定の適正化などを通じて、介護保険制度の適切な運営を図っていくことが必要である。</p> <p>他方、今後、高齢化が急速に進み、要介護者・要支援者も現在以上に増加することが見込まれていることから、これらの要介護者等に対して良質な介護サービスを提供していくための基盤整備を進めていくことも重要である。</p> <p>さらに、今後増加が見込まれている認知症高齢者対策についても、重点的に対応していく必要がある。</p> <p>【有効性の観点】 平成19年度においては、介護給付費等費用適正化事業、要介護認定適正化事業等の取組を通じて、各種給付適正化を実施する保険者の割合がほぼ100%になる、要介護認定に係る一次判定から二次判定における軽重度変更率が前年度に比べて減少する等の効果が生じており、介護保険制度の適切な運営につながる取組を行えたものと考えられる。</p> <p>また、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金、介護サービス情報の公表制度支援事業等の実施を通じて、介護サービス利用者数に対する地域密着型サービス利用者の割合が増加する、介護サービス情報の公表事業所数が大幅に増加する等の効果が生じており、質・量両面にわたる介護サービス基盤の整備を図るための取組を行えたものと考えられる。</p> <p>したがって、施策目標達成のための有効な取組を行うことができたものと評価できる。</p> <p>【効率性の観点】 平成19年度においては、各種給付適正化を実施する保険者の割合がほぼ100%になる、要介護認定に係る一次判定から二次判定における軽重度変更率が前年度に比べて減少する等の効果が生じている。これは、介護保険制度の運営主体である保険者主体の取組を推進するとともに、保険者の事務の合理化を図るものであり、介護保険制度の適切な運営を図るための効率的な取組を行えたものと考えられる。</p> <p>また、介護サービス利用者数に対する地域密着型サービス利用者の割合が増加する、介護サービス情報の公表事業所数が大幅に増加する等の効果が生じている。こうしたことから、地域密着型サービスの普及により、要介護者等が可能な限り地域で生活し続けられるようなサービス提供が促進されるとともに、サービス利用者の選択に基づくサービスの質の向上等が図られると考えられるところであり、質・量両面にわたり介護サービス基盤の整備を図るための効率的な取組を行えたものと考えられる。</p> <p>したがって、施策目標達成のための効率的な取組を行うことができたものと評価できる。</p> <p>【総合的な評価】 各種事業の実施等の取組を通じて、介護給付の適正化、要介護認定の適正化等を通じた介護保険制度の適切な運営、質・量両面にわたる介護サービス基盤の整備を図ることができたものと評価できる。したがって、今後とも、これまで行ってきた取組を実施していくことが必要である。</p> <p>【評価結果の分類】</p>	

- i 施策目標の終了・廃止を検討（該当する場合に○）
- ii 施策目標を継続（該当する場合に次のいずれか1つに○）
 - (イ) 施策全体として予算規模の縮小等の見直しを検討
 - 見直しを行わず引き続き実施
 - (ハ) 施策全体として予算の新規要求、拡充要求等の見直しを検討
- iii 機構・定員要求を検討（該当する場合に○）

(理由)

高齢者が住み慣れた地域において自立し、尊厳を持って生活できるよう、介護保険制度の適切な運営を図るとともに、質・量両面にわたり介護サービス基盤を整備していくことは重要であり、この施策目標の実施に関して、これまで、有効かつ効率的な取組を行ってきたことから、今後とも、引き続き、これまでの取組を実施していくことが必要である。

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

施策目標に係る指標

(達成水準/達成時期)

※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)ただし、指標2については、【 】内は、目標達成状況(達成水準-実績値)。

		H16	H17	H18	H19	H20
1	各種給付適正化を実施する保険者の割合(単位:%) (前年度以上/毎年度)	76 【-%】	79 【104%】	99 【125%】	99 【100%】	集計中
2	要介護認定に係る一次判定から二次判定における軽重度変更率 (単位:ポイント) (前年度に比べ、地域格差を縮小/毎年度)	-	-	18.9 【-%】	20.4 【-1.4p】	19.2 【1.2p】
3	介護サービス利用者数に対する地域密着型サービス利用者数の割合 (単位:%) (前年度以上/毎年度)	-	-	5.9 【-%】	7.0 【118.6%】	7.6 【108.6%】
4	介護サービス情報の公表事業所数 (単位:事業所数) (前年度以上/毎年度)	-	-	93,530 【-%】	112,171 【119.9%】	215,717 【192.3%】

(調査名・資料出所、備考)

- ・ 指標1は、介護給付適正化推進運動実施状況調査による。
- ・ 指標2は、要介護認定等に係る認定調査結果等報告による。(老健局老人保健課調べ)
- ・ 指標3は、「介護給付費実態調査月報」(大臣官房統計情報部調べ)によるものであり、毎年3月のサービス提供実績を基に算出された数値を記載している。
なお、「地域密着型サービス」は、住み慣れた地域・自宅での生活を支援していく観点から、平成17年介護保険制度改革で制度化されたものであり、数値は平成18年度からのものである。
- ・ 指標4は、老健局振興課調べによるものであり、介護サービスを提供している事業所のうち、都道府県の指定情報公表センターのホームページにおいてサービス情報の公表を行っている事業所数である。

	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	経済財政改革の基本方針2009	平成21年6月23日	<ul style="list-style-type: none"> ・「安心社会の実現のために、社会保障の機能強化・効率化と雇用を軸とした生活安心保障の再構築を進める。その財源については、第1章4.(2)の基本方針に従って確保する。」 ・「安定財源を確保した上で、2015年までの「医療・介護及び子育てサービス・人材整備」目標を実現する。」
	持続可能な社会保障構築とその安定財源確保に向けた「中期プログラム」	平成20年12月24日閣議決定、平成21年6月23日一部改正	<ul style="list-style-type: none"> ・「国民の安心強化と持続可能で質の高い「中福祉」の実現に向けて、年金、医療及び介護の体制の充実、子育て支援の給付・サービスの強化など機能強化と効率化を図る。」

平成21年度実績評価書要旨

評価実施時期:平成21年8月

担当部局名: 大臣官房国際課、職業能力開発局海外協力課

施策名	国際機関の活動への参画・協力を推進すること (X-1-1)	政策体系上の位置付け
		基本目標 X 国際化時代にふさわしい厚生労働行政を推進すること 施策目標 1 国際社会への参画・貢献を行うこと
施策の概要	保健医療・公衆衛生・雇用・労働・社会分野における様々な課題について、国際社会に貢献するため、世界保健機関（WHO）、国際労働機関（ILO）、経済協力開発機構（OECD）等の国際機関を通じて、技術協力事業、国際的な研究・分析事業へ協力する。	
施策に関する評価結果のすべき目標等	<p>【評価結果の概要】</p> <p>【現状分析（施策の必要性）】 （個別目標1について） グローバル化が進展する中で、急速な技術革新、産業構造の変化に伴い、労働分野における諸問題の解決は、開発途上国の安定的・持続的な社会的・経済的発展の条件となっており、重要な課題でもある。 特にアジア・太平洋地域の開発途上国においては、年々、我が国との社会的・経済的な関係が深化しており、技術協力を通じて、同地域の発展のために、労働環境の整備を推進することは、関係の深い我が国の発展にもつながるものであり、政策的にも重要である。 こうした状況において、同地域の安定的・持続的な経済発展の基盤として、労働環境の整備を進めるために、ILOが持つ専門的知識やノウハウを活用した技術協力を行うことが必要である。</p> <p>（個別目標2について） 近年国際社会でその重要性が高まっている保健医療・公衆衛生分野における諸課題に対して、各国が協力することにより、例えば、世界共通の課題となっている感染症問題に適切かつ迅速に対処することが可能となり、これは我が国の感染症対策の実施の上で、重要である。 また、発展途上国における保健医療の水準の向上に寄与することにより、安定的・持続的な経済発展の基盤となり、その国の開発・発展にも貢献することとなる。</p> <p>（個別目標3について） OECDは、世界経済の主要国の雇用・社会分野の様々な課題に関して多角的・総合的な研究・分析を行っており、これを通じて、我が国の雇用・社会保障政策等の改善が図られる。このため、OECDが行う事業のうち、我が国の政策立案・運営に資する研究・分析事業に拠出し、当該事業の効果的実施に貢献することが、我が国にとって必要である。</p> <p>【有効性の観点】 保健医療、公衆衛生、雇用・労働分野等において、我が国は長年の経験を有しており、東南アジアを中心としたアジア・太平洋地域各国におけるこれらの分野に係る課題を解決するために、我が国の経験を踏まえた支援を行うことは、効果的である。また、OECDによる研究・分析に参加することにより我が国の雇用・社会保障政策等の改善が図られるため、OECDの事業への拠出は有効である。</p> <p>【効率性の観点】 現在アジア・太平洋地域各国が直面している課題に既に対応してきた我が国の経験は、諸外国がこれらの課題に対応するために実践的なものである。また、ILOやWHO等の専門知識、経験を有する国際機関を通じた協力を行うことにより、より効果的な事業を実施することが可能となっている。 また、我が国が積極的に協力・貢献しているOECDの雇用や医療に関する事業に対して、先進各国からも効果や効率性等について高い評価を得ている。</p> <p>【総合的な評価】 保健医療、公衆衛生、雇用・労働分野等における国際機関を通じた協力については我が国の経験及び国際機関の専門性の双方を活用し、国際社会へ貢献するだけでなく、我が国の施策の検討や制度の安定等に資するものであるため、効率的、効果的に事業を実施しているものと評価している。 今後の課題として、金融危機に端を発した経済危機が労働市場へ与える影響、新型インフルエンザ発生のような様々な問題に即応した事業が実施されるよう国際機関に働きかけること等により、日本のプレゼンスを高めていくことが必要である。</p> <p>【評価結果の分類】</p>	

- i 施策目標の終了・廃止を検討（該当する場合に○）
 - ii 施策目標を継続（該当する場合に次のいずれか1つに○）
 - (イ) 施策全体として予算規模の縮小等の見直しを検討
 - (ロ) 見直しを行わず引き続き実施
 - (ハ) 施策全体として予算の新規要求、拡充要求等の見直しを検討
 - iii 機構・定員要求を検討（該当する場合に○）
- (理由)
適正に事業を行っているため。

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期)		H16	H17	H18	H19	H20
※【 】内は、目標達成率（実績値/達成水準）						
1	プロジェクト毎に設定されている計画目標(immediate objectives)の達成状況 (前プロジェクトと同程度/各プロジェクト終了時)	【 %】	【 %】	【 %】	100% 【100%】	集計中 【-%】
2	アジア太平洋地域技能就業能力計画(SKILLS-AP)のセミナー参加者が自分の所属機関等においてセミナーの成果を政策や事業等何らかの形で活用した割合(80%/毎年度)	【-%】	【-%】	85% 【106%】	100% 【125%】	集計中
3	OECD事業実施報告における各事業の質に対する各国評価平均(中程度(medium)=3以上(平成16年事業は、0~4の5段階で評価しているため、平均(average)=2以上)/2年に1回)	2.96 【148%】	3.66 【122%】	3.59 【120%】	集計中	集計中

(調査名・資料出所、備考)

指標1については、ILOの持つ専門的知識やノウハウを活用し、ニーズにあった協力を行うために日本が拠出しているプロジェクトについて、そのプロジェクト毎に設定される計画目標の達成状況を、国際労働機関アジア太平洋地域事務所(ILO・ROAP)の作成する報告書を基に、平成19年度プロジェクトから把握することとしている。平成20年度の数値を現在集計中であり、平成22年度第1四半期に公表予定。

指標2について、アジア太平洋地域技能就業能力計画(SKILLS-AP)ワークショップの参加者の所属機関(各国能力開発行政機関)による評価結果(ワークショップで得られた知識・スキルを新しい制度の導入、既存の制度の運営等に活用できたか)である。平成20年度の数値を現在集計中であり、平成21年11月に公表予定。

- ・アジア太平洋地域技能就業能力計画(SKILLS-AP)について：アジア太平洋地域における加盟各国の職業能力開発及び技能水準の向上、雇用の拡大については経済・社会開発の促進を目的とし、職業生涯を通じた持続的スキル開発、若年者・女性等の能力開発へのアクセスの確保、職業教育訓練の質の確保等の幅広い分野で、各国の人材開発関係機関の相互協力を促進しつつ、調査・研究の実施、セミナー、ワークショップ、研修の実施、技術会合の開催等の活動を行う計画

指標3について、

資料出所：OECD事業実施報告(PIR, Programme Implementation Reporting)

- ・PIRについて：OECD加盟国がOECDの事業の「質」(Quality)を1~5の5段階で評価し、OECD事務局が各国の評価の集計・平均値の算出を行った結果に関する調査報告。
- ・PIR対象事業と当省予算の関係：PIR対象年の事業に対しては、前年度予算により拠出(平成18年(暦年)事業については、平成17年度予算により拠出)。
- ・政策評価の対象事業：当省が拠出金を出しているOECDの事業に係るもの。

・評価は2年おきに実施され、H19年及びH20年分は、H21年9月頃に公表予定。

関係する施政方針演説等閣の重要政策 (主なもの)	施政方針演説等	年 月 日	記 載 事 項 (抜粋)

平成21年度実績評価書要旨

評価実施時期:平成21年7月

担当部局名:

<p>施策名</p>	<p>厚生労働科学研究事業の適正かつ効果的な実施を確保すること (X1-2-1)</p>	<p>政策体系上の位置付け 基本目標 X1 国民生活の向上に関わる科学技術の振興を図ること 施策目標 2 研究を支援する体制を整備すること</p>
<p>施策の概要</p>	<p>厚生労働科学研究の振興を促し、もって、保健医療、福祉、生活衛生、労働安全衛生等厚生労働行政施策の科学的な推進を確保し、技術水準の向上を図る。</p>	
<p>施策に関する 評価結果の 概要と達成 すべき目標等</p>	<p>【評価結果の概要】</p> <p>【現状分析（施策の必要性）】 厚生労働科学研究では、厚生労働行政施策の適切妥当な科学的根拠の形成に資する幅広い研究を実施しているところである。近年は特に、健康安心の推進、先端医療の実現、及び健康安全の確保に資する研究を推進しており、具体的な事例として、がんの革新的予防・診断・治療法の開発に関する研究や、生活習慣病の一次予防から診断・治療までを網羅し、体系的な生活習慣病対策の推進に関する研究等を実施しているところである。したがって、厚生労働省が実施する重要な施策の展開のため、厚生労働科学研究の適切かつ効率的な実施を確保することが必要となっている。</p> <p>【有効性の観点】 各研究事業の評価委員会については、「厚生労働省の科学研究開発評価に関する指針」（平成17年8月25日厚生科学課長決定。以下「指針」という。）に基づいて各事業毎に年1回以上開催している。研究評価には、研究開発課題の採択に関する事前評価、研究の進捗を評価する中間評価、研究が適切に行われたか等を評価する事後評価がある。事前評価では、厚生労働行政にとって真に必要な研究開発課題を厳選することにより効果的な資金配分に寄与し、中間評価では、研究成果が施策に反映されるように研究の進め方に適切な助言等を行い、事後評価では、研究の達成・未達成の確認、以後の評価での活用、以後の研究事業の企画・実施への活用など、評価委員会の評価を通じ、各研究事業の有効な実施が図られている。</p> <p>【効率性の観点】 各研究事業の評価委員会においては、各分野の委員（学識経験者等）が最新の知見に照らして評価を行い、その結果に基づいて研究費が配分されている。また、中間評価では当初の計画通り研究が進行しているか否か到達度評価を実施しており、必要な場合は研究計画の変更・中止が決定されるため、研究費の効率的な運用に寄与している。</p> <p>【総合的な評価】 各研究事業の適正かつ効果的な実施には、各種指針を踏まえた評価体制の構築と適切な評価の実施が不可欠である。上記のとおり各研究事業で年1回以上評価委員会が開催され適切な評価が行われていることにより、各研究事業の適切かつ効果的な実施が図られていると評価できる。 なお、「厚生労働行政の在り方に関する懇談会最終報告」（平成21年3月30日）において、「政策が多くの国民の理解と納得を得られるよう、企画立案の裏付けとなるような研究を推進することが必要。また、研究の成果を政策立案に的確に活かす仕組みと体制を確立すべき。」とされており、今後、その方向で取り組んでいく必要がある。</p> <p>【評価結果の分類】</p> <p>i 施策目標の終了・廃止を検討（該当する場合に○） ii 施策目標を継続（該当する場合に次のいずれか1つに○） （イ）施策全体として予算規模の縮小等の見直しを検討 （ロ）見直しを行わず引き続き実施 （ハ）施策全体として予算の新規要求、拡充要求等の見直しを検討 iii 機構・定員要求を検討（該当する場合に○）</p> <p>（理由） 政策目標の達成に向けて着実に進展しているため</p>	

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期) ※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)					
	H16	H17	H18	H19	H20
1 研究評価委員会の開催件数 (単位:回) (年1回以上/毎年度)	61 【-】	65 【-】	62 【-】	64 【-】	78 【100%】
(調査名・資料出所、備考) ・指標1は、大臣官房厚生科学課の調べによる。 ・研究評価委員会は研究事業ごとに設置されるものであり、数値は開催された研究評価委員会の総件数、目標達成率は、1回以上評価委員会を開催した評価委員会の割合である。					
参考統計	H16	H17	H18	H19	H20
1 厚生労働科学研究費補助金評価委員会数	57	62	59	64	76
2					
(調査名・資料出所、備考)					

	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	科学技術基本計画	平成13年3月30日	「第2期基本計画の期間中に競争的研究資金の倍増を目指す」とこととされている。
	科学技術基本計画	平成13年3月30日	「研究者が多様な経験を積むとともに、研究者の流動性を高めるため、産学官間の交流や国際交流を重視する」とこととされている。
	科学技術基本計画	平成13年3月30日	「研究成果、研究資源等の研究開発情報のデータベース化を引き続き推進する」とこととされている。
	第3期科学技術基本計画	平成18年3月28日	競争的資金及び間接経費の拡充」等の項目が盛り込まれている。